

令和 6 年 第 4 回定例会

# 横 瀬 町 議 会 会 議 録

令和 6 年 6 月 13 日 開会

令和 6 年 6 月 14 日 閉会

横 瀬 町 議 会

令和6年  
第4回定例会 横瀬町議会会議録

目 次

招集告示 ..... 1  
応招・不応招議員 ..... 2

6月13日(木)

- 開 会 ..... 5
- 開 議 ..... 5
- 町長あいさつ ..... 5
- 議事日程の報告 ..... 9
- 会議録署名議員の指名 ..... 9
- 会期の決定 ..... 9
- 諸般の報告 ..... 10
- 一般質問 ..... 13
  - 5 番 黒 澤 克 久 議員 ..... 13
  - 4 番 向 井 芳 文 議員 ..... 26
  - 8 番 内 藤 純 夫 議員 ..... 40
  - 6 番 宮 原 みさ子 議員 ..... 43
  - 2 番 関 貴 志 議員 ..... 52
- 散 会 ..... 56



6月14日(金)

- 開 議 ..... 60
- 答弁の訂正 ..... 60
- 議事日程の報告 ..... 60
- 報告第1号の上程、説明、質疑 ..... 60
  - ・報告第1号 有限会社果樹公園あしがくぼの経営状況について
- 報告第2号の上程、説明、質疑 ..... 71
  - ・報告第2号 株式会社ENg aWAの経営状況について
- 報告第3号の上程、説明、質疑 ..... 82
  - ・報告第3号 令和5年度横瀬町一般会計繰越明許費繰越計算書  
について
- 議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決 ..... 84
  - ・議案第26号 横瀬町褒賞条例の一部を改正する条例

- 議案第 27 号の上程、説明、質疑、討論、採決 …………… 8 5
  - ・議案第 27 号 横瀬町こども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 28 号の上程、説明、質疑、討論、採決 …………… 8 6
  - ・議案第 28 号 横瀬町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 29 号の上程、説明、質疑、討論、採決 …………… 8 7
  - ・議案第 29 号 横瀬町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第 30 号の上程、説明、質疑、討論、採決 …………… 8 9
  - ・議案第 30 号 横瀬町指定地域密着型サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第 31 号の上程、説明、質疑、討論、採決 …………… 9 2
  - ・議案第 31 号 横瀬町指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第 32 号の上程、説明、質疑、討論、採決 …………… 9 4
  - ・議案第 32 号 横瀬町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第 33 号の上程、説明、質疑、討論、採決 …………… 9 5
  - ・議案第 33 号 令和 6 年度横瀬町一般会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 34 号の上程、説明、質疑、討論、採決 …………… 9 7
  - ・議案第 34 号 令和 6 年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 35 号の上程、説明、質疑、討論、採決 …………… 9 8
  - ・議案第 35 号 埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更につ

いて

○議案第36号の上程、説明、質疑、採決 .....	100
・議案第36号 人権擁護委員候補者の推薦について	
○請願第1号の上程、説明、質疑、委員会付託 .....	101
・請願第1号 「現行の健康保険証の存続を求める意見書」を国 へ提出することを求める請願	
○閉会中の継続審査の申出 .....	103
○閉 会 .....	104

○ 招 集 告 示

横瀬町告示第45号

令和6年第4回横瀬町議会定例会を、令和6年6月13日横瀬町役場に招集する。

令和6年6月6日

秩父郡横瀬町長 富 田 能 成

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1番	森	沢	望	美	議員	2番	関		貴	志	議員	
3番	町	田		多	議員	4番	向	井	芳	文	議員	
5番	黒	澤	克	久	議員	6番	宮	原	み	さ	子	議員
7番	新	井	鼓	次	郎	議員	8番	内	藤	純	夫	議員
9番	若	林	想	一	郎	議員	10番	関	根		修	議員
11番	小	泉	初	男	議員	12番	若	林	清	平	議員	

不応招議員（なし）

## 令和6年第4回横瀬町議会定例会 第1日

令和6年6月13日（木曜日）

議事日程（第1号）

1、開 会

1、開 議

1、町長あいさつ

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、諸般の報告

1、一般質問

5 番 黒 澤 克 久 議員

4 番 向 井 芳 文 議員

8 番 内 藤 純 夫 議員

6 番 宮 原 みさ子 議員

2 番 関 貴 志 議員

1、散 会

午前10時開会

出席議員（12名）

1番	森	沢	望	美	議員	2番	関	貴	志	議員		
3番	町	田		多	議員	4番	向	井	芳	文	議員	
5番	黒	澤	克	久	議員	6番	宮	原	み	さ	子	議員
7番	新	井	鼓	次	郎	議員	8番	内	藤	純	夫	議員
9番	若	林	想	一	郎	議員	10番	関	根		修	議員
11番	小	泉	初	男	議員	12番	若	林	清	平	議員	

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

富	田	能	成	町	長	井	上	雅	国	副	町	長							
山	中	正	広	教	育	長	逸	見	和	秀	総	務	課	長					
大	畑	忠	雄	ま	ち	経	工	藤	学	税	務	会	計	長					
				課	管	長				課									
島	田	伸	子	税	務	会	平	沼	宏	一	町	民	課	長					
				課	担	当													
				管	理	者													
平	沼	朋	子	福	祉	介	加	藤	美	智	子	福	祉	介	護	課	担	当	長
				課	長							課							
守	屋	則	子	健	子	育	町	田	勝	一	振	興	課	長					
				課		長													
小	泉	達	美	建	設	課	久	古		武	建	設	課	担	当	課	長		
				長							担								
町	田	一	生	教	育	次	大	沢	賢	治	代	表	監	査	委	員			
				長							員								

本会議に出席した事務局職員

加	藤	勉	事	務	局	長	渡	辺	岬	書	記
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---



◎開会の宣告

(午前10時00分)

○新井鼓次郎議長 皆様、おはようございます。

令和6年第4回横瀬町議会定例会の招集に当たり、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。  
全員の出席でございます。ただいまより開会いたします。



◎開議の宣告

○新井鼓次郎議長 直ちに本日の会議を開きます。



◎町長あいさつ

○新井鼓次郎議長 本定例会開会に当たり、町長からあいさつのための発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 皆様、おはようございます。

今日は、横瀬町議会6月定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には公私ともお忙しい中ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

開催に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。6月に入り、天候の不順な時期になりました。今後も蒸し暑い日や肌寒さを感じる日など、体調管理が難しい日が続くと思います。議員の皆様におかれましては、健康に十分ご留意いただき、ご活躍いただきますようご祈念申し上げます。

さて、新年度がスタートし、2か月が過ぎました。この間の各事業の一部についての進捗状況等を報告させていただきます。

初めに、自治体間連携の推進についてです。今年1月に締結した福島県磐梯町、島根県海士町との3町未来共創協定に続いて、去る3月25日、埼玉県山と町をつなぐサポートセンターのご協力により、埼玉県伊奈町と未来につなぐ森づくり連携協定を締結いたしました。この協定は、伊奈町と横瀬町が協働し、横瀬町の森林整備を行うことにより、二酸化炭素の吸収量の増加を図り、地球温暖化対策に取り組むとともに、今後森林や地域資源を活用した地域間交流の活性化を図ることを目的としています。その記念として、全国でもバラで有名な伊奈町から「伊奈の月」というバラが寄贈され、4月2日にオープンガーデン横瀬の皆様と、町の玄関口でもある横瀬駅前の花壇に植樹をしました。

また、5月23日には、近時、関係人口の取り込みや官民連携を積極的に進めたまちづくりをしている鳥取県の北栄町と官民の人材交流に関する協定を締結しました。町職員及び関係人口を含めた民間人材の交流も進め、学び合い、ノウハウやネットワークの共有を図り、人的資本の充実を図ることで、人口減少社

会における持続的なまちづくりと豊かな住民生活の充実につなげることを目指します。

北栄町は、鳥取県中部に位置し、北に日本海を望む自然豊かな町です。人口は1万4,000人ほどで、農業が盛んな地域であり、様々な魅力ある特産物が生み出されていること、町直営の風力発電施設に見られるように、環境に優しいまちづくりを進めていること、漫画や映画で有名な「名探偵コナン」などの原作者である青山剛昌氏の出身地であることを生かした「名探偵コナンに会えるまち」づくりを進めていることなど、様々な魅力にあふれた町です。

急激に変化する社会情勢により、自治体が抱える社会課題が複雑化する中、自治体運営の在り方が大きな転機を迎えています。今後未来をつくるために必要な人材の確保が急務となっている共通課題の下、各自治体の強みを最大限生かした相互連携により、自治体のノウハウを共有し、優秀な人材の獲得や人材育成環境の整備等、新たな未来、新たな自治体運営にチャレンジしてまいります。

次に、役場1階フロア改修工事についてです。3月22日に完成し、供用を開始しました。この事業は、埼玉県のふるさと創造資金を活用し、多様な働き方ができるまちづくりとしてのコワーキングスペースの整備と、庁舎を訪れる方々がより快適に過ごせる空間の整備を併せて実施しました。令和4年度から、役場窓口業務を担当する若手職員から、中堅職員を中心とした役場庁舎フロア改修プロジェクトチームを立ち上げ、より多くの意見やアイデアを取り入れながら検討を重ねた結果、今のフロアが出来上がりました。

特徴としては、4人まで利用できる役場リビングルームと2人まで利用できるワークスペースを設置しているほか、キッズコーナーに隣接している2人用のカフェテーブルを配置し、小さなお子さんを遊ばせながら一緒に利用することも可能となっています。また、待ち時間や仕事の合間に気分転換ができるように、図書コーナーを併設し、60インチディスプレイも設置しましたので、ウェブ会議やプレゼンテーション等でも利用することもできます。図書コーナーには、小さなお子さんのために、絵本を中心に185冊の書籍を置いていますが、町民の方から寄贈していただいたものになります。そのほか椅子やテーブル、本棚などの家具は、秩父産材の合板を利用し、横瀬町内で作製したオリジナル製品で、木のぬくもりを感じ、明るく柔らかい雰囲気落ち着いた環境となっています。

町民の方からは、大分さま変わりして、とても雰囲気がよくなったなどの意見もいただいておりますので、これからも誰もが気軽に利用でき、居心地がよい空間となるよう努めてまいります。

次に、町に新たにオープンした施設についてです。町では、テレワーク対応の移住体験住宅として、舎場シンワを整備し、オープンしました。この移住体験施設は、横瀬町へ移住を考える方に対してのお試し移住の拠点施設として利用いただいたり、横瀬町の暮らしと仕事を2週間から3か月体験できる、地域おこし協力隊インターンの滞在施設としても活用できます。最大3か月間利用でき、インターネット通信環境も整備済みで、各個室でテレワークやオンライン会議も可能となっています。

本施設は、UBE三菱セメント株式会社様にご協力をいただき、同社の遊休不動産を借り上げてリノベーションしました。横瀬駅や町の中心地から、それぞれ徒歩20分ほどのところにあります。町の中心部には、コミュニティースペースArea898やワーケーション施設LAC横瀬などもあり、ライフスタイルに応じて行き来することもできます。利用期間は6日間から最長3か月間で、様々な移住体験に活用することができます。

次に、地域おこし協力隊についてです。4月1日付で吉村俊也さん、赤岩麻里さんが、5月1日付今中

知広さんが、6月1日付で中村怜生さんが着任しました。

吉村さんは、千葉県我孫子市出身で、大学在学中に若者の日本酒離れについて研究しており、よこらばに応募して、花咲山醸造所のどぶろくを使ったカクテルやスイーツなど若者向けの商品を開発し、地域商社ENg a WAが開催するマルシェやビアガーデンに出店しました。そのような活動をしていく中、横瀬町のアットホームな雰囲気や自然の豊かさに魅力を感じ、横瀬町の特産品を使った商品開発や体験ツアーをやりたいと応募されました。地域商社ENg a WAで様々な体験を積み、横瀬町での起業を目指します。

赤岩さんは、横瀬町出身ですが、大学進学で千葉県柏市に移住し、大学在学中にインターンとして着任し、この4月から正式に地域おこし協力隊として着任しました。大学在学中には、過疎地域をモデルとした新たな観光資源の開発、地域の活性化を研究し、これらの研究成果を基に、横瀬町の特産品を用いた新たな観光資源の開発を行い、生まれ育った横瀬町に恩返しをすとの思いで応募をされました。

今中さんは、大阪府吹田市出身で、大学卒業後、ボードゲームブランド・アビニヨンゲームスを起業し、ボードゲームやカードゲームを活用した事業を展開しています。令和4年2月より、多拠点生活サービスLACを利用し、固定の家を持たない生活を開始。サービスを通じて横瀬町を訪れ、横瀬町を軸足に、2年ほど全国を旅しながら事業を行っていました。その間、ボードゲーム「ソノトキボクハ」を横瀬町の小中学校に導入するとともに、横瀬町の木材とコラボした「ソノトキボクハ」テーブルを製作し、横瀬町のふるさと納税返礼品に採用されています。横瀬町に関わりを持つ中で、自分の活動を生かし、何か町に貢献するため応募されました。ボードゲームや謎解きを用いた町のPRや、町の中心地づくりや居場所づくりに取り組んでいただきます。

中村さんは、東京都調布市出身で、大学在学中にスポーツを通じた教育を探求するため、NPO立ち上げや中学硬式野球クラブの指導を経験しました。令和2年4月より、料理人の独立、開業支援を行うベンチャー企業の社員として事業立ち上げに幅広く携わり、令和4年4月からはフリーランスとして様々な組織、プロジェクトに参画しています。主に皆野町官民連携プロジェクトの特産品開発にプロジェクトマネージャーとして関わるほか、みんなでつくる日本一幸せな町横瀬協議会の事務局に参画をしています。これまで関係人口の一人として横瀬町に関わってきましたが、より深く、本格的にまちづくりに携わりたいという気持ちが強くなり、インターンを経て応募をされました。まずは、地域商社ENg a WAに所属していただき、農業支援や特産品販売等の業務を行いながら、横瀬町の課題解決やまちづくりに取り組んでいただきます。

現在横瀬町では20名の隊員、インターンを含めると21名が、空き家対策、鳥獣害対策、特産品開発、地域商社の運営、ウエルビーイングの普及啓発など、様々な分野で活躍、活動をしています。今後も町に興味を持っていただき、町の地域力の維持強化のための新たな担い手として、隊員として応募していただくことを期待しています。

次に、集落支援員です。地域の自治活動の促進、集落機能の強化を図るとともに、地域のDXを推進するため、4月1日から福手真綾さんが集落支援員として活動を開始しました。福手さんは、地域活性化起業人として横瀬町に出向し、ITよろず相談を開催するなど、2年半横瀬町で活動し、3月末に退職をしました。その間に、地域住民との交流を通じて培った実績や経験を有効に活用するため、集落支援員としてご活躍いただくことになりました。福手さんは、とても社会的で、誰とでもすぐ親しくなり、地域の方

々からの信頼はとても厚く、今ではなくてはならない存在となっています。お子さんを含めて4人の家族で横瀬町に移住をしていただいています。今後は、支援員として今までの活動を継続しつつ、地域行事の支援などを通じ、地域の状況調査や課題把握を行い、新たな活動の展開を期待しています。

次に、能登半島地震被災地職員派遣についてです。石川県能登半島を震源に1月1日に発生した、最大震度7の能登半島地震では、震源地周辺の自治体において、建物の倒壊や津波の被害により多くの死者が出るなど甚大な被害が発生しました。このような状況下で、全国各地で被災地派遣の活動が行われ、埼玉県でも石川県七尾市へ職員を派遣することになりました。埼玉県危機管理防災部総務課で災害派遣チームを編成し、現地へ職員を派遣する事務手続を行いました。県内全ての自治体へ要請があり、横瀬町からは4月8日の月曜日から15日日曜日までの8日間の日程で、建設課の職員1名を被災地へ派遣しました。

支援活動の内容ですが、埼玉県として4名のチームを編成し、罹災証明書の発行事務を支援しました。勤務時間は8時30分から17時15分までで、窓口で申請のあった罹災証明申請書をシステムに入力することと、罹災証明書発行に関する問合せに対する電話対応を行うことが主な業務でありました。

今回の災害派遣は、被災地の復興支援に役立つことは無論のこと、今まで甚大な被害を経験したことのない横瀬町職員にとって、実際に家屋や道路施設の甚大な被害状況を目の当たりにし、人間の力ではどうにもならない大地震の恐ろしさを実感することができ、大変貴重な体験になりました。こうした被災地での経験を今後の防災活動に生かし、さらなる防災力の強化につなげてまいります。

次に、ちちぶFMのまち紹介番組「オープン&フレンドリーよこぜラジオ」開始についてです。4月から秩父地域のFMラジオ、ちちぶFMで、横瀬町の1時間番組、「オープン&フレンドリーよこぜラジオ」、通称よこラジの放送が始まりました。町民の方はもちろん、秩父地域にお住まいの方や横瀬町のファンの方に向けて、町職員の紹介や町で行われている事業、イベントなど様々な情報を、町長をはじめ職員や横瀬町に携わる方々が発信してまいります。毎月第3金曜日のお昼の12時から55分間の予定で放送されます。毎月出演者を代えながら、町のホットな話題をお届けしますので、是非ご視聴ください。

最後に、日本一歩きたくなる町プロジェクトです。毎年恒例となりましたハイキングイベントですが、5月26日、芦ヶ久保地区において、第15回里山まるマルシェを開催しました。西武鉄道のハイキングイベントと合同開催したこともあり、過去最高の945名の多くの方にご参加をいただきました。里山をハイキングしながら地元の方との交流や、軒先に並べられた旬の農産物や手づくり品の買物を楽しんでいただきました。今後も地域の活性化を図るため、様々なイベントを住民の方の声を聞きながら実施してまいります。

以上、事業の一部を申し上げさせていただきましたが、引き続き各事業に全力で取り組んでまいりますので、皆様には、事業が円滑に進みますよう、一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

本定例会にご提案申し上げました議案であります。報告3件、条例の一部改正7件、補正予算2件、規約の変更1件、人事案件1件でございます。ご審議を賜りましてご可決いただきますようお願い申し上げます。私のあいさつとさせていただきます。

○新井鼓次郎議長 町長の発言を終わります。

ここで休憩をして、本年4月1日に就任された山中教育長のごあいさつをいただきます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時18分

○新井鼓次郎議長 再開いたします。

---

◇

◎議事日程の報告

○新井鼓次郎議長 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。

---

◇

◎会議録署名議員の指名

○新井鼓次郎議長 日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議規則第114条の規定により、

1 番 森 沢 望 美 議員

2 番 関 貴 志 議員

3 番 町 田 多 議員

以上、3名の方を会議録署名議員に指名いたします。

---

◇

◎会期の決定

○新井鼓次郎議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期につきましては、議会運営委員会に付託してありますので、報告を求めます。

8 番、内藤純夫委員長。

〔内藤純夫議会運営委員会委員長登壇〕

○内藤純夫議会運営委員会委員長 皆様、おはようございます。今日は県議にも傍聴に来ていただいて、ありがとうございます。議会運営委員会の報告をいたします。

当委員会は、6月6日に開催し、議案等の提示を受け、委員全員で検討協議した結果、本定例会の会期は、6月13日から14日までの2日間と決定いたしました。

本委員会の決定に賛同され円滑な議会をお願いいたしまして、報告を終わります。

○新井鼓次郎議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日13日から14日までの2日間とすること

にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は2日間と決定いたしました。



◎諸般の報告

○新井鼓次郎議長 日程第3、諸般の報告を議題といたします。

初めに、令和5年度横瀬町教育委員会自己点検・自己評価の報告書が提出されております。この件につきましては、その写しを配付してありますので、ご了承願います。

次に、第2回定例会報告以降の議長の公務及び公務により出張したことにつきましては、お手元に議長の諸報告を配付してありますので、ご了承願います。

次に、議員派遣の件でございますが、このことにつきましては、お手元に議員派遣の件として配付してあります。会議規則第116条第1項ただし書の規定により、議長において派遣を決定いたしましたので、ご了承願います。

次に、令和6年3月、4月及び5月実施分の例月出納検査結果報告書が提出されております。

監査委員の報告を求めます。

大沢代表監査委員。

〔大沢賢治代表監査委員登壇〕

○大沢賢治代表監査委員 おはようございます。代表監査委員の大沢でございます。ただいま議長よりご指名をいただきましたので、例月出納検査の結果について、ご説明申し上げます。

お手元に結果報告書の写しが配付されておりますので、併せて御覧いただきたいと思っております。

内容につきましては、令和6年3月19日、4月19日及び5月22日に、地方自治法第235条の2第3項及び地方公営企業法第27条の2第2項の規定により報告したものでございます。検査の対象といたしましては、令和5年度、6年度の一般会計、3つの特別会計及び下水道事業会計に係る歳入歳出現金出納状況でございます。また、検査の方法につきましては、従前どおりでございます。

検査の結果について申し上げます。検査期日現在の収支現在高は検査資料と符合、正確に処理されておりまして、計数上の誤りは認められませんでした。その他特に指摘事項はございませんでした。

なお、令和6年4月30日現在の一般会計等に関わる現金預金残高は、令和5年度、6年度合わせて3億4,799万7,102円であることを確認いたしました。

以上でございます。

○新井鼓次郎議長 大沢代表監査委員の報告を終わります。

次に、各常任委員会、特別委員会の報告を求めます。

初めに、総務文教厚生常任委員会の報告を求めます。

9番、若林想一郎委員長。

〔若林想一郎総務文教厚生常任委員会委員長登壇〕

○若林想一郎総務文教厚生常任委員会委員長 皆さん、おはようございます。議長よりご指名をいただきましたので、総務文教厚生常任委員会の報告をいたします。

本委員会で審議された調査事件について、調査の結果を会議規則第74条の規定により、下記のとおり報告します。

開催日時、令和6年5月29日午後2時より、横瀬町役場302会議室、出席者委員5名、執行部11名、事務局2名、会議録署名委員、向井芳文委員、新井鼓次郎委員。

調査事件等、1、所管事務調査、特定健診の現状と今後の取組について、2、教育委員会自己点検・自己評価について、3、その他。

審査経過・まとめ、1、所管事務調査、町民課長より特定健診の現状と今後の取組について、資料に基づき説明を受け、質疑応答を行いました。まとめ、当委員会として、説明を受け、質疑応答を行ったということで、まとめといたしました。

2、教育委員会自己点検・自己評価について、教育長より令和5年度の自己点検・自己評価報告書に基づき説明を受け、質疑応答を行いました。まとめ、当委員会として説明を受け、質疑応答を行ったということで、まとめといたしました。

3、その他、執行部から所管事項の報告、説明があり、当委員会としては、これら報告、説明を聞きおくことといたしました。

以上報告とさせていただきます。

○新井鼓次郎議長 次に、産業建設常任委員会の報告を求めます。

5番、黒澤克久委員長。

〔黒澤克久産業建設常任委員会委員長登壇〕

○黒澤克久産業建設常任委員会委員長 皆さん、おはようございます。議長よりご指名ですので、産業建設常任委員会の報告をいたします。

本委員会で審議された調査事件について、審査の結果を会議規則第74条の規定により下記のとおり報告いたします。

開催日時、令和6年5月29日午前10時40分より、横瀬町役場301会議室で行いました。出席者は、委員6名、議長、執行部5名、事務局2名です。会議録署名委員に関根修委員、内藤純夫委員をご指名し、審査事件に入りました。

所管事務調査として、今回、暮らしの応援地域振興券の利用実績及び武甲山駐車場の利用状況について、2、その他。

審査経過、まとめとして、所管事務調査、暮らしの応援地域振興券の利用実績及び武甲山駐車場の利用状況について、資料に基づき振興課長より説明を受けました。質疑では、駐車場のごみの処分はどうなっているのか。駐車場は台風で荒れたら、その都度直すのか。ペイペイとかあるが、500円券を配るやり方はよかったのか等がありました。まとめ、当委員会として説明を受け、質疑応答を行ったということで、まとめといたしました。

その他、執行部から6月定例会提出案件の概要について報告、説明を受け、当委員会としてこれらの報

告、説明を聞きおくことといたしました。

以上を報告いたします。

○**新井鼓次郎議長** 次に、広報常任委員会の報告を求めます。

6番、宮原みさ子委員長。

〔宮原みさ子広報常任委員会委員長登壇〕

○**宮原みさ子広報常任委員会委員長** 皆様、おはようございます。議長のご指名をいただきましたので、広報常任委員会報告を行いたいと思います。

本委員会で審議された調査事件について、調査の結果を会議規則第74条の規定により下記のとおり報告いたします。

開催日時、令和6年4月9日午後1時より、横瀬町役場議員控室にて、出席者、委員6名、議長、事務局1名、リモートで会議録センター1名です。会議録署名委員といたしまして、森沢望美委員、関貴志委員。

審査事件等、1、議会だより第142号の編集について、2、その他でございます。

審査経過・まとめといたしまして、1、議会だより第142号の編集について協議、検討を行いました。最終確認については、正副委員長一任ということで決定いたしました。4月15日に正副委員長による最終確認を行い、5月1日に発行済みです。

視察研修報告といたしまして、開催日時、令和6年4月26日午前10時より、視察場所、寄居町役場、出席者、委員6名、事務局1名でございます。

視察内容といたしまして、1、寄居町議会だよりの編集、発行について、2、その他。まとめといたしまして、議会広報について意見交換を行い、住民参加記事を中心に意見を伺いました。

開催日時、令和6年5月29日午後3時30分より、横瀬町役場議員控室にて、出席者、委員6名、議長、事務局1名。会議録署名委員、町田多委員、黒澤克久委員。

審査事件等について、1、議会だより第143号の編集について、2、その他でございます。

審査経過・まとめといたしまして、1、議会だより第143号の編集について協議、検討を行いました。

開催日時、令和6年6月6日午後3時より、横瀬町役場議員控室にて、出席者、委員6名、議長、事務局1名、会議録センター1名。会議録署名委員といたしまして、町田多委員、向井芳文委員にお願いいたしました。

審査事件等、1、議会だより第143号の編集について、2、その他でございます。

審査経過・まとめといたしまして、1、議会だより第143号の編集について協議、検討を行いました。

以上を報告いたします。

○**新井鼓次郎議長** 次に、議会改革特別委員会の報告を求めます。

5番、黒澤克久委員長。

〔黒澤克久議会改革特別委員会委員長登壇〕

○**黒澤克久議会改革特別委員会委員長** 議長より議会改革特別委員会の報告を求められましたので、報告をいたします。

本委員会で審議された調査事件について、調査の結果を会議規則第74条の規定により下記のとおり報告



いたします。

開催日時、令和6年4月25日午後2時、場所は横瀬町役場301会議室です。出席者、委員7名、議長、事務局2名。会議録署名委員に若林想一郎委員、若林清平委員をご指名いたしました。

審査事件等は、1から3まであります。1、各常任委員会の編成について、2、タブレット端末使用基準（案）について、3、その他です。

審査経過、各常任委員会の編成については、総務文教厚生委員会と産業建設常任委員会の所管を見直す審議をしました。タブレット端末使用基準（案）については、素案を基に意見交換を行いました。その他については、議会報告会や町民アンケート等の実施についての意見が出されました。

まとめ、当委員会としては、各常任委員会の編成とタブレット端末使用基準（案）について、素案を基に進め、全員協議会で意見を聞くこととしました。町民アンケートについては、議会報告会や相談室を活用した身近な活動を実施しつつ、タイミングを見て住民アンケートを実施するということでまとめといたしました。

続きまして、令和6年5月24日午前10時より、横瀬町役場議場にて委員会を開催いたしました。出席者、委員8名、議長、事務局2名です。会議録署名委員に関貴志委員、関根修委員をご指名いたしました。

審査事件等は、1、各常任委員会の編成について、(2)、その他です。

審査経過、各常任委員会の編成について、引き続き委員意見の収集を行いました。その他については、議会報告会、相談室、町民アンケートや報酬見直しについて等がありました。まとめ、当委員会としては、常任委員会の編成を、委員会名称をはじめ執行部の機構改革後の構成を基に、再度調整することとしました。議会報告会や議員相談室については、次回実施方法等の詳細を検討すること、アンケートや議員報酬の見直しについては、タイミングを見て議論することでまとめといたしました。

以上を報告いたします。

○新井鼓次郎議長 各常任委員会、特別委員会の報告を終わります。

各報告に対し質疑がございましたらお受けいたします。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 質疑なしと認めます。

以上で、日程第3、諸般の報告を終了いたします。



#### ◎一般質問

○新井鼓次郎議長 日程第4、町政に対する一般質問を行います。

本定例会に通告のありました一般質問者は5名でございます。

質問者・答弁者ともに簡略・明瞭な発言をお願いいたします。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

5番、黒澤克久議員。

〔5番 黒澤克久議員登壇〕

○5番 黒澤克久議員 おはようございます。5番、黒澤克久です。議長より発言の許可をいただきましたので、これより一般質問を行います。

それでは、通告に従いまして一般質問に入ります。今回は4項目の質問になります。

大項目1として、教育長の教育方針、要旨明細(1)、山中教育長の教育方針について。令和6年4月より教育長に就任されました、山中教育長にお伺いいたします。ご自身の教育方針と町の教育方針をどのような形に落とし込み、今後の教育行政に反映させていくのか、山中教育長の教育方針についてお伺いいたします。

大項目2、横瀬町持続可能性について。要旨明細(1)、令和6年地方自治体持続可能性分析レポートについてを踏まえた新たな政策について。4月24日に、令和6年地方自治体持続可能性分析レポートが発表されました。2014年5月に、日本創成会議が「消滅可能性都市」リストを発表してから10年が経過。今般、人口戦略会議は、2023年(令和5年)12月に公表された、新たな「日本の地域別将来推計人口」に基づき、人口から見た全国の地方自治体の「持続可能性」について分析を行っております。今回は、2014年の分析を踏まえつつ、新たな視点として、人口の「自然減対策」(出生率の向上)と「社会減対策」(人口流出の是正)の両面から分析を行っております。

2014年の分析手法を拡充、2014年の分析は、「日本の地域別将来推計人口」における「20歳～39歳の女性人口」(以下は、若年女性人口といたします)の将来の動向に着目したものであった。この若年女性人口が減少し続ける限り出生数は低下し続け、総人口の減少に歯止めがかからない。人口減少のスピードを考えると、若年女性人口が2010年から2040年までの30年間で50%以上のスピードで急減する地域では、70年後には2割に、100年後には1割程度まで減っていくことになる。このような地域は、最終的には消滅する可能性が高いのではないかと推測したものである。

今回も、こうした前回の考え方を基本的に踏襲し、若年女性人口が2020年から2050年までの30年間で50%以上減少する自治体を「消滅可能性自治体」としている。加えて、今回は、各自治体が深刻な人口減少を回避するには、いかなる対策を講ずるべきかという視点からの分析も行った。なぜこのような分析を行ったか。

2014年の分析結果は、各自治体に大きな影響を与えたが、各自治体の人口減少対策は、どちらかといえば人口流出の是正という「社会減対策」に重点が置かれ過ぎている嫌いがある。東京圏への人口流出の防止はともかく、若年人口を近隣自治体間で奪い合うかのような状況も見られる。こうしたゼロサムゲームのような取組は、結果として出生率向上に結びつくわけではなく、日本全体の人口減少の基調を変えていく効果は乏しい。

「封鎖人口」を用いて自然減を分析。そこで、今回は「日本の地域別将来推計人口」で公表されている「封鎖人口」の仮定した推計結果データ(各自治体において人口移動がなく、出生と死亡だけの要因で人口が変化すると仮定した推計結果です)を活用して、別途分析を行った。封鎖人口の分析と移動傾向が一定程度続くとの仮定の下で推計を比較することにより、若年女性の人口動向に影響を与えている要因が構造的に分かり、地域特性に応じた人口減少対策の重要性が明らかになるからである。

例えば封鎖人口において若年女性人口が急減する地域では、出生率の向上という「自然減対策」が重要な課題となることが分かる。逆に封鎖人口では、人口減少は穏やかだが、移動仮定の分析では、人口が急

減する地域では、人口流出の是正といった「社会減対策」が重要となる。このように地域によって取り組むべき対策が異なってくる。

「消滅可能性自治体」の状況。「消滅可能性自治体」は、744自治体の分析の結果、移動仮定の若年女性人口の減少率が、2020年から2050年までの間に50%以上となる自治体744自治体である。2014年の896自治体と比べると、若干改善が見られる。このうち前回対象としなかった福島県の自治体を除くと711自治体となる。今回は、消滅可能性自治体を脱却したのは239自治体だった。744自治体のうち今回新たに該当したのは99、そのうち福島県の自治体が33であります。前回、今回ともに消滅可能性自治体であることに変わりはないが、若年女性人口減少率が改善したのは362、悪化したのは283である。

横瀬町においては、プラス8.7%の改善であり、今後も継続して取り組む必要があると思う。ちなみに秩父地域の数字は、秩父市マイナス2.1%、皆野町プラス7.3%、長瀬町プラス5.3%、小鹿野町マイナス11.3%であります。

令和6年地方自治体持続可能性分析レポートについてを踏まえた新たな政策についてをお伺いいたします。

続きまして、大項目3、道路渋滞について。要旨明細(1)、国道、県道の渋滞について。今年のゴールデンウィークは、天候に恵まれ、多くの観光客が秩父地域へ足を運んでおりました。しかしながら、国道299号、県道11号線の渋滞も、コロナ前の状況に戻って大渋滞となっておりました。横瀬町にとって大動脈の国道、県道が機能しないことは、町民にとって不便であり、迷惑がかかる部分もあると思います。国道、県道の渋滞について見解をお伺いいたします。

大項目4、町道整備について、要旨明細(1)、歩きたくなる町づくりの実現に向けた環境整備について。今回のゴールデンウィークは、私自身なるべく歩くことを意識して行動して過ごしました。日頃、車移動では気づかないこと、見えなかったことが分かり、収穫多き連休となりました。歩きたくなる町づくりの実現に向けた環境整備についてをお伺いいたします。

以上で壇上での質問といたします。あとは、質問席に着いて再質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

○新井鼓次郎議長 質問1、教育長の教育方針に対する答弁を求めます。

教育長。

〔山中正広教育長登壇〕

○山中正広教育長 質問事項1、要旨明細(1)、教育長の教育方針について答弁させていただきます。

私が子供たちの将来について願うことは、大きく2点でございます。1つ目は、夢や志を持ち、予測が困難な中でも、自分たちが望む未来を自分たち自身で示し、つくり上げていく力を身につけ、幸福な人生を実現することです。2つ目は、多様な他者の価値を認めながら、協働する体験を重ねることにより、社会の形成に積極的に参画し、社会のよりよき構成員となることです。子供たちが、自らの可能性を最大限に引き出し、豊かな未来を切り開くための土台をしっかりと築けるよう、全力を尽くす所存でございます。

そのために私は、第6次横瀬町総合振興計画に示された前期基本計画の成果や課題を踏まえ、後期基本計画の最終年度には目標が達成できるよう、各学校や関係機関と連携し、教育行政を推進してまいりたいと考えております。

具体的には、横瀬町教育振興基本計画後期計画、令和6年度から令和9年度までとなっております、この基本理念の目標である「互いを尊重し、たくましく・楽しく、生きる力を育む」横瀬教育を推進し、横瀬町の未来を担う人材を育成することに全力を傾注します。

まず、「確かな学力の育成」です。新学習指導要領が、小学校は令和2年度から、中学校は令和3年度から完全実施となりました。子供たちを取り巻く社会は、少子高齢化が加速するとともに、グローバル化や人工知能などの技術革新も急速に進み、これからの時代は予測困難であるとも言われています。こんな時代だからこそ、新学習指導要領が示す力、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、自ら判断して行動し、よりよい社会や人生を切り開いていく力が求められ、それらの力が定着するよう学校を支援してまいります。

また、各学校は、文部科学省が提唱するGIGAスクール構想がスタートし、学習用端末が1人1台配備され、様々な学習活動で活用した授業等が展開されております。現時点で横瀬町のICT教育は、県内トップレベルにあると言っても過言ではありません。そうした今ある横瀬町の強みをさらに引き出し、横瀬教育を発信できるよう推進してまいります。今後、学習ツールの一つとして、誰一人取り残すことなく、学校と一体となって学力の向上に取り組んでまいります。

次に、質の高い学校教育を支える環境整備についてです。児童生徒が毎日学習する学校施設は、教職員が日常的に安全点検を行うことにより、安心して学べる環境づくりを醸成しております。「教育は人なり」と言われるように、児童生徒にとって教職員の存在は大変大きく、優れた資質能力を備えた教員の育成は、いつの時代でも課題です。一人一人の教員が、明るく元気な姿で、児童生徒一人一人に寄り添った質の高い指導が継続できるよう、学校と連携して取り組んでまいります。

子供は未来の宝と言われます。「学校が人を創り、人が地域を創り、地域が学校を創る」という循環の下で、横瀬町の将来を担う子供たちが生き生きと学校で学び合い、健やかに成長していくことができますことを切に願っております。

以上、一端を述べさせていただきました。児童生徒、保護者、地域から信頼される学校づくりに取り組んでまいりますので、今後ともご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

以上答弁とさせていただきます。

○新井鼓次郎議長 再質問ございますか。

5番、黒澤克久議員。

○5番 黒澤克久議員 教育長、ありがとうございました。非常に分かりやすく説明、お話をいただきまして、今おっしゃられたことに関しての私からの再質問はないのですが、2点ちょっと今気になることがありまして、1点目は、前任の設楽教育長がいらっしゃった3月の議会でも、私はキャリア教育という分野を質問させていただいているので、キャリア教育についての認識というか、お考えが、どういうものを考えているかということをお伺いしたいのと、もう一つ、道徳教育という分野が、多分自己点検なんかでも、先ほどちょっとだけ見ただけなので、あれなのですが、中間の評価で多分なっていたかなという、4段階の自己点検表みたいなのを先ほど我々の自席に配られていたので、その道徳教育について、教育長はどういう認識でいらっしゃるかということをお伺いできればと思っています。それを再質問させていただきます。

○新井鼓次郎議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

教育長。

〔山中正広教育長登壇〕

○山中正広教育長 再質問におけるキャリア教育について答弁させていただきます。

現在小中学校の主なキャリア教育ですが、全ての学年で特別活動や総合的な学習の時間に位置づけ、学習しております。具体的な活動例として、キャリア・パスポートがあります。キャリア・パスポートとは、子供たち自身が、小学校から高校までという長い期間で、自分のキャリア形成を考える力、それを実現するために行動できる力を養うものです。

具体的には、学期ごとの目当てと振り返り、行事から成長できたことなどを記録し、積み上げていくことなどがあります。学年ごとの取組では、5年生で「米作りにチャレンジ」、「ユメセン」、6年生で「ありがとう、そして夢に向かって」など、中学校では、全校生徒を対象とした「ふれあい講演会」をはじめ1年生では「職業調べ」、「秩父3高校見学」、2年生では、社会体験チャレンジ事業として、横瀬町内外19か所での「職場体験」、「上級学校調べ」、3年生では「進路学習」、外部講師を招いての「ライフプランニング授業の実施」などがあります。

昨年キャリア教育の審議の中で、議員からご指摘していただいた秩父第一中学校で実施した「地元企業によるキャリア教育」についてですが、私としては、聞きたい話を生徒自らが選択できるという方法は、キャリア教育として大変意義がある授業とっております。学校の教育課程として位置づけると学校が判断した場合は、実施していくこともあろうかと考えております。

いずれにおきましても、次代を担う子供たちが、変化の激しい時代を生き抜き、自らの社会的、職業的自立を図っていくためのキャリア教育に、今後も組織的・計画的に取り組んでまいりたいと存じます。

次に、道徳教育についての再質問でございますが、私自身は、道徳教育、今議論する道徳と言われております。子供たちが日常生活の中で思った道徳性、道徳的実践力を身につけるために、年間35時間、こうした時間を1週間に1回程度、それを教師と一緒に、いろいろな徳目について議論し、考えていくという授業になります。

私は、道徳の大事さというのは、ふだんの道徳性を、この道徳の時間で補充深化、統合していくものだというふうに思っております。そこで、子供たちが改めて日常の道徳性に気づき、そして次からの道徳的実践力につなげていくということの重要性があるかと思っております。

いずれにいたしましても、年間35時間の時間でございますので、1時間、1時間を大事に、学校側には授業を確保していけるよう指導してまいりたいというふうに思っております。

以上、再質問の2点について答弁とさせていただきます。

○新井鼓次郎議長 再々質問はございますか。

5番、黒澤克久議員。

○5番 黒澤克久議員 お考えはよく分かりました。この2つの再質問に当たってのキャリア教育と道徳というものに関しては、私自身がキャリア教育、青年団体にまだぎりぎり加盟できる年齢なので、その構築の段階でいろいろメンバーが考えたのも分かっていたので、これはいい取組だねということで、秩父市だけでなく、横瀬でもできたらいいなという思いがあったので、ちょっと確認させていただきました。

そして、道徳は、生徒たちの年代のときにも非常に大切だったのですけれども、私が2015年ぐらいのと

きに、まだ青年会議所というのに加入していたときに、保護者に対する道德教育というのをやったことがあります。そのときに、子供たちは日々道德の授業を、週一でも何で受けているけれども、大人になるにつれて自己都合が前面に出てしまっていて、道德心が薄れているのではないかというところから、大人向けに、当時の、私が学生時代の先生に道德教育をやっていたのですけれども、そのときに、やっぱり大人になって受ける道德教育というのはすごく響くのです。自分たちが学生時分の頃というと、どちらかというと道德の授業というのは、そこまでリアルに感じなかった部分が、大人になっていろんな場面に遭遇したときに、道德って、やっぱりすごく大切だなと思って再認識したのが、今でも記憶に鮮明に残っているので、保護者も一緒に受けられるような道德の講演会とか、そんなものが、もし教育委員会が主催したりしてできるのであれば、そういう企画もいいのではないかなと思って、ちょっと道德についての考え方も確認させてもらいました。

教育長が就任されてまだ間もないので、今後の成り行きを見守らせていただいて、また時期が来たら教育長には質問させていただこうと思っておりますので、最初の大項目1については、これで閉じてください。お願いします。

○新井鼓次郎議長 以上で質問1を終了いたします。

次に、質問2、横瀬町の持続可能性についてに対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうから、横瀬町の持続可能性について、(1)、令和6年度地方自治体持続可能性分析レポートを踏まえた新たな政策についてという一般質問に対して答弁をさせていただきます。

まず、横瀬町は、私が町長に就任してから、もう10年近くになりますけれども、ずっとこの間、このままではいけない町、つまり消滅可能性自治体として自らを捉えて、その前提でずっと政策を組み立ててきています。「消滅可能性自治体の未来を変える」というのを主テーマに設定して、計画をつくり、人口ビジョンもつくり、諸施策を実施をしてきています。ということですので、質問の今回のレポートを受けての新たな政策はという質問については、既にその前提でやっている、積み上げてきているので、今回のレポートをもって何かやり方を変えるということはないです。強いて言うと、改めて危機感を持ってやっていく、改めて鉢巻きを締め直すというところかなというふうに理解をしています。

少し各論でいくと、平たく言うと、人口減少という課題にヒットするような政策を、総合的、複合的かつ継続的に粘り強く推進していく必要があるというふうに考えています。

今回のレポートは、自然減と社会減を分けて論じられているのですけれども、実際の政策に落とすと、かなり密接にリンクしているので、それらを総合的に踏まえて政策に落としていくというのが大事なかなというふうに思っています。

例えばでいきますと、例えば子育て支援の充実とか、子育て環境をよくするというのはもちろん大事ですし、あと社会増減のところで行きますと、当町の社会増減は非常に特徴的です。この間、様々な施策をやってきていて、社会増減の数値はかなり改善してきましたが、当町は小学校、中学校が1つずつで、高校、大学がない町です。ですから、高校で必ず子供たちが外に出て、大学進学や就職のタイミングでまた

出るというようなのが当町の人口動態の基本的な構造に大きく影響しています。ですので、10代後半から20代の人口減少が、社会減が、構造的に発生するというのが我が町かなというふうに理解をしています。

ですので、ここの部分は、意識して政策を打っていくというのが非常に大事だというふうに思っています。例えば今やっている25歳の成人式です。町を出ていった子供たちに、25歳で改めて帰ってくる機会をつくるもそうですし、それから地域おこし協力隊やそのインターンだったり、あるいは大学連携だったり、そして今回JICAさんと始めているグローバルプログラムです。海外協力隊の派遣前の若い人たちを受け入れるだったり、こういう20代の人たちとの関わり代を増やしていく、町に来る動機をつくっていくみたいなのところというのは、この人口動態を考えると非常に重要ななと思っています。

それとあとは、移住促進ももちろん重要ですので、関連して空き家対策です。今回UBE三菱さんにご協力いただいて、舎場という場所を整備しましたけれども、あのように遊休物件というのですか、をリノベーションして使えるようにして、どなたかに使っていただくとかという部分も非常に重要です。

これらは一例でして、こういったことを総合的、複合的に政策に落としていって継続的にやっていくということで、当町の持続可能性を確保していきたいというふうに思っています。

○新井鼓次郎議長 再質問はございますか。

5番、黒澤克久議員。

○5番 黒澤克久議員 町長、ありがとうございます。おっしゃるとおり、このレポートが出たからどうこうというふうに多分動じないだろうし、そういう気持ちでまちづくりの政策を続けているのだらうなというのは、我々議会でも、そういう提案を受けるごとに思っていたので、特段……分かっていないなみたいな感覚で、その発表が出たときに個人的には思いました。

マイナスで進んでいるのとプラスで少しずつ改善しているのとは、私の中では全然別物だと思っているので、プラスで若干時間はかけても成長しているのと、徐々に、徐々に減っていくのでは、すごい差だと思っていますので、そういう意味では、これが政策で、消滅可能性自治体というのがまた発表されたときに、腑に落ちないなと思っていて、そのとどめが出たのが、つい先日、東京都が合計特殊出生率0.99という衝撃的な数字を見てしまったら、地方のことを、東京だけは別物と捉えていたものが、実は東京は結構やばいのではないのかみたいな、そんな認識になっています。

なので、多分今後も、今まで行っている政策を引き続き充実させるところに、より20代から30代の方々と接点を持つという、そこにいかにさらに力を入れていくかというか、今まで以上によその自治体とも競争になると思うのです。その上で、競争力がなくなった自治体が、やっぱりさらに数字が悪化して、本当に残念だよねと思われてしまう可能性があるのです。横瀬町がその、もう一度名を上げるではないですけども、関わるなら横瀬町というふうになるような、何か施策というかPRというか、そういうことは検討しているのかどうかを確認させてください。

○新井鼓次郎議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 実を取るか花を取るかみたいなのところはありまして、横瀬町は、駆け出しの頃は、やっぱり名前が売れることというのは非常に重要でした。よこらばなんかもそうなのですけれども、知ってもら

うということにかなり重きを置いてきたのですが、少しフェーズは変わってきたかなというふうに思っています。たくさん視察にも来ていただけるようにもなりましたし、これからは、より実をつけていくのにどちらかという意識はあります。ですので、それこそ若者にも知ってもらい、それで来てもらう。来てもらった人に、よいと思う空気感をつくる。その人たちが、では住みたいと思ったときに、住む場所が具体的にあるというのを流れでつくっていくところを、今は意識してやっています。それでいくと、かなり楽しい材料がたくさんあります。

例えば大学連携を数えたら15。今15も小さな町が大学と連携をしています。私や副町長が行って、大学の授業の中で話をさせていただいたりということもあったり、この前16校目の大学とまた関係性もできたりというところなんです。その人たちが、今度は地域おこし協力隊のインターンの制度をつくりましたので、学生に来てもらえる仕組みもできてきました。だから、場づくりを含めて、それらを進めていく。ベースにあるのは、横瀬町のいい空気。ここに来ると、会いたい人に会えるとか、自分が関われる関わり代があるとか、そういう状況をどんどんつくっていければなというふうに思っています。

以上です。

○新井鼓次郎議長 再々質問はございますか。

5番、黒澤克久議員。

○5番 黒澤克久議員 ありがとうございます。本当にあとは地道に続けていくしかないということは、皆さん多分心の中で思っていると思います。

メディアに切り取られた衝撃的なキーワードというのが、やっぱり独り歩きするという部分があって、いい部分で横瀬町と取り上げられれば、多分その効果というのは数倍以上の、我々が発信する以上に、テレビだとか新聞だとかに載れば載るだけ、それは外の方から、横瀬また出ていたねというような問合せとか連絡が来るのです。なので、やっぱりそこは、一つ我が町が頑張っているというあかしになるのかなと思っていたりする部分もあるので、そのメディア対応だとかは、引き続き頑張っていたいただきたいと思うし。

実際やれていない自治体の議員さんが、うちは全然そういうのに疎くて、全然取り上げられないのだという悩み相談みたいなのがあるのです。やっぱりそこで出るか出ないかというのは、いいことをやっている、それが住民に知られるか知られないか、この秩父地域に知られるか知られないか。この秩父地域は1市4町で形づくられていて、結局一蓮托生みたいな地域ではないですか。なので、我が町横瀬が、どれだけとがれるかではないですけども、行けるところまで突っ走るしかなくて、それをすることによって、全てのベースアップができるのではないかと、我々議員間で、若い議員なんかと話をすると、いいものはうちでも取り入れたほうがいいよねと、そういう空気感で出るのです。なのでうちが新しい取組をやる、その取組はどういうことなのと聞かれたりもするので、そこもまた我々も意識しながら頑張らなければなと思っているのですが、横瀬町がさらにメディア、テレビ、お堅い雑誌、ああいうものなんかも、自治体系の雑誌なんかに載ると、かなり反応があるので、そういう意味ではまだ町長には頑張っていて、充実期ではないですけども、メディアへの対応に対しても本腰を入れていただきたいと思っています。これは意見ですので、結構です。

○新井鼓次郎議長 それでは、ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。



町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 しっかりやっていきたいと思います。私から。

一方、これは手段と目的の話でして、若者に来てもらうというのは、言ってみれば手段だと思っています。最後は、私たちが目指しているのは、住民の幸せなのです。だから、そこがうまく結びつくようには意識しなくてはいけなくて、報道されればいいでもなくて、あるいは若者を呼び込めばいいでもなくて、その先にしっかり住民の皆さんの福祉の増進に結びつくところまでを意識していくと。なので、そこが大事なことかなというふうに思っていて、最後の一番大事なところをしっかりヒットするように進めていきたいなというふうに思っています。

○新井鼓次郎議長 以上で質問2を終了いたします。

次に、質問3、道路渋滞についてに対する答弁を求めます。

建設課長。

〔小泉達美建設課長登壇〕

○小泉達美建設課長 質問事項3、道路渋滞について答弁させていただきます。

議員おっしゃるとおり、今年のゴールデンウィークには、多くの観光客が秩父地域を訪れ、「芝桜の丘」には約13万人、昨年から56.3%の増加であったとのこと。

このように、今後も観光客と交通量の増加が見込まれる中、さらに長尾根バイパスが開通された場合、秩父市内をはじめ町内を通る国道や県道の「渋滞発生が高まる」と考えられます。

現在町内では、国道299号において、「中郷交差点整備」による円滑な道路交通と歩行者の安全確保に向けた準備が進められております。

しかしながら、主要道路の交通渋滞に関しては、町内だけでは解決できず、広域的な道路計画など具体的な対策が必要であると考えております。

町としましては、今後も秩父市と連携を図り、管轄する埼玉県に「国道299号横瀬・秩父・小鹿野間のバイパス整備」の事業化に向けた検討をしていただけるよう、引き続き要望してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○新井鼓次郎議長 再質問はございますか。

5番、黒澤克久議員。

○5番 黒澤克久議員 課長、答弁ありがとうございました。ゴールデンウィークに改めて車の台数が増えたなというのは、皆さん体感されている方も多いでしょうし、実際に渋滞に巻き込まれて、動かないよと思った方もいらっしゃるのではないかなと思います。

この国道、県道の渋滞というのは、一方では秩父地域にとっては喜ばしいことでもあるのは重々承知しているのですが、本当に1キロ進むのに30分かかかると、何の予定も立たぬわというのが私の感想で持っていて、国道、県道のことに関して議会でお話しすることも、議員になってから、2015年にここに立たせていただいてから、継続的にお話ししている内容で、常々隣の秩父市さんと相談してという回答が定番的な回答になっています。

もうそろそろ、さすがにやっぱり国道と県道ですから、埼玉県さんにちゃんとお話をし、お願いをして進めなくてはいけない案件だと思いますので、埼玉県の考え方とこの地域の悩みというかが共有されるように、建設課からはしっかりと情報を上げていただいて、少し緩和策というか、解決策というのはすぐすぐは難しいので、渋滞緩和策というのを何とかありませんかということは埼玉県のほうにぜひ申し出ていただきたいのと、改めて国道、県道に関しては、首長さん同士でちゃんと意見交換をしていただきたいなと思う部分もありますし、県議会議員を含めて、そういう機関がありますので、そこは町長にも、もう一度道路行政の効率化というか、そこについてはお話をしていただきたいなと思っておりますが、町長はこの渋滞の対策についてはどのようにお考えでしょうか。

○新井鼓次郎議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

建設課長。

〔小泉達美建設課長登壇〕

○小泉達美建設課長 再質問について答弁いたします。

秩父市との協議は毎年進めておまして、事業化に向けたどういった手法があったりとか、ルートを検討をしていっております。それに伴って、埼玉県さんが今後調査に乗り出していただけるように、毎年要望しているわけですが、今後も、まずは事業化に向けた調査に乗り出していただけるような補足の要望等も秩父市と協議していきたいと思っております。

以上です。

○新井鼓次郎議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 これは、先日も秩父郡の町村会の共通要望で改めて上げています。なので、そこは皆で強調してというのはできているのですが、要望は要望として引き続きしていくという部分と、あとは渋滞は渋滞として何か手だてはないかです。それは、やっぱり同時にちょっと考えていきたいなというふうには思っています。いずれにせよ、今の状況は、よしではないというふうに思っていますので、改善策をもろもろ考えていきたいなというふうに思っています。

○新井鼓次郎議長 再々質問ございますか。

5番、黒澤克久議員。

○5番 黒澤克久議員 これは、執行部側で動くやり方と、私たち議員が唯一、国道、県道についてお願い事というか要望できるのが、三議連と言われている総会があるときに質問することなので、今年もやらなければかなと思っている部分ではあるのですが、一方で、先ほど協議を毎年続けているとおっしゃっていましたが、進捗がしっかり出ている感じの協議になっているかどうかだけ教えてください。

○新井鼓次郎議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

建設課長。

〔小泉達美建設課長登壇〕

○小泉達美建設課長 再々質問に答弁いたします。

協議内容につきましては、令和元年7月に、両市町のマスタープランに関連する横宮線について、明記しているところの打合せが直近にありまして、その後、令和2年に災害とかコロナ関連、3年度もコロナ

対策でちょっと打合せができなかったのですけれども、4年度に入りまして、埼玉県の事業課に要望するに当たって、先ほど言った、どのようなルート、整備方法があるか、また道路事業または街路事業とした場合の課題等について、かなり具体的に打合せをしております。それぞれの課題に対して、市町での課題に対する対策が必要である中で、県のほうにどういった、先ほど言った調査に乗り出していただけるかというところを具体的に話を詰めているところでございます。

以上です。

○新井鼓次郎議長 以上で質問3を終了いたします。

次に、質問4、町道整備についてに対する答弁を求めます。

建設課長。

〔小泉達美建設課長登壇〕

○小泉達美建設課長 質問事項4、町道整備について答弁させていただきます。

歩きたくなる町づくりに向けた環境整備には、いろんな分野からの取組が必要であると考えますが、中でも住民の安心で安全な歩きやすい道づくりを推進していくことは、特に重要であると考えております。

直近では、令和元年から5年間で4路線、996mの新設歩道が整備され、先月完成した町道9号線、新田橋付近の歩道は、町の観光名所である寺坂棚田まで向かう大切なルートであり、本年度は駐車場側の整備も予定しております。町内を歩きますと、やはり歩道があると安心し、歩きやすいことを実感しております。

一方、未歩道である道路には、外側線やグリーンベルトの路面標示により路側帯を示し、また防護柵を設置するなど、歩行者及び運転手双方の安全確保に努めております。

道路を整備していくことも重要である一方、既存する道路の維持管理も重要であり、雑草は歩行幅を狭め、景観的にも悪いだけでなく、場合によっては、舗装を持ち上げ破損させることもあります。また、道路側に張り出した木の枝などは、通行を妨げ、事故の原因となり得ることから、接道する土地の所有者には適正な管理をしていただけるよう今後も努めてまいります。

町内では、ごみ拾いを兼ねてウォーキングをされている方や、ふだんから身近な道路の清掃にご協力をいただいている方がおり、大変感謝を申し上げているところです。今後も道路整備・環境づくりについては、関係課所と連携し、進めてまいりたいと思っております。

以上、答弁いたします。

○新井鼓次郎議長 再質問はございますか。

5番、黒澤克久議員。

○5番 黒澤克久議員 建設課長、連続で登板していただいて申し訳ない部分があるのですが。

確かに新設で歩道がついているところとかは、これも早く完成してほしいなと思っている部分もあって、必要だなと思っているのですけれども、実際このゴールデンウィークから、あとは日頃歩いてみて思うのは、なかなか横瀬町の歩道というか、歩くのは苛酷だなという思いを持ったのが、基本的に日陰がない。常に日当たりのいい町ならでは、晴れた日に歩くと、これは健康促進につながらないだろうなと思いつつながら歩くのですけれども、そういう意味で、ポイント、ポイントに休憩できるような場所が……地域の住民の方からも、協力するから、例えばここにベンチというのが、数年前にもベンチを備えたところがあっ

たと思うのですが、そういう考え方だとかが今後もできるかどうかというのがまず1点と。

片や芦ヶ久保のマルシェをこの間ちょっと歩きましたけれども、ほどよい日陰と森林浴に当たれる、山の歩道というか、登山道の一部、ハイキング道というのですか、これはこれで涼しくて気持ちよくて、ああ、いいものだなと思ったのがすごくリアルに覚えています。

なので、歩きたくなる町づくりで、今福祉介護課でしたか、ウォーキングをやっているのは。健康子育て課でしたか。子育てのほうだ。子育てさんのほうで、新設のウォーキングをやりますみたいなのを頻繁に、職員さんがチラシを作ってくれたり、募集をかけたりしているのを見ていて、いい試みだし、タイミングが合えば歩きたいななんて思っているのですけれども、天候のよしあしとか、いろいろありますので、安心安全と先ほど建設課長が言っていましたけれども、ウォーキングイベントなどに対しての安心安全というのは、何か配慮しているのかどうかというのを確認、それが2点目。

最後に、自転車が、割と最近ヘルメットをつけて活動というか、義務までいかないけれども、ヘルメット着用が促されていますけれども、横瀬の道路というのは、自転車がちゃんと走れる道路幅が取れていなかったりするの割とあるかなと思っているのですけれども、自転車とかというのは、歩道の中は基本駄目なはずなのですが、町の認識としては、どういう認識で自転車は対応していくかということをお教えいただければ。

○新井鼓次郎議長 いただいた再質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

〔町田勝一振興課長登壇〕

○町田勝一振興課長 再質問について答弁いたします。

横瀬町が「日本一歩きたくなる町」を目指すプロジェクトとして、公募によって選ばれた観光コース4コース、健康づくり・福祉編4コース、計8コースのウォーキングコースの紹介や観光イベントと健康ウォーキングイベントなど、歩きたくなるようなウォーキング関連事業を展開しているところでございます。

議員ご指摘の環境整備でございますが、イベントにつきましては、無理のない休憩箇所の配置や時期的に問題のない季節に実施しているのが現状でございます。ここ数年、地球温暖化に伴い、猛暑日が多く、春や秋の季節がないと感じている方も多くいると思います。私も観光担当課ということで、観光編4コースのうち環境整備や暑さ対策の考慮が考えられる2コース（大地の生い立ちが分かる横瀬の里歩き）、（江戸時代の巡礼石をたどる道）を歩き、現状の把握に努めてまいりました。

まず、大地の生い立ちが分かる里歩きについて、横瀬駅を出発して札所9番、延命地藏尊、御嶽神社里宮、札所8番、寺久保地藏尊、札所7番、札所6番、寺坂棚田、武甲温泉、歴史民俗資料館、新た橋の礫岩露頭、最後に横瀬駅のコースになりますが、全体的にはかなりコースの周りに樹木があり、木陰も多く、見学場所や休憩場所もあり、環境整備や暑さ対策はさほど気になりませんでした。

2コース目の江戸時代の7巡礼石をたどる道は、まず横瀬駅を出発して、横瀬町役場交差点、横中正門前の姿地藏尊、加藤兼安氏の碑、摩利支天堂、札所10番、札所5番語花堂、花咲山公園、寺坂棚田、札所9番、最後に横瀬駅に戻るコースは、コースの周りに樹木木陰があまりなく、見学場所や休憩場所はあるものの、環境整備や暑さ対策につきましても、歩きたくなる町プロジェクトで各課で連携を行い、さらなる調査や研究をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○新井鼓次郎議長 健康子育て課長。

〔守屋則子健康子育て課長登壇〕

○守屋則子健康子育て課長 では、再質問の中のまず健康面ということで、安心安全なウォーキングというか、歩きたくなる町づくりの中での健康面にどんなことを配慮しているかということにつきまして答弁させていただきます。

気温が高い季節にこれからなります。特に高温多湿な時期である夏場、これからの時期は、熱中症になりやすくなるということがあります。また、その先、重症化するというリスクも大変高くなりますので、歩く際の暑さ対策ということを最初に申し上げます。

暑さ対策としては、帽子をかぶっていただくとか、涼しい服装などの適した服装を着用すること。あとは、小まめな水分補給などで、先ほど休憩のためのスペースということでありましたけれども、やはり適切な休憩を取るということは大切になるかと思えます。

先ほど課長のほうが申し上げましたが、休憩スペースといたしましては、令和5年の1月に、町内のほうに、ウォーキングコース上にとということで8基のベンチを整備させていただいております。設置に当たっては、所有者の方には、場所を提供していただいているほかに、日々の管理につきましてもご協力をいただいているところであります。

コースの中については、木々等もありまして、木陰がある場所もありますが、先ほど議員がおっしゃられたように、なかなかないところも多数あります。ということはちょっと認識はしているのですが、やはり今後の対応としては、そういう木陰のないところに、どうやって木陰をつくっていくかというか、というところで、整備を進める必要があると認識しております。

ほかに健康面では、やはり環境整備ということでいきますと、歩く中で、先ほど水分補給等もありましたけれども、ペットボトル等を自分でご持参していただければ、それを飲んでいただくということにもなりますが、なくなった際とかの、道路上にあるとか、施設にある水飲み場とかという部分につきましても、活用していただくということもあります。また、公衆用のトイレの維持管理等についても必要なことかなと思っております。

こうした健康面のところの環境整備ということについては、やはり先ほども課長等が申しておりましたけれども、日本一歩きたくなる町プロジェクトの課の一つとして、皆で情報連携をしながら進めてまいりたいと思えます。健康づくり課といたしましても、健康面に十分注意した形で事業を実施してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○新井鼓次郎議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 自転車の件です。今私たちは、春と秋に、春の交通安全運動、秋の交通安全運動というのを実施をしまして、この中で今自転車はテーマにしています。先日もヘルメット着用のキャンペーン等をさせていただいています。なので、自転車に乗る人に伴って、歩行者も、双方安全にできるようにという啓発をまず進めるということと、あと道の整備です。横瀬町は狭い道も多いですので、そちらもしっ

かり整備もしていきたいなというふうに考えています。

○新井鼓次郎議長 再々質問はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 以上で5番、黒澤克久議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時36分

再開 午後 1時00分

○新井鼓次郎議長 再開いたします。

---

○新井鼓次郎議長 次に、4番、向井芳文議員の一般質問を許可いたします。

4番、向井芳文議員。

〔4番 向井芳文議員登壇〕

○4番 向井芳文議員 皆様、こんにちは。4番、向井芳文でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。質問は大枠で2つでございます。それでは、質問に移らせていただきます。

今回の質問は、教育についてでございます。本年4月1日、山中新教育長が就任されましたが、ご退任されました設楽前教育長におかれましては、大変素晴らしいご功績を残されましたことを心より敬意と感謝申し上げます。また、山中新教育長におかれましては、これまでのご功績もすばらしく、お人柄も抜群でございます、大変心強い限りでございます。今後とも引き続きよろしくお願い申し上げます。

さて、社会を構成するのは人であり、社会をより豊かにしていくためには、その一人一人の人間力を高めていくことが必要不可欠であります。そして、それを実現していくために必要なのが教育であり、関わりを通じての共に育つ教育であります。

そのような中、当町は総合振興計画、現在は第6次横瀬町総合振興計画後期基本計画の最中ですが、にのっとり、まちづくりを進めておりますので、その内容に沿う形での質問をさせていただきたいと存じます。

まず、当計画の①の柱「人づくり」、目指すべき姿は「切れ目ない子育て支援と教育の連携により、子育てしやすく、子どもたちがいきいきと暮らしていける町で、変化の激しいこれからの未来を楽しく、たくましく生き抜ける人をはぐくみます」の取り組むべき主な施策の(2)の「生きる力を着実に育むとともに、主体的に学ぶ意欲や非認知能力を高めます」という部分、これは一番重要とされており、文科省の新学習指導要領、こちらは小学校では令和2年度、中学校では令和3年度から全面実施になっております。また、高等学校では令和4年度の新入生から既に実施されておりますが、この核となります「主体

的・対話的で深い学び」の実現につながる部分かと思いますが、この部分に対してのお考えをお聞かせください。こちらが質問1の要旨明細（1）でございます。

また、同じく（2）の「学校教育における教職員の資質・能力の育成や働き方改革の推進」に対してのお考えをお聞かせください。こちらは、質問1、要旨明細（2）でございます。

次に、（3）の「人権教育及び人権啓発活動」に対してのお考えをお聞かせください。こちらは、質問1、要旨明細（3）でございます。

また、（4）の「全ての人対等な構成員として、自らの意思によって、社会のあらゆる分野における活動に参画できるような施策を推進します」という部分、これは学校教育・家庭教育・社会教育等教育全般に関わる部分だと思っておりますが、お考えをお聞かせください。こちらは、質問1の要旨明細（4）でございます。

続きまして、当計画⑦の柱「人の輪づくり」、目指すべき姿は「温かい人の輪がたくさん生まれ続けることで、困った時や苦しい時に、地域の人助け合い、豊かな多様性があふれる町をつくります」の取り組むべき主な施策の（5）、これは「若者によるまちづくりの推進」とも言い換えられるのかと思っておりますが、それには幼児教育から学校教育と、幼い頃からの体験が重要であると考えます。この部分に対してのお考えをお聞かせください。こちらが質問2、要旨明細（1）でございます。

また、（6）の「学校・家庭・地域の連携、及び社会に開かれた学校・教育環境の整備を推進」に対してのお考えをお聞かせください。こちらは、質問2、要旨明細（2）でございます。

次に、（7）の「生涯学習の支援」に対してのお考えをお聞かせください。こちらは、質問2、要旨明細（3）でございます。

また、（8）の「伝統文化の継承、及び文化芸術の振興」に対するお考えをお聞かせください。こちらは、質問2、要旨明細（4）でございます。

最後に、（9）の「社会体育の振興」に対してのお考えをお聞かせください。こちらは、質問2、要旨明細の（5）でございます。

壇上からの質問は以上でございます。ご答弁よろしくお願ひ申し上げます。

○新井鼓次郎議長 質問1、第6次横瀬町総合振興計画後期基本計画の①の柱「人づくり」における教育についてに対する答弁を求めます。

教育長。

〔山中正広教育長登壇〕

○山中正広教育長 質問事項1について答弁させていただきます。

まず、（1）、「主体的・対話的で深い学び」についてですが、国際化・情報化などが進むにつれ、これまでの経験では社会の変化の予測が困難となっております。そのような社会では、用意された回答の中から選択するのではなく、一人一人が自ら課題を見つけ・考え・判断し、行動することが大切であり、教育においても、受け身の教育ではなく、自分で取り組むべき課題を設定し、または与えられた課題を自分で調べて考える教育が必要となっております。議員ご指摘の「主体的・対話的で深い学び」に向けた指導を充実させていくことは、大変重要な視点と認識しております。教育施策の柱に位置づけ、引き続き積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、(2)、「教職員の資質・能力の育成や働き方改革の推進」についてですが、学校教育における教職員の資質・能力を育成していくために、横瀬町の要請の下、北部教育事務所教育支援学力向上推進担当訪問や要請訪問等、教職員一人一人の授業について、分科会や全体会の場で、県や町の指導主事からの指導・助言を受け、授業改善に向けた実践的な研修の場が設定されております。また、日々の職務で先輩や上司からの日常的な助言や仕事ぶりから学んだり、教職員相互で学び合う場を活用したりする、いわゆるOJT研修を通じて、その資質能力が育成されていくものであります。昨年度、ICT先進校視察を2回実施し、当町の実践の質の高さを実感できたことも有効な研修につながっております。さらに、教員は、各ライフステージに応じて、学校において担うべき役割が異なることから、各段階に応じた資質能力を備えることが必要となります。

教職員の働き方改革についてですが、校務支援ソフトの有効活用、日々の取組や行事のさらなる縮減により、児童生徒と向き合う時間の確保、また校内研修や自己研さんの時間が確保できるよう働きかけ、「横瀬町立学校における働き方改革基本方針」の推進を図ります。そして、一人一人の教員が明るく元気な姿で、児童生徒一人一人に寄り添った質の高い指導が継続できるよう、学校と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、(3)、「人権教育及び人権啓発活動」についてですが、人権を尊重し合う共生社会実現のため、学校等と家庭や地域とが連携し、子供たち一人一人の理解の下、生命を大切に、自分や他者の人格を尊重し、個性を認め合う心、正義感や公正さを重んじる心など、豊かな人間性を育成することが必要となっております。教職員が人権問題に関する理解を深めるための人権教育研修会への参加や実施、学習資料などの作成・配布に努め、教職員の指導力の向上を図ります。具体的には、北部地区(秩父)人権教育実践報告会による実践交流の場での取組や、いじめや児童虐待の防止に向けた研修など、職員会議等で共通認識を持ってもらうことにより、全職員の情報共有の徹底を図ってまいります。

続きまして、(4)、「全ての人が対等な構成員として、自らの意思によって、社会のあらゆる分野の活動へ参画できる施策の推進」についてですが、教育面からの答弁としては、人権尊重の意識を高め、自他の基本的人権や多様な考えを認め合う共生社会の実現を目指した施策の実施をしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○新井鼓次郎議長 再質問はございますか。

4番、向井芳文議員。

○4番 向井芳文議員 ありがとうございます。黒澤議員とかぶる部分もございましたが、大変ご丁寧にご回答いただきましてありがとうございます。

再質問を大きく3つほどさせていただきたいのですが、まず要旨明細の(1)のほうに、全般に該当するのですが、特にここに該当するかなというところで、ICT教育の推進状況、先ほど黒澤議員の一般質問の回答で、県内トップレベルというお話が出ました。私も今まで見てきた見通しで、大変トップレベルであるなということは感じているのですが、具体的にどのような部分でトップレベルというふうに認識をされているかというのが1点目でございます。

それから、ご存じかもしれませんが、イエナ・プラン教育というものがありまして、それは子供が自ら



考え行動する自発的な態度や他者を尊重し、互いに協力し合う姿勢の育成を目指す教育のことでありまして、子供たち一人一人が自ら学ぶことや支え合うことを大切にしているという教育でございます。

このイエナ・プラン教育は、1920年代にドイツの教育学者ペーター・ペーターゼンという方が、自らの教育理論と実践を基に考案したもので、ペーターゼンが創始した後、これがオランダに移りまして、オランダを中心に普及をいたしました。そして、日本には大正デモクラシーの時代に伝わってはおります。ただ、その後なかなか浸透しなかったという部分がありまして、日本イエナ・プラン教育協会というのが2010年に設立されました。そこでは、イエナ・プラン教育を自立と共生を学ぶ教育と定義しております。

我が国におかれましては、2019年に長野県佐久穂町に、日本初のイエナ・プラン校である学校法人シゲキ学園かな。「茂る」という字に「来る」という字です。学園信濃イエナ・プランスクール大日向小学校というのが開校しまして、2022年には広島県福山市立常石小学校が、公立小として初めてイエナ・プランに基づいた学校教育を開始しております。その他の自治体でもイエナ・プランを参考にする動きが様々に見られまして、日本における公教育改革へのイエナ・プランの影響は増してきておりますと。また、イエナ・プランは、方法ではなくコンセプトであると言われておりまして、まさに今必要とされている生きる力を育むのに大変重要なコンセプトであると考えます。

ただ、必要だと感じて、学校を選択できる環境であると考えられる福山市とは違い、当町は1校の小学校しかありませんので、学校教育全般として取り入れることはなかなか現実的ではありません。また、イエナ・プランは、方法ではなくコンセプトであり、その考えをところどころに入れていくのはできるのではないかなというところで考えております。

具体的には、総合学習の時間等に他学年交流の機会をつくることだったり、運動会等もそれに該当すると思うのですが、そのような取組です。他学年交流の現状はいかがでしょうか。また、それらについてどう考えますでしょうかというのが2点目でございます。

3点目が、要旨明細(2)のほうに該当するのですが、教職員の育成及び働き方改革はかなりいろいろ努められているというご回答をいただきました。その中で、今社会的にいろいろなところで話題になっております、部活動の地域移行についてなのですが、部活動の地域移行については、原資金、資金が必要になったりするので、地域のクラブだったり、地域の指導者にお願いするという形になるわけですが、それに関しまして、スポーツ庁の資料を見ても、国として補助金等を検討しているようですが、なかなか難しそうで、現時点では企業版ふるさと納税、また地域おこし協力隊、またデジ田交付金の活用等がそこで挙げられておりました。

そういった中で、当町の強みである官民連携というのもございます。そういった中で、部活動の地域移行について、今後どのように考えておりますでしょうか。その3点をお願いいたします。

○新井鼓次郎議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

教育長。

〔山中正広教育長登壇〕

○山中正広教育長 ただいまの再質問のICT教育の推進状況について答弁させていただきます。

ICTを活用することにより、情報の共有化などが容易となり、さらに児童生徒が様々な意見を比較検討することで、自分の考えを深めたり、課題解決に生かしたりすることで学びの充実につながっております。

す。

先ほど議員のほうから、どのようなことがトップレベルに値するのかというご質問がありました。私は、ただ機械を使いこなすだけでは、トップレベルという状況ではないと思います。どこのことが一番すばらしいかというと、授業の指導過程の中で、効果的にICTをうまくどう使っているかということがすごく問われると思います。いわゆる個々の考えをきちっと持たせて、その中で教員が机間巡視をしながら、子供たちのこれとこれを比較させることによって、新たなものが生まれてくるという、建設的な意見が生まれてくるというようなものをチョイスしながら、ICTの、前のほうで、それをチョイスしたやつを映し出すと。そして、子供たちに考えさせる場を与えとか、指導過程の中でも非常に効果的にICTを使いこなせているかどうか、そこがトップレベルに値するかということに尽きると思います。

そういう意味では、私ももう何回も横小を訪問させていただきましたけれども、非常に先生方はうまく使いこなしております。子供たちの思考の流れに沿った使い方をされているなということが、そういった意味がトップレベルに値するというふうに思っております。

また、学習用アプリ等を活用した教員が、児童生徒の学習状況を確認することにより、児童生徒一人一人の学習の課題に応じた教材に取り組みさせることができ、個に応じた学習の充実にもつながっております。

一方、友達や地域の人たちと対面で交流しながら行う共同学習や実際の物を見たり触れたりできる体験的な活動も、児童生徒の意欲も高め、学びを深めるためには欠かせないことだと認識しております。

町といたしましても、ICTを積極的に活用するとともに、これまで培ってきた教育活動のそれぞれの利点をベストミックスさせていくことで、児童生徒の学力が一層向上するよう、着実に取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、イエナ・プランの導入についての再質問について答弁させていただきます。イエナ・プラン教育の特徴は、主に2点あると思います。まず、1点目は、従来の同年齢ごとの学級編制とは異なり、異年齢集団の子供たちで学級編制を行って、上位学年がリーダーシップを発揮して、下位学年をサポートする形で、共に教え合い、助け合い、年少、年中、年長の立場を段階的に経験して、それぞれの立場の違いを理解して尊重することを学ぶことにあります。

2点目は、自分の理解深度に応じて授業計画を立てて主体的に学習し、教師はそれを見守り、サポートしていくということにあります。こうした子供たちの主体性や協調性の獲得といったイエナ・プラン教育の理念やエッセンスは、本町にも現段階では全て取り入れていくことは難しい状況があるものの、本町の学校教育に即した、イエナ・プラン的な教育カリキュラムを研究する余地があるものと受け止めております。

現在横瀬小学校においても、イエナ・プランの要素である異学年交流の実践がされております。具体的には、月1回の木曜日昼休み30分の縦割り遊びは、子供たちが事前に決めた遊びで異学年が交流し、互いに協力し支え合う活動です。このほかにもスポーツテストの計測や水泳学習での低学年と高学年のペア学習、低学年のクロームブックのログインに高学年が1対1で教えたりすること、また年1回のロング集会では、低高学年のペア学年で決めた遊びを楽しむ活動など、異年齢集団の意義や目的を十分に踏まえた教育活動が既に実施されており、今後も積極的推進してまいりたいと存じます。

続きまして、部活動の地域移行についての再質問でございますが、部活動の地域移行によって、教員の

業務負担の軽減がその効果として期待されております。具体的には、国のガイドライン及び県の基本方針によりますと、まずは休日は地域クラブ活動を基本とし、平日は学習指導要領の趣旨を踏まえ、中学校部活動を継続するというような形で基本的な方向性が示されております。議員ご指摘のとおり、部活動の地域移行により、働き方改革が一層推進されるものと考えますが、抜本的な教員の負担軽減のためには、教育環境のさらなる整備や業務そのものの削減も必要になってくると考えます。

先ほど予算的なことも触れてありましたが、現在北部教育事務所秩父支所を事務局として、広域的に取り組を始めたところであり、具体的な要素はまだ未定の状態であります。今後1市3町の動向を注視してまいりたいというふうに考えております。

以上、再質問の答弁を終了といたします。

○新井鼓次郎議長 再々質問はございますか。

4番、向井芳文議員。

○4番 向井芳文議員 大変ご丁寧にありがとうございます。まず、ICTの部分です。これに関しましては、本当に心強いご答弁をいただきました。機械を使いこなすのが目的ではないので、本当におっしゃるとおりで、もともとICTという言葉自体が、Information and Communication Technologyということだったと思います。あくまでもコミュニケーションなのです。それを、ああいった端末を使ってやっているということであって、重要なのはやはりコミュニケーションということだと思いますので、引き続きそちらをやっていただきたいなと思っております。

イエナ・プランに関してでございますが、こちらのイエナ・プランは、おっしゃっていただいて、いろいろご理解いただいて、現状取組もされているということなので、引き続きお願いをしたいところではあるのですが、このイエナ・プランというのはコンセプトでありますので、いろんな形での取り入れ方というのがあると思います。

この町に合った、現状に合った取り入れ方、それを十分今やっていただいていると思うのですが、例えばそういった、まず一つとしては、他学年の交流の場というのを、現状ありますし、それを意識してやられていると思うのですが、よりそれが重要だということをもう一回再認識を先生方にもしていただいて、そうすると、そういう時間がもしかすると増えてくるかもしれない。今でも十分やっていただいておりますが、より、可能な限り、学校カリキュラムはかなりぱつぱつではございますが、増やしていただきたいと思っておりますので、その部分いかがでしょうかというのが、まず1点目です。

それに関連するのですが、これは学校教育のことなので、校長が権限があつてというのが基本にはなると思うのですが、小学生でイエナ・プランとなりますと、実際イエナ・プランの学校は、3学年で大体グループをつくっています。恐らく他学年交流というと、6年生、5年生がリーダーになるということが多いのだと思うのですが、イエナ・プランのもう一つの特徴は、3学年でつくるので、3年生では1回リーダーを経験しなければいけないという、そこは結構大きいのかなと私は思っておりますので、活動を充実させてくれというのと同時にお願いするのも、なかなかしにくいところなのですが、その中に3学年の交流というのも一つとしてあつてもいいのかなと。もしかしたら、どこか活動の中にはあるのかもしれないのですが、1年生、2年生、3年生のグループ、それから4年生、5年生、6年生のグループみたいな活動の在り方もあつてもいいのかなと思っておりますので、そこがいかがでしょうかという部分が2点目ござい

ます。

それから、部活動の地域移行については、今もう検討を始めていただいているということで、かなりこれに関しましては世間的にも関心度が高い部分があるのかなと。また、最近のニュースでは、中体連で20のうち9の競技が全国大会をやらなくなるというニュースだったり、相撲なんかも外れてしまうらしいのですけれども、そういうことであつたりとか、先日は麴町中学か何かのニュースで、ダンス部が、今までヒップホップを練習していて、それがやりたくて、みんながやっていたにもかかわらず、中体連の大会にはあまり即していないから、もっと違う種類のダンス、創作ダンスをやりなさいと校長が言って、そういうふうに変えたら、子供たちもみんな泣いて、保護者もみんな反発してということで、子供たちが自分からこれをやりたいと言ってやっていくということが基本的に部活動の趣旨の一つであるのに、どういうことだみたいなニュースがありましたけれども、世間的にも部活動はかなりそういった注目度が高いのかなと。

その中で、検討を始めていただいていますので、近隣自治体と一緒にという部分は一緒に。ですが、横瀬町は、やはり横瀬町が突出している部分いろいろありまして、これはある意味横瀬町の誇りだと思うのです。なので、先頭を切ってやっていただきたいという中におきまして、まず教育長にはそういった形で、横瀬町は1校ずつですから、ほかにも1校ずつになっているところは今増えてきましたけれども、横瀬はかなり長く小学校1校、中学校1校で、部活動なので中学校1校ですけれども。ほかの郡部も今はもう1校になっていますが、秩父市に関してはまだ8校ぐらいですか、ある状況にありますが、1校で動きが速いということで、先行していろいろ取り組んでいただきたいなという部分があるのですが、その辺りいかがでしょうかというところで。

町長にちょっとお聞きしたいのですけれども、やはり横瀬町は官民連携の強みを持っていますので、また企業版ふるさと納税もそうですし、地域おこし協力隊、それからデジ田交付金の活用、これも突出して秩父で取っていますよね。地域おこし協力隊もそうですし、あと企業版ふるさと納税もかなりいただいていますし、デジ田交付金は本当に横瀬町がほぼ、小鹿野も取っていますけれども、長瀬とかも取っていますけれども、横瀬町の件数が一番多いのかなというのを感じております。そういった中で、今後部活動に関してのそういった活用というのは考えていらっしゃるかどうかをお願いいたします。

○新井鼓次郎議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

教育長。

〔山中正広教育長登壇〕

○山中正広教育長 ただいまの再々質問について答弁させていただきます。

まず、1点目のイエナ・プランについての、このコンセプトに沿った他学年の交流の場の重要性を教職員に再度再認識をしてもらいたいという指摘がございました。異学年の交流というのは非常に学び合いがあるのです。上位の学年にとっては、そこですごくリーダーシップを勉強できますし、そういった意味では非常に重要性の部分があるかと思えます。

それで、先ほど幾つか遊びを中心にやりましたけれども、ほかにもではイエナ・プラン的な縦割りの活動が小学校等にあるかといったら、やっぱり運動会。運動会も紅白に分かれて、それぞれ縦割りでやっぱり応援練習とかもやるわけです。そこも一つのイエナ・プラン的な要素が組み込まれた部分かなと。ほかにもいろいろな全校的な行事のところでも学年が関わるころはありますので、より一層、再度重要性を

みんなが認識した上でやるのと、全然認識しないでやるのでは違うと思いますので、議員ご指摘のその重要性を認識した上で、再度学校側にも、研究してまいりたいというふうに、学校側と一緒にできればなというふうに思っております。

それから、先ほど1、2、3とか4、5、6の3学年でつくる交流の場もいかなものかということがあったと思うのですが、例えば低学年の1、2、3は、1、2年生が昔の遊びということで、地域の指導者を呼んでやったりするのです。そして、お客さんとして、そこに3年生、近隣の学年を呼んで、1年生の遊びにそうやって一緒に関わってもらえとか、そういった交流というのは小学校でも行われていると思います。では、4、5、6年生の関わりというのはどうなのかという、やはり小学校におけるクラブ活動です。それも4年生以上からクラブ活動が始まって、5年生、6年生は委員会活動も始まりますので、そういった特別活動の分野でも関わりが出てくるということもありますので、その辺の重要性を認識していければなというふうに考えております。

それから、3つ目の地域部活動の再質問でございますが、先ほど横瀬町が先頭を切って動いていただければという話があったわけなのですが、今現在、横瀬中学校は7つの部活動がございます。野球、女子ソフトテニス、男子バスケ、女子バスケ、卓球、剣道、文化総合ということで、この7つに子供たちは所属しておるわけですが、ただその中で、その部活には所属しないで、既に他地域でのクラブチーム等へ参加している生徒さんが20名ほどいます、現在。

では、どんなクラブチームかという、サッカーが8人、野球が4人、卓球が2人、その他6人がバレー、踊るバレーのほうです。それとか硬式テニスとか、柔道であるとかインディアカもやっていると。それから、パソコンということで趣味で行っているのだというようなことも現在聞いております。既にこれから動く受皿として、横瀬町の子供たちが他地域に行って、そこでクラブ活動等、自分の好みのところに行っているというような現状もございますので。あと、今横瀬町の中でそういう行き来はないのかということで、女子ソフトテニスの全員ではないのですが、4名が横瀬のスポーツ少年団、ソフトテニスのスポーツ少年団に休日に行っているということも聞いております。

そういう意味で、横瀬内で受皿としてなるべきものであるとか、いや、そこではなかなか経験ができないで、他地域に行くという、今みたいなクラブチームでやるということは、それが今後の姿になってくるのかなというふうにイメージとしてはあります。

以上、再々質問の答弁とさせていただきます。

○新井鼓次郎議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうからも答弁させていただきます。

ご質問いただきましたのが、部活動の地域移行の課題に対して、町として何かできるかということかなというふうに思います。私もずっと部活動を中学、高校で一生懸命やっていたほうなので、そのすばらしさというのは実感している一人です。とりわけ横瀬のような小さな町にとって、子供たちにまず選択肢があるというのがすごく大事なことだと思います。部活動もそれなりの種類があって、それからこんなスポーツをやりたいとか、こんな活動をしたいというときに、必ず受け皿があってくれるという状況にはしていきたいなというのが一つ。

それとあと、部活動で大事なのが、その前の質問のイエナ・プラン的なところですよ。部活動は、中学だと1年生から3年生まで一緒にやる。それから、小学生だと、スポーツ少年団がちょっとイエナ的なコミュニティになります。高学年の子から低学年の子までが1つのスポーツに関わって、いろんな活動をしていくというのは、イエナ・プラン的にできる場づくりにも通じるものがあるなというふうに思っていて、非常に大切な場だというふうに思っています。

町としても、部活動の地域移行という課題を含めて、しっかりサポートはしたいなというふうに思っています。恐らくいろんな補助金のメニューがあつたりとか、あるいはいろんな知恵をいただけるというのは結構あると思います。

実は昨日もたまたま、全国で学校の魅力化をやっている人たちから提案をされていて、それが教職員の働き方改革のサポートということと、それから部活動の地域移行というのを、様々な材料を絡めてやりませんかという提案も受けていたりしています。それももちろん検討するのですが、とりわけ部活動の地域移行に関しては、やっぱり担い手ですよ。やっぱり知恵があっても、お金があっても、やってくれる人、受けてくれる人というところをつくっていかないといけなくて、その辺の難しさは少しあろうかなというふうに思います。

しかし、やっぱり議員にお話しいただいたように、横瀬町は先頭を切ってしかるべきだというふうに思いますし、小学校、中学校1つずつの町ですので、思い切っているいろんなことができる素地はあろうかと思えますので、知恵とお金と人材と、様々な組合せでサポートすることを考えていきたいなというふうに思っています。

○新井鼓次郎議長 以上で質問1を終了いたします。

次に、質問2、第6次横瀬町総合振興計画後期基本計画の⑦の柱「人の輪づくり」における教育についてに対する答弁を求めます。

教育長。

〔山中正広教育長登壇〕

○山中正広教育長 質問事項2、要旨明細(1)、(2)について答弁させていただきます。

まず、(1)、「若者による町づくりの推進」についてですが、私が子供たちの将来について願う一つに、多様な他者の価値を認めながら他者と協働する体験を重ねることにより、社会の形成に積極的に参画し、社会のよりよき構成員となるという思いがあります。そうした観点からも、議員のお話のとおり、幼児教育から学校教育と、幼い頃からの体験が重要であると認識しております。

私の教育方針の中に「ふるさと横瀬を学びの原点に持つ」ということがあります。子供たちが家族に愛され、地域の人々から大切にされて育つこと、また豊かな自然、歴史、伝統、文化、産業など地域の資源を直接経験することで、周囲の人々や生まれ育った横瀬を好きだと感じ、誇りに思う気持ちがそだっていくと考えるからです。

「原点」という言葉に込めた願いは4点あります。1点目は、「ふるさとに大切に育ててもらって、将来どこに行っても、育った地のことを思うような人に育ててほしい、そして育った地に戻ってきてほしい」、2点目は、「地域課題を自らの課題として積極的に取り組んでほしい」、3点目は、「ふるさとにはよい面もあるし、課題もあるという現実を身近なこととして学びを始めてほしい」、4点目は、「心の中にはいつ

も横瀬町がある。横瀬町での学びがある。そこが出発点だ」という4つの思いが「原点」という言葉に含まれております。そして、将来、社会の形成に積極的に参画し、社会のよりよき構成員となって横瀬町に戻ってきて、町を牽引していく人材へと育てていってほしいと考えております。

続きまして、(2)、「学校・家庭・地域の連携、及び社会に開かれた学校・教育環境の整備の推進」についてですが、新学習指導要領が全面実施となり、これまで以上に「社会に開かれた教育課程」という考えが重視されるようになりました。これは、よりよい学校教育を通じて、よりよい社会をつくるという目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められている資質・能力を子供たちに育もうとするものです。家族形態が変わり、ライフスタイルも多様化する中で、学校と地域社会との連携をより一層進め、地域社会全体で子供を育むことが求められております。

私は、こうした理念の実現に向けて、地域の伝統、文化が大きな役割を果たすものと考えます。子供たちの育成は、学校のみでできるものではなく、学校と家庭や地域の連携・協働が必要です。保護者や地域、企業などの方々に学校教育に一層関わっていただきたいと考えております。また、地域に根差した伝統芸能をはじめとしたすばらしい文化や横瀬町の豊かな自然、歴史、産業など地域の資源を積極的に活用していきます。

私は、学校と学校外の融合を図り、町民の皆様の力をお借りしながら、子供たちがこれからの社会を力強く生き抜くための力を身につけられるよう、社会に開かれた教育施策の充実に取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○新井鼓次郎議長 教育次長。

〔町田一生教育次長登壇〕

○町田一生教育次長 私からは、質問事項2、要旨明細(3)から(5)について答弁をさせていただきます。

まず、「生涯学習の支援」についてですが、平成4年に、町民一人一人が自ら生きる楽しさを求め、心豊かに、生きがいのある人生を送るには、生涯にわたっての学習が必要である。そのため、生涯学習の推進に当たって、町民の多様な学習要望をできるだけ満たして活動できるよう、生涯学習の推進を総合的に整備拡充することを目的として、「横瀬町生涯学習のまちづくり推進本部設置要綱」を施行しました。

当時は、活動団体・サークルとして、幼青少年部会、婦人部会、高齢者部会、体育部会、芸術文化部会の5部会に分け、生涯学習の向上、連携、推進が図られました。

活動といたしましては、現在活動の個々の団体・サークル等の推進、各地区における推進活動の実施です。現在は、当初から32年間が経過し、町民の高齢化、人口減少の中、活動している団体の減少が否めません。町からの補助金という形で推進活動の一途を担っております。

今後も活動している団体と連携をしながら、事業活動の場の提供、予算確保を実施し、推進活動を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、「伝統文化の継承及び文化芸術の振興」についてですが、町ではヨコゼ音楽祭、町民文化祭、地域文化財総合活用推進事業の実施団体等への支援を実施しております。ちなみに令和6年度につきまして、文化庁から、国庫補助事業といたしまして777万円の補助金交付決定となり、宇根上組傘鉾修理工事に活用しております。こちらにつきましても、毎年申請を繰り返し、各団体へ平等に補助できるよう

支援してまいりたいと考えております。

続きまして、「社会体育の振興」についてですが、4人ぶりの町民体育祭、駅伝競争大会をはじめスポーツ教室、町民ハイキング等を実施しながら、スポーツ協会、スポーツ少年団との連携を図り、支援してまいります。また、社会体育施設についても、今後は修繕が中心となりますが、適切な維持管理に努めたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○新井鼓次郎議長 再質問はございますか。

4番、向井芳文議員。

○4番 向井芳文議員 ご答弁ありがとうございました。まず、(1)に関してなのですが、「若者による町づくりの推進」ということで、今行われ始めておりますが、主権者教育についての現取組の状況を教えてください。これが1点目でございます。

2点目が、(2)に該当しますが、コミュニティ・スクールについてなのですが、こちらの現状がどうかということをお願いします。コミュニティ・スクールは、かなり熟議を重ねて、しっかりと議論すると。それまでであった学校評議員、私も入っていたことがあります。は、比較的熟議というよりは、何となく形式的にやっていたような現状がございましたが、コミュニティ・スクールはそうではなく、地域とのやはり連携。なかなか今の時代、学校、家庭、地域という中で、学校にもいろいろとやることも多く、学校に全部任せるのは無理でございます。また、家庭も核家族が増えて、なかなか今家庭に教育を求めるといいうのも限界が来ております。そういった中で、やはり地域というものの関わりが大変重要になってくる。その中で大きなもの、それをしっかり審議していく大きな場だと思っておりますけれども、このコミュニティ・スクールについての現状。

それから、コミュニティ・スクールによって、きっかけで変わったようなこと。変わったというのは、コミュニティ・スクールで話し合ったことによって、この制度が変わりましたとか、こういうことが実現されましたみたいなものももし具体的にあれば教えてください。また、それに関して、今後どのようにコミュニティ・スクールを運営していくかということ。コミュニティ・スクールに関して3つになるのですが、お願いいたします。

また、同じく(2)に該当しますが、地域行事の連携ということで、地域との共生が大変重要なことは先ほど申し上げたとおりなのですが、地区清掃や地域の祭り等、地域への参加というのを、なかなか今地域のそういう行事というのは、子供たちが参加できていない現状があります。それは、スポ少があったりとか、部活動があったりとか、それぞれそういった物理的なこともありますし、親自身が参加していないので、なかなか子供も参加しない傾向にいたり、正直言えば面倒くさいとか、いろんな原因があるのですが、その地域への参加を促すような施策です。

例えば部活動の一環として、地域清掃というのは、場所によって日にちの差があるので、一概にはできませんが、自分の地域の清掃があったら、それをやってくるのが部活動だよ、その日の部活はそれをやっから来なさいとか。また、ボランティアポイント等があったと思いますが、社協のやっている。そういうのを地域行事へ参加したりすることというのを評価に、もしかしたら現状評価に入っているところもあるかと思っております。かなり柔軟なので、廃品回収等はオーケーという話が前にありましたので、あるかと思



いますが、その辺りを含めて、その辺を進めていっていただきたいのですが、そういった地域との連携に関しての取組状況、それとまた今後どのように考えているかというのをお願いいたします。

それから、今度は（３）についてになるのですが、また（３）と（５）をまたぎます。別々にやっているところとちょっとややこしくなってしまうので、一緒にいきますが、町民会館、また小中学校の体育館、この辺りというのは、生涯学習だったり、社会体育として大変重要な拠点なのですが、こういったところのネットの予約とかというのは検討されていますでしょうか。ネットを使っての予約。これは、例えば事前に登録してある団体のみとかでいいのですけれども、実際に行って取るというのも結構大変なので、ネットでそういった予約ができたらいいなという声がありますが、こちらは現状とどう考えるでしょうかということ。

それから、小中学校の体育館に関しましては、管理者がおりませんので、鍵が必要になりまして、かなりいろいろ考慮いただいて、返すときはボックスでいいとか、いろいろありますけれども、やはり取りに来るといふ手間等もございます。市内の体育館では、中にはスマートキーを使っているところというのがあるというお話だったので、そこへのスマートキーの導入というのはいかがでしょうかということ。

すみません。先ほどのネット予約の件は、町民グラウンドも含めお願いいたします。町民会館、小中体育館、町民グラウンド。スマートキーに関しましては、小中の体育館で導入のご検討等はいかがでしょうということ。

それから、小中の体育館へのシャワールームというものの設置という要望が前に出ていたことがあったのですが、その辺りはいかがでしょうかと。

それから、町民グラウンドに関しましては、人工芝、もうこれは10年目に入っているのですが、黒澤議員とかがよく質問されているので、検討には入っていると思うのですが、トトの助成を使うとしてやっていくということになるのだと思うのですが、その辺の全面張替についての状況というのを教えてください。

もう一点が、町民グラウンド、下グラウンドです。結構グラウンドゴルフをやったりとか、高齢の方がしていますけれども、日よけが欲しいという、これは前から要望が出ておりましたが、この辺りの日よけのちょっとした屋根の部分、そして下にベンチを置く、そんなようなのは設置のほうは考えていますでしょうかということをお願いします。

ちょっと戻るのですが、（４）、ここに関しまして、文化芸術の振興ということで、補助金777万円ということでした。こちらに関しましては、そういった文化団体が、具体的には宇根の傘鉾さんだったりとか、あと人形芝居さん、また神楽さんとか獅子舞さんとか、その辺りが恐らく手を組んで、しっかり補助金が取れるような体制をつくっていただいたと聞いておりますが、ほかにも、具体的には自分のところの苧米にも傘鉾がありますし、ほかのところを手を挙げたかった場合、恐らく文化財指定を受けるといのが前提になると思うのですが、その辺り、文化財指定も含めて、そういった新しいと言ってももう年数はたっておりますが、そういった伝統文化の振興に関する団体がそこに入りたいといった場合に、一つ壁になる文化財の指定、この辺りというのは可能かどうか。可能だとは思いますが、どのように考えていらっしゃるかどうかをお願いいたします。

以上です。

○新井鼓次郎議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

教育長。

〔山中正広教育長登壇〕

○山中正広教育長 ただいまの再質問の主権者教育の取組状況について答弁させていただきます。

横瀬町で使用する小学校社会科の教科書では、国の政治の仕組みと選挙において、3人の候補者の主張を比べて、どの意見が一番大切か、自分の考えを話し合おうといった学習を行います。さらに、学習のまとめとして、実際に投票用紙を作成し、町の投票箱を使用しての模擬選挙を体験的に学習しています。また、中学校公民で使用する教科書では、見開き2ページにわたる内容として、18歳へのステップということで、選挙の流れを概観できるページを掲載し、投票するための情報を集めること、投票所で投票する、期日前投票、不在者投票をする、開票結果によって新議員が決定することまでを掲載しており、選挙の流れについて具体的に学ぶことになります。

今後も現在の教科等の枠組みを中心に、小学校段階から具体的かつ実践的な教育活動、みんなで話し合い、協働して実践し、よりよくなったという実感が持てるような教育活動を推進してまいりたいと存じます。

続きまして、再質問のコミュニティ・スクールの現状と今後の展望という点について答弁させていただきます。先ほど変わった点という言葉がありましたけれども、現状で成果として、こんなことが挙げられるかなということなのですが、学校と地域が情報を共有するようになった。地域が学校に協力的になった。特色ある学校づくりが進んだ。学校関係者評価が効果的に行えるようになった。地域と連携した取組が組織的に行えるようになった。子供の安全安心な環境が確保されたことなどが挙げられます。

また、課題としては、熟議を深める手だてや、それぞれの人の人的つながりの中で地域の方々に活動に協力していただいているため、地域全体で学校を支援していくためには、人脈の広がりや欠かせず、今後どのように広げていくかという点が挙げられます。また、学校運営協議会の活動に対する地域への周知が、さらに必要であると受け止めております。

今後の展望といたしましては、熟議を深める手だてを工夫しながら、学校として何を協議し、意見をもらいたいのかを明確にすることで、地域の声を積極的に生かし、地域と一体となった特色ある学校づくりを進めてまいりたいと存じます。

3つ目の地域行事との連携についての再質問でございますが、祭りなどの地域行事は、児童生徒がふだん接することの少ない地域の大人や高齢者と触れ合う機会となります。褒められたり、時には叱られたりしながらも、地域で一つのことを成し遂げる経験は、児童生徒にとって学校だけでは経験できない貴重な財産となっています。現在横瀬中学校では、ふるさと横瀬応援隊というボランティア活動を推進しております。地区清掃や地域の祭り等への参加を呼びかけ、複数回自主的に参加した生徒には、年度末に校長から感謝状が贈られるという取組です。また、横瀬町社会福祉協議会の彩の国ボランティア体験プログラムが実施され、特に夏休み期間中に多くの小中学生が参加し、ボランティア活動への興味関心を深め、様々な人との出会いや活動を通じて、社会の一員としての意義を育む貴重な場となっております。中学生においては、高校進学に際しての調査書に評価されております。

今後もこうした児童生徒の自主的な活動を積極的に推進できるよう、関係機関とも連携しながら取り組んでまいりたいと存じます。

私のほうからは以上を答弁とさせていただきます。

○新井鼓次郎議長 教育次長。

〔町田一生教育次長登壇〕

○町田一生教育次長 それでは、答弁させていただきます。

まず、社会体育施設のスマートキーの導入についてでございますけれども、スマートキーというのは、スマートフォンなどを利用して、町担当から入退室の曜日に時間帯を指定して、鍵権限のURLを代表者に付与、それを各団体の鍵当番に転送してもらい、自分のスマホで解錠や施錠を行うという形になります。

初期費用といたしまして、概算ではございますけれども、工事費、鍵レンタル、それから通信USBレンタル含めまして40万円前後、その後は維持管理費として年間27万円の費用がかかります。

教育委員会事務局といたしましては、当該施設が社会体育だけのものではなく、教育施設としても利用しております。費用面を考慮すると、現在の鍵の授受の方法で十分かと考えております。鍵を借りに来るときに予約を入れてもらったり、返却も当日ボックス返却できる状況となっております。また、利用日誌の返却により、当日の清掃や戸締まり、忘れ物、照明であったり、窓等の鍵かけ、駐車場のたばこ、ごみ、そういった故障施設等の利用者と事務局との連絡調整の部分もありますので、重ねてご理解をお願いできたらと思います。

先ほどのネット予約についてですが、前述したとおり、現在の状況下では、借用条件で料金が変わってきたりとか、人と人によって分かり合えるところがございますので、予約を取る段階で他団体との連絡調整が入ってきたりもします。ネットで一概にできるというわけではございませんので、こちらについても前述したとおり、人と人と接してできることの大切さがあるというふうに現在教育委員会では考えております。

シャワールームについてですが、シャワールームについては現在考えておりません。

人工芝の改修についてですが、前回の3月の議会に黒澤議員からのご質問でもお答えいたしました、10年経過後に、高額な施行費用、利用頻度、利用団体などの意見、それから費用対効果などを確認しながら判断していくということで考えております。結論が出るまでには、しばらくの間修繕を繰り返してのご利用と考えております。現在は、見積りを徴取しているところでございます。

それから、町民グラウンド下の日よけについてですが、一部の団体から要望は聞いております。しかしながら、グラウンドにはベンチが既に設置されておりまして、教育委員会としては、そちらの利用を促しております。毎回簡易テントを立てるのが面倒だという訴えがあり、場所の遠さなどを理由に、そちらのベンチのほうを利用しておりません。特定の場所に固定の施設を設置するということは、他の利用者にとっては不利益となるため、総合的に判断して、現在設置は考えておりません。逆に、本当に気温が高くて日陰がなければ活動できない状況であれば、学校と同じように考えていただければ、利用を控えていただくほうが身体のためには安全かという考え方もあろうかと思っております。

それから、文化団体のお話でございますけれども、こちらにつきましては、補助をもらうために実行委員会の組織をつくっております。ここの実行委員会の組織のメンバーに入ることというのは、例えば苅米さんのそういう団体があるということであれば、それは可能であろうかと考えております。ただ、議員おっしゃるとおり、それが苅米で持っている傘鉾を文化財に指定するかどうかということ、例えば県の学

芸員の審査を受けて、町の文化財の保護審議委員会を通して町の文化財の指定になる、もしくは県の文化財の指定になるとか、その判断を仰がないと文化財に該当になるかどうかということは判断できませんので、ご理解をいただけたらと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○新井鼓次郎議長 4番、向井議員に申し上げます。

発言時間の制限を超えておりますので、以後簡潔にさせていただけるのであれば、再々質問をお受けいたします。

よろしいですか。

以上で4番、向井芳文議員の一般質問を終了いたします。

---

○新井鼓次郎議長 次に、8番、内藤純夫議員の一般質問を許可いたします。

8番、内藤純夫議員。

〔8番 内藤純夫議員登壇〕

○8番 内藤純夫議員 8番、内藤でございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。

今回の議会では山中教育長に一般質問が集中しておりますが、これは新人いじめではなくて、期待の表れとご理解ください。それでは、私も教育長に質問したいと思います。

質問事項1、教育長としての考えと対応についてをお聞きいたします。全国の不登校の児童生徒の数が今年度は30万人を超えるとの報告があり、今年の3月議会で、不登校の子供たちへの支援、居場所の確保をどのように取り組んでいるのか、どのような対応しているのか質問いたしましたが、山中教育長の不登校の児童生徒に対する考えをお聞きしたいと思います。

質問事項2、子育て支援についてをお聞きいたします。昨年3月議会で、小中学校の給食費無償化の次は、3歳から5歳の保育所、こども園の給食費を無償化してはとお聞きしましたが、町長は理解しています。当然考え方としてはありかなと思う。財政が将来にわたって無理がないかというところを検討しながらいくと答弁しましたが、現時点で町長に幼児の給食費無償化の考えがあるか。また、幼児の給食費無償化を検討したのかお伺いいたします。

以上で壇上の質問を終わります。

○新井鼓次郎議長 質問1、教育長としての考えと対応についてに対する答弁を求めます。

教育長。

〔山中正広教育長登壇〕

○山中正広教育長 質問事項1、要旨明細(1)について答弁させていただきます。

いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子にも起こり得るという認識に立ち、学校に対して国の「いじめ防止対策推進法」並びに県・町・横瀬小中学校のいじめ防止基本方針を踏まえた適切な対応の徹底を求めてまいります。いじめを早期に発見するためには、教職員一人一人が児童生徒の様子に細かく

目を配り、休み時間の過ごし方が変わったり、言葉の数が少なくなったりといったささいな変化を見逃さないことが大切であると考えます。

次に、不登校につきましては、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくてもできないという状況にあるため、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」であります。

新聞報道にもありますように、不登校児童生徒数は年々増え続け、令和4年度の資料になりますが、令和5年度はこの8月か9月に発表されます。令和4年度の不登校児童生徒数、全国で過去最多の29万9,000人となっております。

このような中、横瀬町での不登校児童生徒数は、令和5年度は小学校3名、中学校8名となっており、大きな課題となっております。いじめの防止や不登校対策は、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「組織的・計画的な取り組み」が重要であり、児童生徒同士の豊かな人間関係や自己有用感を含む学級経営・学年経営がその基盤であると考えております。したがって、今後も各種のいじめ防止対策、不登校対策を進めるとともに、教職員の働き方改革を推進し、児童生徒が友達や教職員と信頼できる関係を築き、安心・安全に学校生活を送ることのできる学校づくりに努めてまいり所存でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○新井鼓次郎議長 再質問はございますか。

8番、内藤純夫議員。

○8番 内藤純夫議員 ありがとうございます。今回山中新教育長になられましたが、前設楽教育長の行ってきた対応と山中新教育長の対応は、どういうふうに違うか、どのように変わるかというところがありましたらお教えてください。

○新井鼓次郎議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

教育長。

〔山中正広教育長登壇〕

○山中正広教育長 ただいまの再質問にお答えいたします。

私は、対応で一番大切だと思うことは未然防止にあります。新たないじめ、不登校児童生徒をつくらないという強い決意と、教職員一人一人が課題を共有する意識が重要と考えます。具体的には、魅力ある学校づくりの推進です。魅力ある学校とは、何も特別なことをやることではなく、児童生徒一人一人にとって魅力ある学校ということで、自分という存在が大切にされている、心の居場所になっているといった居心地のよい場所になっていくということです。

具体的には、日々の授業の中に、生徒指導の実践上の4つの視点、自己存在感、共感的な人間関係、自己決定の場、安心・安全な風土を意識した働きかけを意図的に組み込むことで、教師の言動や姿勢が変わるということです。教師の温かいまなざし、声かけ、振る舞い等の積み重ねで、日々の授業が変わっていくと考えています。このことは、ウエルビーイングな学校づくりを進めることにもつながります。ICTも活用して、個別最適な学習、算数、数学科による習熟度別学習などを進め、どの児童生徒にも分かる授業、どの児童生徒にとっても面白い授業を進めるよう、学校だけではなく、教育委員会も連携して学校教育を推進してまいりたいと存じます。

以上で再質問の答弁とさせていただきます。

○新井鼓次郎議長 再々質問はございますか。

8番、内藤純夫議員。

○8番 内藤純夫議員 大変分かりやすく説明をありがとうございます。山中教育長の指導力に期待しまして、質問1はこれで終わりにしたいと思います。

○新井鼓次郎議長 以上で質問1を終了いたします。

次に、質問2、子育て支援についてに対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 2番の子育て支援について、保育所・こども園幼児に対し、給食費の無償化の考えはということでお尋ねいただきました。ご答弁したいと思います。

まず、最初の質問、検討はしたのかということに関しては、もちろん検討の対象にはなっています。現時点でやるかどうかに関しては、まだやるという判断には至っていません。当町は、昨年4月から小学校、中学校の給食費無償化に踏み込みました。ゼロ歳から2歳の子供たちの給食費は、保育料に含まれていますので、給食費の負担なし。3歳から5歳の保育園の子供たちとこども園の子供たちがどうかということだというふうに思うのですけれども、やはり昨年から小中学校の給食費の無償化を進めてきていて、その財政的な影響、それから効果等はしっかり確認はしたいなということがあるのと、それからあとは切れ目ない子育て支援を当町が掲げる中で、子育て支援策として、あるいは生活支援策として、一番効果的な手は何かということを選択的に考える必要がありまして、その中で幾つかの選択肢の中から検討していきたいなというふうに思っています。

検討はしましたという中で、費用のほうは概算ではじいてみたのですけれども、年間大体990万円ぐらい負担がかかります。財源がない中での990万円、今単独でこの政策に打ち込めるかということ、少し現時点では厳しいかなというところはあります。しかしながら、切れ目ない子育て支援を掲げていて、選択肢としてはもちろん、あるいは方法論としてはあることだと思いますので、様々な選択肢の中から考えていきたいなというふうに思っています。

○新井鼓次郎議長 再々質問はございますか。

8番、内藤純夫議員。

○8番 内藤純夫議員 健康子育て課長にお聞きしたいのですが、親御さんのほうから、こういう要望とかというのは上がってきたことはないのか、ちょっとお聞きします。

○新井鼓次郎議長 健康子育て課長。

〔守屋則子健康子育て課長登壇〕

○守屋則子健康子育て課長 では、再質問の中で保護者の方の要望につきましては、以前議会のほうで内藤議員のほうからご質問があったときに、無償化があるかというようなお話は1度ありました。ただ、それ以降につきましては、町でも免除の制度を行っておりますので、今のところはない状況でございます。

以上でございます。

○新井鼓次郎議長 再々質問はございますか。

8番、内藤純夫議員。

○8番 内藤純夫議員 それでは、また町長の指導力に期待して、これで質問を終わりにしたいと思います。

○新井鼓次郎議長 以上で8番、内藤純夫議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時15分

再開 午後 2時30分

○新井鼓次郎議長 再開いたします。

---

○新井鼓次郎議長 次に、6番、宮原みさ子議員の一般質問を許可いたします。

6番、宮原みさ子議員。

〔6番 宮原みさ子議員登壇〕

○6番 宮原みさ子議員 6番、公明党の宮原みさ子です。議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。今回は、学校図書館の取組についてと防災、減災対策の取組についてお伺いします。

最初の質問は、横瀬町立小学校の図書館の取組についてお伺いします。小学校の図書館は、昨年に第一校舎に移動し、先日訪問をさせていただき、木質を十分に使った、大変に環境整備をされた図書館になっています。子供たちも、さらに最適に利用できるよう、何点かお伺いします。

学校図書館は、学校図書館法に基づき、図書、視覚聴覚教育の資料、その他学校に必要な図書館資料を収集し、整理及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによって、「学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成すること」を目的として設けられる学校の設備です。同法第3条で、学校の設置者に設置業務として課しています。

「本を読んで感動した。元気になった。世界が広がった」、本は多くの人に豊かな内面と生きる力を与えます。特に子供の成長・発達には大きな栄養になります。また、「読む力」は「学ぶ力」の基礎になります。本を読むことで「語解力」が養われ、「考える力」、「書く力」、「人に伝える力」がついてきます。

学校図書館は、家庭の経済力や地域格差など子供の置かれた状況に関係なく、全ての子供に公平に本に触れる機会をもたらし、「学び」と「育ち」を支えています。新学習指導要領では、学校教育を知識注入型から「主体性・対話で深い学び」に転換する方向が示されています。「学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、児童生徒の主体性・対話的な学びの実現に向けた授業改善に生かす取組」を全国各地の学校現場で行い始めています。そこで、お伺いします。

①、物的整備において、現在の書籍数の達成状況、児童への貸出し状況をお伺いします。

②、人的整備において、司書教諭、学校司書の配置の取組についてお伺いします。

③、教育長が考える学校図書館の在り方、子供の読書活動についてお伺いします。

2点目の質問は、防災減災の町の取組についてお伺いします。近年、地球温暖化などの影響により、自然災害が激甚化・頻発化しており、自治体等においては、適時、的確な防災対策が求められるようになりました。いつ訪れるか分からない気象災害について、平時から高度な知識を有する気象防災アドバイザーを活用しながら備えることは、大変有意義だと考えます。

気象アドバイザーとは、気象台での防災業務に係る部局の管理職経験など要件を満たした気象庁退職者又は気象予報士の資格を有し、気象庁が実施する気象防災アドバイザー育成研修を修了した者で、自治体の防災の現場で即戦力となる者として、気象庁が委嘱した防災の知見を兼ね備えた気象の専門家です。自治体に何かを動かすのに必要なことの知識を伝え、活用することで、よりきめ細やかな支援を期待することができます。

横瀬町においても、異常気象による災害が発生する確率は年々増していると言えます。この異常気象による災害を事前に予測して、適切に対応することにより、地域住民の生命や暮らしを守ることは、自治体の大きな使命であります。

公明党の山口代表が昨年10月の参議院代表質問で、気象防災アドバイザーとして気象台OB・OGの活用を求めたことにより、全国で現在272名が国交省から委嘱されています。市町村から委任され、気象状況の解説や防災に係る助言を行います。

年々激甚化、頻発化、大規模化する気象災害は、1市町村に限って起こるものは少なく、甚大な被害をもたらした令和元年東日本台風のように、複数地域にまたがるものが多い状況であります。また、気象防災アドバイザーの拡充を推進する熊谷地方気象台に伺ったところ、気象防災アドバイザーをもっと有効に活用してもらいたいとの話をいただきました。

そこで、気象防災アドバイザーの活用について、町としてどのように取り組んでいくのかお伺いします。

次に、横瀬町における防災訓練の現状をお伺いします。今月16日に災害時初動訓練が行われ、町民が各避難所へ避難する訓練が行われます。防災訓練への取組は単なるイベントではなく、日頃より防災活動に取り組む行政と、工夫・英知を駆使した民間との視点を切り替えた協働防災活動であると考えます。こうした防災活動に協賛者として積極的に関わり、取り組み、そして町内に広く展開すべきと考えますが、いかがお考えでしょうか。

防災訓練の内容がマンネリ化してしまえば、ただでさえ少ない参加者がさらに減少してしまい、ご協力いただく地域の方々のモチベーションも下がってしまうおそれもあります。行政は、常に工夫しながら、防災意識の向上に取り組む必要があります。そこで、地域での防災訓練の際などに、参加者には防災マップを持参していただいてから訓練をし、同時に防災マップの正しい理解を促す取組を実施するべきと考えます。町では防災マップやマニュアルを作成し、全戸に配布をしています。時々広報に掲載されるだけでは、正しく理解を促すことにはなりません。自分の身を守るためですから、日頃から自己責任の下、目を通して対応を頭に入れておく必要もあります。防災マップをご自宅に保管されているか。日頃から家族で目を通してあるか。地域での防災訓練でそうしたことを確認するとともに、マップの内容の説明をすれば、一層防災マップを発行した価値が上がると思います。

「防災マップを作って配布して終了」ではなく、防災訓練のときに活用できればと思いますが、町では



どのように取り組んでいるのか、また今後の課題は何かをお伺いいたします。

以上、壇上からの質問をさせていただきました。

○新井鼓次郎議長 質問1、学校図書館の取組についてに対する答弁を求めます。

教育次長。

〔町田一生教育次長登壇〕

○町田一生教育次長 私からは、質問事項1、要旨明細(1)、(2)について答弁をさせていただきます。

まず、書籍数の達成状況についてですが、学校図書館図書標準に基づき、横瀬小学校において算出される蔵書冊数は9,160冊でございます。現在小学校では1万839冊の蔵書があり、クリアできていることとなります。

続いて、貸出し状況についてですが、1、2年生については、必読書10冊、自由読書90冊、3、4年生については、必読書10冊、自由読書70冊、5、6年数につきましては、必読書10冊、自由読書、100ページ以上の本を20冊を目標として貸出しをしております。

読書カードとして個人の管理をしておりますので、総数での数は捉えておりませんので、ご理解いただけたらと思います。

図書館につきましては、移設を行いまして、棚数も大幅に増えたため、思ったより棚が余っている状況のため、少しずつ購入しております。本年度の予算では、50万円から100万円に倍増し、蔵書の数を増やしている状況でございます。

続きまして、(2)、図書館の人的配備ですが、令和4年6月議会でもお答えしておりますが、横瀬町立小中学校管理規則第14条の2「学校に、司書教諭を置く。ただし、学級の数が11以下の学校においては、当分の間これを置かないことができる」と規定しており、横瀬小学校は15学級で1名配属、横瀬中学校は8学級で配属なしとなっております。

司書教諭の役割は、図書の選書・全体計画に携わることとなっております。また、図書主任を設けておりまして、図書主任は児童の図書委員の指導に携わることとなっております。また、図書委員は、児童5、6年生の各学級からの児童で構成されております。毎週月、火、水、金の昼休みに担当して、貸出し等を行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○新井鼓次郎議長 教育長。

〔山中正広教育長登壇〕

○山中正広教育長 質問事項1、要旨明細(3)、教育長が考えられる学校図書館の在り方、子供の読書活動について答弁させていただきます。

学校図書館は、児童生徒の想像力を培い、学習に対する興味・関心等呼び起こし、豊かな心を育む自由な読書活動や読書指導の場である「読書センター」としての機能。そして、児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援するとともに、情報の収集・選択・活用能力を育成して、教育課程の展開に寄与する「学習・情報センター」としての機能の2つの機能があると受け止めております。さらに、学校図書館には、子供の「居場所」という機能もあります。教室から離れた、自分だけの時間を過ごしたり、違う学年の児童生徒と関わりを持ったりすることができる場でもあります。

こうした学校図書館の3つの機能を十分に踏まえ、環境整備していくことは、大変重要であると認識しております。環境を整備していく上で配慮していきたい点は、その場を教育課程の下で活用していく、教職員の思いや願いに沿って整備していくということです。そのために、校長や司書教諭、図書主任などを中心に築き上げてきた土台の上で、図書ボランティア等の地域人材も参画していくということが大事になってくると考えております。具体的には、ふだん教職員がなかなか手の行き届かない本の修繕やブックカバーフィルム貼りなどの仕事をボランティアに支えていただくことで、持続可能な学校図書館の運営が推進されていくものと考えております。

子供の読書活動は、子供が言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものと考えております。今後とも児童生徒が読書を通じて多様な考え方を学び、健やかに成長できるよう、学校における読書活動の充実に努めてまいり所存でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○新井鼓次郎議長 再質問はございますか。

6番、宮原みさ子議員。

○6番 宮原みさ子議員 答弁ありがとうございました。山中教育長に対しては、本当に全ての議員の一般質問等で全て聞いておりますので、本当にその思いが伝わっておりますので、本当に今後もよろしくお願いいたします。

それで、幾つか質問させていただくのですが、先日も学校図書館のほうへまた訪問をさせていただいて、貸出し状況等とか、いろいろ先生からお話を聞いてまいりました。その中で、やはり蔵書の棚数が多くなったということで、大分空きが多いということなのですが、予算を50万円から100万円に上げていただいたということで、さらに新しい本を子供たちのために読んでいただければと思います。

その中で、貸出し方法、先日伺ったときも、子供たちがタブレットを使って、子供たちが本の管理をし、貸出しをしということをやっております。私もさせていただいたのでありますが、子供たちのほうがちゃんとしっかり本の管理がというか、貸出しの方法がスムーズにいつているという状況で、本当にこれはすばらしいなとは思いましたが、横瀬小学校のみでなく、横瀬町は横瀬中学校1校、小学校1校で、町立図書館が1つありまして、これが様々連携していない。全てが連携していないわけではないのですが、連携をしていないところがあります。それなので、もしでしたらば、横瀬町はちっちゃい町で、1校ずつしかないところ。図書館も今後、子供たち、大人たちもしっかり読み進められるような形で、もう少しシステムを町全体で考えられないかを一つお聞きします。

それと、私も図書ボランティアをずっとさせていただいているのですが、コロナ禍以降、図書ボランティアの登録はしております。ただ、今現在に至っては、図書ボランティアの活動というのが全くなのですけれども、その点について、先ほども教育長が図書ボランティアの方にもということでありましたけれども、ぜひ今後どのように図書ボランティアを活用していくのか、もう一度お聞きいたします。

あと、図書司書を置くということに関しても、先ほども申しました、横瀬町は本当に小中1校ずつしかない。その中で様々ではなく、町立図書館のほうには司書さんがおります。その中で、今は学校の図書教諭さんがやっただいていますが、教諭されている先生も結構大変な中で、週に1回でも町民会

館の司書さんを何とか組み入れられないか、何とか活用できないか、その点お伺いしたいと思います。

○新井鼓次郎議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

教育長。

〔山中正広教育長登壇〕

○山中正広教育長 ただいまの再質問について答弁させていただきます。

その中の図書ボランティアをほかにもどのように活用されているか、していくお考えかということがありましたが、先ほど申し上げましたとおり、教職員は忙しい中でやっていますので、なかなか手の行き届かないところというのはいっぱいあるのです。それは、先ほどもおっしゃったとおり、本の修繕であるとかブックカバー貼りというのはなかなかできない仕事です。それをやっぱりじっくりとやっていただくということは、すごくありがたい仕事内容になってくると思いますが、そのほかにも、今はコロナ禍によってちょっと変わってしまったようですが、読み聞かせもコロナ禍前はやっていただいたという活動もあったと思いますので、ぜひ読み聞かせに関しては、私は全学年、高学年、低学年を問わず読み聞かせをしていただいて、やはり子供たちが5分なり10分なり、聞き浸るという時間が私は大事だと思います。そこに創造性とか、いろんな思いが子供たちには駆け巡りますので、読み聞かせで聞き浸らせる時間というのは、ぜひ図書ボランティアさんのお力も借りながら再度、コロナ禍前に戻る活動していて、考えていただければというのは、ありがたい活動の一つとして挙げられると思います。

私についての再質問については、その点だけ答弁させていただきます。

○新井鼓次郎議長 教育次長。

〔町田一生教育次長登壇〕

○町田一生教育次長 私からは、まず小学校、中学校、町立図書館のシステムの、町全体で考えられないかということについて答弁をさせていただきます。

こちらにつきましては、議員が質問の中でも述べられていたように、学校図書館につきましては、学校図書館法に基づきまして、朗読になってしまいますが、図書、視覚聴覚教育の資料、その他学校に必要な図書館資料を収集し、整理及び保存し、これを児童または生徒及び教員の利用に供すること、これが目的でうたわれておりますので、今の段階では、小学校のほうにつきましては、ある意味、整理整頓が今までできていなかったところが、新しい校舎に引っ越しをした段階で整理整頓ができたというところで、まだ始まったばかりですので、今のところはまず学校の中で運用方法が確立していくということが大事ななと思っておりますので、小学校、中学校、町立図書館、そこをシステム化して何か連携をしていくという所まで今は考えておりません。

それから、図書館司書についての活用についてなのですが、こちらにつきましては、図書館司書につきましては、町では会計年度任用職員として雇用契約を結んでおります。その中で、募集に当たりまして、勤務場所、職務内容、これを特定し募集、採用となっております。学校図書館は、先ほど申しましたとおり、学校教育の場としての図書館と捉えておりますので、労働契約上の観点からもあまり好ましくないと考えております。

以上のことから、町立図書館の司書を学校で活用することは考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○新井鼓次郎議長 再々質問はございますか。

6番、宮原みさ子議員。

○6番 宮原みさ子議員 教育委員会の言っていることも確かだとは思いますが、先日小鹿野町の図書館にちょっとお話を伺いました。その中で、小鹿野町図書館が実践したことということで、以前は学校の図書支援員が小学校のみやっておりましたけれども、小鹿野町といたしましては、町立図書館に属して学校と町立図書館に勤務をしているというふうに変わってまいりました。なので、できないことはないとは思いますが、図書司書さんにも聞くと、学校の先生にもお話を伺うと、やはり大人の方でそういう専門の方がいらっしゃれば、もっと子供たちに本の説明ができるのではないかというご意見も伺っております。それなので、小鹿野町は、助成金とかも使ってそういうことができたのだと思いますけれども、さらに横瀬町としても、せっかくいい図書館がありますし、連携すれば、もっと子供たちが本を読める体制がつかれるのではないかと思いますので、今後再度考えていくかどうか、再度お聞きいたしたいと思っております。

○新井鼓次郎議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

〔町田一生教育次長登壇〕

○町田一生教育次長 再々質問に対して答弁させていただきます。

小鹿野町さんの事例もお伺いいたしましたので、今後前向きに研究は進めていきたいと思っております。ただ、今現在の状況では、先ほど申し上げましたように、労働契約上の問題もございますので、今後研究をしていくということでご理解いただけたらと思っております。

○新井鼓次郎議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 まちづくりにも関わるところですので、私のほうからも答弁させていただきます。

議員の問題意識は非常によく分かります。横瀬町も本は大切にしていきたいというふうに思っています、それもあって、役場の1階に絵本を今置いています。町なかでいろんなところに例えば絵本なりがあって、子供たちが触れる機会は増やしたいなというふうに思っています。

あと、一方で、学校の図書館に関しては、今の形が始まったばかりですので、それを見極めてというのが一つ。教育委員会の答弁でありましたけれども、そうだなと思う部分と、あと図書館の機能の中で、子供の居場所という機能が非常に大事ななというふうに思っています。そう考えると、そこにシステム的に連動するのも大事なただけけれども、一方で別の場所がやっぱりあるということも大事ななというふうにも思っているのです。学校の図書館のありようと町の図書館のありようが、必ずしも一緒ではなくてもいいかなというふうにも自分は思っています、そこに差異とか多様性があつたらいいなというところも思います。その辺はバランスの問題ではあるのですが、そういうことも考えながら、町として子供たちが本に触れ合う機会や町の図書館ももっと活用していただくような形とかは、しっかり考えていきたいなというふうに思っています。

○新井鼓次郎議長 以上で質問1を終了いたします。

次に、質問2、防災、減災対策の取組についてに対する答弁を求めます。

総務課長。

〔逸見和秀総務課長登壇〕

○逸見和秀総務課長 質問事項2、防災、減災対策の取組について答弁させていただきます。

初めに、要旨明細（1）の地域の気象防災対策の推進について、気象防災アドバイザーの活用と推進についてですが、近年豪雨災害の危険を及ぼす大雨の発生頻度が大幅に増加しており、それに伴う土砂災害の発生件数も増加傾向にあります。このような状況を受け、気象庁は、大雨災害の危険が高まる線状降水帯による大雨の半日程度前からの呼びかけについて、令和6年5月28日から、対象地域をこれまでの全国を11のブロックに分けた地方単位から、都道府県単位に絞り込んで呼びかけを行うと発表しました。また、これらを含めた防災気象情報も住民への情報伝達や避難指示等の発令、職員の育成・訓練、住民への普及啓発活動などの地方公共団体の取組強化のための「気象防災アドバイザー」の活用を進めております。

「気象防災アドバイザー」の令和6年4月時点での委嘱者数は全国で272名で、そのうち埼玉県に居住している者は11名とのことです。

地方公共団体は、この「気象防災アドバイザー」を防災教育や人材育成、避難情報等の発令等に活用することができます。活用の仕方としては、会計年度任用職員として採用し、防災担当に配置する方法、アドバイザーとして委嘱し、防災対応や研修など必要に応じて招聘する方法、特に特定はせず、単発で依頼する方法などがあります。

参考までに全国の任用状況は、令和6年度3月末時点で、40団体41名の実績があります。内訳としては、会計年度任用職員として採用し、常時配置している団体が10団体、アドバイザーとして委嘱している団体が19団体、単発で依頼している団体が11団体となっております。埼玉県内では、入間市がアドバイザーとして委嘱をしているほか、熊谷市、加須市、嵐山町が単発で活用しているとのことです。

横瀬町では、現時点ではこの「気象防災アドバイザー」の活用までは至っていません。しかしながら、気象庁から発表される多種多様な防災気象情報を、限られた時間内で、予報の解説から避難の判断までを一貫して扱える人材を確保することは、地域防災力を強化する上で非常に重要と考えています。

今後、防災対策を実施していく上で、この「気象防災アドバイザー」制度をどのような形で活用していくことがより効果的な方法なのかを、ほかの自治体の活用例を参考にしながら活用に向けて検討していきたいと思っております。

次に、要旨明細（2）、防災訓練の現状と今後の取組はどのように行っているのかについてですが、町では、台風接近に伴う大雨・土砂災害を想定した災害時初動訓練を平成28年度から継続して実施しています。令和2年度に新型コロナウイルス感染拡大の影響で1度だけ中止となったため、今回で8回目の実施となります。

災害時の行動は、複雑ではなく、より単純なものが求められるため、あまり難しくなく、職員及び町民の方にも分かりやすい行動を定着させる意味で、今まで積み上げてきた訓練内容を大幅に変更することなく実施する予定です。

訓練内容ですが、町内5か所の避難場所を実際に開設します。今回は、新型コロナウイルス感染対策としての受付時の検温などは実施せず、通常の受付で実施いたします。ただし、一般的な感染症対策や救護活動は実施する予定です。

建設課及び振興課は、河川、山林及び農地などの現場状況をパトロールし、河川水位を確認するなど現

場での活動、報告作業を行います。災害備蓄品確認担当課では、町内の防災倉庫を巡回して確認をします。また、今年度も東日本電信電話株式会社にご協力いただき、衛星電話開設訓練を町民会館で実施するほか、クライシスマッパーズジャパンにご協力をいただき、横瀬小学校グラウンドにおいて、協定に基づくドローンによる被害状況調査を予定しています。

役場庁舎内では、訓練の状況確認や情報共有のため、災害対策本部のある会議室にて、大型ディスプレイを設置し、避難場所及び被災箇所等の現場状況をオンラインで映し出し、現場とリアルタイムでのやり取りを行う予定です。

各行政区においては、幾つかの区を除いては、ほとんどの区が町訓練と同時に避難訓練を実施する予定です。内容は、それぞれの区により異なりますので、避難場所に集まるだけの参集訓練のみを行う区もあれば、避難場所での防災研修を行う区もあります。

そのほかに、横瀬町赤十字奉仕団による炊き出し訓練を今回は活性化センターで実施する予定です。

災害時初動訓練については、例年実施していることにより、町内でも定着しつつありますが、住民の方、特に若い世代の参加者が少ないといった声を聞いています。また、より多くの方に参加してもらうような取組が必要なことも承知しております。各地区によって取組も様々でありますし、住民の方の温度差もあります。東日本大震災の後は、町民の方も防災意識が高まりましたが、時間がたつにつれ、意識も低くなっていると感じます。万一に備え危機意識を高めることが重要であり、危機意識が高まれば、自然と訓練の参加者も増えてくると思います。

町としましては、できるだけ情報を提供し、町民の方に危機意識を持ってもらい、それぞれの自主防災組織が、自主的に訓練や日頃の備えを行えるような支援をしていきたいと考えています。実際に災害が発生した場合、被害状況によっては、役場の職員や消防団員など全ての関係者が参集し、活動できるとは限りません。いざというときは、地域の方々の力が必要不可欠となります。まずは自分たちで何とかすることが重要です。

町民の方々がハザードマップを活用し、またマイ・タイムラインを作成し、自ら考え、積極的に訓練に参加する方向に持っていけるように、様々な媒体を通じて周知していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○新井鼓次郎議長 再質問はございますか。

6番、宮原みさ子議員。

○6番 宮原みさ子議員 丁寧なご答弁をありがとうございます。毎年我が地域でも防災訓練を行っております。その中で、私も防災士という立場で、防災の研修等もさせていただいてはおりますが、やはり毎回真新しいことをするのではなく、今回も「いつもの防災」というタイトルでさせていただくのですけれども、防災に必要なとは、取りあえず自分の身を守る。それから、本当にいつも同じ行動が取れるかどうかということがすごく大事なので、やはりそれを横瀬町としても、年に1回ということで、3月の議会でもお聞きしましたけれども、そうではなく、何回もやるとなると様々、人間的なものも大変にはなりますけれども、もう少し、防災訓練という形でなくてもできないか伺いたいと思います。

それと、毎回赤十字の方が炊き出し訓練をさせてもらっておりますけれども、いざ本当にそういうふうになったときに、本当に赤十字の方々が来てやってくれるかということではできないので、そこを、賞味期

限の切れているような備蓄品等を使って、そこで防災訓練として、若い人たち、そこにいる人たちがそういうことに活用するような方向も考えられないか、そういうのもいかなものでしょう。私たちも避難訓練をして、若い人たちは、横瀬町に限ってはという方が結構いらっしゃるの、やっぱりそういうことではなく、みんなを守っていくのに若い力が必要だという意識を持たせるためにも、そういう炊き出しも個々で、各自治体で、各地域でできるような形を取れるような行政の運営ができないかどうか、その点お伺いいたします。

○新井鼓次郎議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔逸見和秀総務課長登壇〕

○逸見和秀総務課長 ただいまの再質問に答弁させていただきます。

まず、ほかの訓練ができないかというふうな質問でございますが、今町で行っている災害時初動訓練につきましては、職員向けの訓練となっております、職員が各地区に出向いて参加するということはできない状況となっております。ですので、総務課としましても、それとは別に、各地区が自主的に行う訓練等を積極的に行っていただいて、それに対して職員を派遣したり、専門家を派遣したりというふうな支援ができないかということを検討しているところでございます。

それに合わせて、いろんな備蓄品を活用したりとか、若い人が参加できるような訓練、それぞれの地区でいろいろ計画していただければ、そういったところには、お手伝いで職員を派遣するということも可能となりますので、そういった形で今後検討していきたいと思っております。

以上になります。

○新井鼓次郎議長 再々質問はございますか。

6番、宮原みさ子議員。

○6番 宮原みさ子議員 横瀬町は、本当に誰一人取り残さない、そういうまちづくりを目指しておりますので、防災訓練等を、そういうことを通して町でさらなるまとめをやっていただければと思いますので、町長はどのようにお考えなのかお聞きいたしたいと思っております。

○新井鼓次郎議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 この防災、これは私たちの町の行政の数あるテーマの中でも、非常に大きなテーマだというふうに思っています。気象がこういう状況になってきて、これまででは想定できないような雨が降ったり、災害に見舞われたりということがあり得るということを意識しながらやっていく必要があるかなというふうに思います。

災害時初動訓練は、私になってから毎年、コロナでやれなかった年もあるのですが、やっています、これはある程度定番化はしていきたいなというふうに思っています。主に役場職員がどう動くかと、意外と毎年考えながらやるということもありまして、職員の異動があって、年によって役割分担も変わります。その中でちゃんと動けるかどうかの確認は非常に大事ななというふうに思っていて、今年もそんな目線でやりたいなというふうに思います。今年、総務課長が新しくなりましたし、それから防災の主担当

も今年は代わりましたので、その中でちゃんと動かすというところは、まず意識していきたいなというふうに思います。

一方で、これで十分かという、議員ご指摘のとおりで、プラスアルファの努力はやっぱり必要なというふうに思います。とりわけ災害時で一番気になるのは、やっぱり自助の部分だと思います。実際に命が助かるかどうかは、自分がどうするか、どう動くかに関わる部分が多いと思いますので、その部分が、しっかり危機意識が住民の皆さんと共有できていて、それぞれがどういうときに、どういうふうに動き出しをするのだというところを自分ごとで考えてもらうようには、まだまだ啓発活動はやっぱり必要なというふうに思っています。その辺を含めて、プラスアルファでできる防災対策は進めていきたいなというふうに思います。

○新井鼓次郎議長 以上で6番、宮原みさ子議員の一般質問を終了いたします。

---

○新井鼓次郎議長 次に、2番、関貴志議員の一般質問を許可いたします。

2番、関貴志議員。

〔2番 関 貴志議員登壇〕

○2番 関 貴志議員 皆様、こんにちは。2番、関貴志でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問させていただきます。

今回のご質問ですが、大分類で2つございます。まず、初めのご質問ですが、中学校の制服についてのご質問になります。中学校の制服についてですが、中学校は学校指定の制服が規則となっており、入学に合わせ、ほとんどの保護者が購入されているかと思えます。

現在中学校の制服については、男子と女子で購入時の金額の差がございます。金額の差についてですが、男子と女子の制服の購入条件にもよりますが、1万円以上女子の制服が高く、男子の制服が安い状況になっており、お子様の性別によって保護者の負担もばらばらになっております。制服の購入を含め、入学の際に必要なものとして、体操服や通学かばん、補助バッグの購入を行っていきますと、合計で10万円近くが保護者のご負担というところになっております。昨今の物価の上昇もあり、ご家庭の負担が大きくなっていく中で、お子様が中学校へ入学となりますと、保護者の負担もかなり大きいものになるのではないのでしょうか。

ここで、1つ目のご質問になります。現状では男子と女子で制服の価格差がありますが、横瀬町としては、この価格差をなくすために補助金などを行い、保護者の負担を均等にすることはできないかお聞きしたいと思えます。

次に、2つ目のご質問になりますが、役場職員の人事異動内示についてのご質問になります。毎年3月に人事異動の内示が最終週のタイミングで行われ、そこから引継ぎの業務を行っているかと思えますが、引継ぎの時間に余裕がなく、職員の業務を圧迫しているように感じます。少しでも早く人事異動の内示が出れば、引継ぎ業務の時間が取れ、その分、町民へのサービス向上につながるのではないのでしょうか。

2つ目のご質問ですが、なぜ1週間前の内示になっているのかをお聞きしたいと思えます。



以上が私からのご質問になります。ご答弁をよろしくお願いいたします。

○新井鼓次郎議長 質問1、中学生制服代についてに対する答弁を求めます。

教育次長。

〔町田一生教育次長登壇〕

○町田一生教育次長 私からは、質問事項1、要旨明細(1)について答弁をさせていただきます。

中学生の男子、女子の制服での差額について、補助金導入予定がないかのご質問ですが、まず制服については、学校長権限で、風紀の観点から制服を定めているものでございます。議員ご指摘のとおり、入学時一式そろえますと10万円近くになります。

さて、補助金導入についてですが、一概に男女差だけでの差額補填というわけにはいかないと考えております。調べてみますと、身長、体格、これはA体、B体とかというものになりますが、ウエストサイズ等、それによっても大分差が出るのが分かりました。補助金を検討するに当たっては、公益性、有効性、機会の公平性、妥当性などの観点から検討する必要があると思います。

具体的には、男女の差、体格の差、財源、保護者からの観点、町民からの観点等、いろいろな観点から考察する必要があると思われまます。財源は、国県の補助金があるわけではございませんので、一般財源となります。皆様からの税金の使い道として、中学生の女子の保護者のみに限定するのは、果たして正しいのか。また、物価上昇による家庭の負担増という内容でございましたけれども、今回1人3万円の所得税の定額減税、1万円の住民税の定額減税が国、町の施策として実施されております。それを理由にするのも難しいのではと考えます。

現在町としては、中学生の入学祝金として、一律に各家庭2万円の商品券の補助をしております。こちらのアンケートによりますと、制服に充てることができてうれしかったというような内容もありましたので、こちらでまず対応ができていけるのかなというふうに考えます。また、生活困窮者に対しても、要保護・準要保護として支援をしている状況がございます。

総括いたしますと、今回のご質問に合う補助金導入は難しいと考えます。

しかしながら、議員のご質問をきっかけに、保護者の負担軽減やジェンダーレスの観点から考察することは必要ではないかと改めて考えます。ブレザーやズボン、スカート等、現在、これから新入学する生徒や保護者が何を望んでいるのか、またどのように考えているのか等、アンケート調査等を行い、現状把握をしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○新井鼓次郎議長 再質問はございますか。

2番、関貴志議員。

○2番 関 貴志議員 答弁ありがとうございました。先ほどなかなか難しいところの中ではあるものの、入学時2万円の商品券が今出ているというところではあると思うのですが、これを逆に、例えば保護者から一律で5万円回収して、残りを全部横瀬町で負担するとかということはできないのですか。その部分をお聞きしたいと思います。

制服を購入時に、今保護者が全てお支払いをしているかと思うのですがけれども、例えば町で5万円保護者からもらえば、残りは全部払いますよというか、そういう形で、保護者から5万円だけお支払いしても

らって、残りを横瀬町で全てとか、そういう金額で決めて、残りの分は横瀬町でというような内容はできないのかというところです。

○新井鼓次郎議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

〔町田一生教育次長登壇〕

○町田一生教育次長 ただいまのご質問ですけれども、内容で考えますと、5万円を負担していただいて残りをということなのですけれども、先ほど申しましたように、個々人の負担額というのが、体格差とか、いろいろな形で変わってきてしまうので、5万円徴収して、残りの町負担の部分というのが特定できないような状況になりますので、なかなかそういう補助の仕方というのは難しいかなと、個人的にはどうか考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○新井鼓次郎議長 再々質問はございますか。

2番、関貴志議員。

○2番 関 貴志議員 難しい質問で申し訳ありませんでした。最後に1点だけ。

先ほど多様性、ジェンダーレスというところの話があったと思うのですけれども、今女子から、スラックスがいいというような要望があったりとか、今後それを導入していくというような内容であったりとかという検討というのは、今している状況なのでしょうか。お願いします。

○新井鼓次郎議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

〔町田一生教育次長登壇〕

○町田一生教育次長 ただいまの再々質問について答弁させていただきます。

検討につきましては、まだ検討はしておりません。先ほど申しましたように、アンケート等をこれから取って検討していく形になろうかと思えます。

ただ、生徒の中から、女性でスカートをはくのが嫌だという意見が一部あったということはちょっと聞いております。ですから、そこを含めた形で、上のブレザー、下がズボン、スカート、そういったものが共用できるようなものというのは、検討課題の中に入ってくるかと思われれます。

以上です。

○新井鼓次郎議長 以上で質問1を終了いたします。

次に、質問2、役場職員の人事異動内示についてに対する答弁を求めます。

総務課長。

〔逸見和秀総務課長登壇〕

○逸見和秀総務課長 質問事項2、役場職員の人事異動内示について答弁させていただきます。

異動の内示時期が1週間前だが、なぜ1週間前なのかについてですが、ここ数年間の職員人事異動の内示を行った日を申し上げますと、令和6年は3月25日の月曜日、令和5年は3月24日の金曜日、令和4年は3月25日の金曜日、令和3年は3月25日の木曜日と、25日を基本として曜日により前後しております。これは、内示の日から新年度を迎えるまでに必ず土日を含めること、また仕事や事務引継ぎの整理期間とし

て、最低でも1週間は必要であるとの認識からこのようにしております。

職員人事異動事務の流れですが、前年の10月上旬に、各職員の経歴や昇給候補者等の人事異動資料を町長・副町長に提出し、11月中旬に実務研修派遣職員について派遣先と協議し、12月の中旬に派遣職員を決定しています。その後、職員採用試験結果や各職員の人事評価結果、町長面談の結果等を反映させた上で、3月議会定例会後に人事異動表のデータを作成しています。その異動や昇給の内容を総務課で確認し、職員人事異動内示を公表しております。

このような事務作業、特に人事評価や町長面談の結果を十分に反映させるためには、どうしても内示が3月下旬となってしまうのが現状です。

以上、答弁とさせていただきます。

○新井鼓次郎議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 これは、大変言い方は難しいのですが、いい質問だなと思ひまして。というのは、私も他業種からこの仕事になったときに、なぜなのだろうと思ひました。

自分なりに、大きく理由は2つあって……そもそも前提としては、1週間前であれば何とか引継ぎができていう前提です。何とかできます。職員は忙しいですけれども、必ず土日が入る1週間になっているのですけれども、何とか入ります。

これは、なぜそうなっているかという、そうならざるを得ない理由が大きく2つあって、1つは、やっぱりプロセスで、役場は年度ごとに運営していきます。異動には必ず昇給や昇格が伴います。昇給や昇格の情報を一番最後まで見る必要があるからです。これを前の年の最後まで見た上で、異動を全部組合せを決める必要があるからが1つの理由。

もう一つは、これは絶対そうかという、そこは微妙なのですけれども、私たちの仕事は年度予算できていて、その翌年の予算や体制については3月の議会で決定するという事です。だから、本当に内示で出すということはあるかもしれませんが、全ての組合せをつくって体制がはっきりさせられるのは、議会の後が適切なのだろうというふうに思っています。直前の情報までをぎりぎり折り込んで、できるだけ早いタイミングでやろうとすると、結果的に1週間ぐらい前に今落ち着いているというのが状況かなというふうに思ひます。

いろんな前提を取っ払って、では異動を4月ではなくすればいいではないかというのは、方法論としてはあるかもしれませんが。3月、4月は割と役所の事務手続が多い時期ですので、そこを外してやったらどうだというのは、もしかしたら方法論としてはあるかもしれません。いずれにせよ、現状では何とかやれているという1週間前の、平均というか、内示で、4月1日新しい体制スタートというのが今の状況です。

○新井鼓次郎議長 再質問はございますか。

2番、関貴志議員。

○2番 関 貴志議員 答弁ありがとうございます。何とか1週間でやれているというところだと思うのですが、業務がかなり押していたら、どうしても職員の方々は夜遅くまでやっていて、昼間は通常業務をやらなければいけないというところが出てくるのであれば、少しでもやっぱり早く内示ができればいいかなとは思ひます。

すみません、また別のご質問というところなのですけれども、職員の異動のタイミングというところなのですけれども、課に異動してから、例えば1年後、2年後、3年後、4年後というところで、何か線引きのようなものがあるのかというところをちょっとお聞きしたいのですけれども。というのも、仕事を覚えて、やっと一人で全てができるようになってきたとか、そういった状況の中で、突然異動になりますといたら、プラスにならないケースもあるのかなというのもあったので、年数的なものがあるのかというところをちょっとお聞きしたいと思います。

○新井鼓次郎議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 明確な決めはないです。明確な決めはなくて、異動のタイミングは、要素としては2つあって、その本人にとってどうかです。その本人の、一般的には役場職員は長く勤める人が多いので、その中長期のキャリアにとって、その期間が今なのか、1年後なのか、3年後がいいのかという観点が一つです。その人のキャリアにとってどうかという観点と、もう一つは組織の必要性、必然性というところなんです。どうしても小さい組織ですので、全員の成長だけを考えると職員配置はできなくて、どうしてもこの部分はこの人に担ってもらわなければいけないとか、この部分はこの人とこの人の組合せでないといけないとかという状況は往々にして起こりますので、その組合せで考えているということです。

なので、何年でなければならぬというのは特にはないと思います。

○新井鼓次郎議長 再々質問はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 以上で2番、関貴志議員の一般質問を終了いたします。

これにて、日程第4、町政に対する一般質問を終了いたします。



◎散会の宣告

○新井鼓次郎議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 3時33分

## 令和6年第4回横瀬町議会定例会 第2日

令和6年6月14日（金曜日）

議事日程（第2号）

### 1、開 議

#### 1、議事日程の報告

1、報告第 1号 有限会社果樹公園あしがくぼの経営状況についての上程、説明、質疑

1、報告第 2号 株式会社ENg aWAの経営状況についての上程、説明、質疑

1、報告第 3号 令和5年度横瀬町一般会計繰越明許費繰越計算書についての上程、説明、質疑

1、議案第26号 横瀬町褒賞条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第27号 横瀬町こども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第28号 横瀬町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第29号 横瀬町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第30号 横瀬町指定地域密着型サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第31号 横瀬町指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第32号 横瀬町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第33号 令和6年度横瀬町一般会計補正予算（第1号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第34号 令和6年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第35号 埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更についての上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第36号 人権擁護委員候補者の推薦についての上程、説明、質疑、採決

1、請願第 1号 「現行の健康保険証の存続を求める意見書」を国へ提出することを求める請願の上程、説明、質疑、委員会付託

1、閉会中の継続審査の申出

1、閉 会

午前10時開会

出席議員（11名）

1番	森	沢	望	美	議員	2番	関		貴	志	議員	
3番	町	田		多	議員	4番	向	井	芳	文	議員	
5番	黒	澤	克	久	議員	6番	宮	原	み	さ	子	議員
8番	内	藤	純	夫	議員	9番	若	林	想	一	郎	議員
10番	関	根		修	議員	11番	小	泉	初	男	議員	
12番	若	林	清	平	議員							

欠席議員（1名）

7番 新井 鼓次郎 議員

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

富田 能成 町長	井上 雅国 副町長
山中 正広 教育長	逸見 和秀 総務課長
大畑 忠雄 まち経営課長	工藤 学 税務会計課長
島田 伸子 税務会計課長兼計者	平沼 宏一 町民課長
平沼 朋子 福祉介護課長	加藤 美智子 福祉介護課長
守屋 則子 健子育康て長	町田 勝一 振興課長
小泉 達美 建設課長	久古 武 建設課担当課長
町田 一生 教育次長	

本会議に出席した事務局職員

加藤 勉 事務局長 渡辺 岬 書記

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○向井芳文副議長 皆様、おはようございます。議長に所用がございますので、代わって私が議長の職を務めさせていただきます。

それでは、ただいま11名の出席でございます。定足数に達しておりますので、ただいまより開会いたします。



◎答弁の訂正

○向井芳文副議長 ここで、2番、関貴志議員の一般質問に対する答弁に訂正がございますので、これを許可いたします。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 昨日の一般質問、2番、関議員への答弁で、なぜ内示が期末1週間前なのかという質問に対して、理由が2つあるとした2つ目の理由、3月議会を経る必要があるからとした回答につきまして、少々正確性を欠いたように思いますので、修正をさせていただきたいというふうに思います。

3月議会を経ないと異動が組めないということではなくて、自分の、私自身の思いとして、3月の議会で施政方針から始まり、来期やるべきことが議会で承認されますので、それを踏まえた上でフォーメーションを固めたい、異動組みを固めたいということであります。制度上できないということではなく、自分の思いとして、そうしているということですので、付言、修正をさせていただきます。よろしくお願いたします。



◎議事日程の報告

○向井芳文副議長 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。



◎報告第1号の上程、説明、質疑

○向井芳文副議長 日程第1、報告第1号 有限会社果樹公園あしがくぼの経営状況についてを議題といたします。

報告理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕



○富田能成町長 上程されました日程第1、報告第1号 有限会社果樹公園あしがくぼの経営状況についてであります。地方自治法第243条の3第2項の規定により、令和5年度有限会社果樹公園あしがくぼの経営状況説明書を作成しましたので、別紙のとおり提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明しますので、ご了承いただきますようよろしくお願いいたします。

○向井芳文副議長 担当課長の細部説明を求めます。

振興課長。

〔町田勝一振興課長登壇〕

○町田勝一振興課長 報告第1号の細部説明を申し上げます。

まず、提案理由に記載してあります。地方自治法第243条の3第2項の規定に基づきまして、町が出資している法人、有限会社果樹公園あしがくぼから経営状況の報告を受けましたので、提出書類に基づきご説明いたします。

有限会社果樹公園あしがくぼにおきましては、新型コロナウイルス感染症の位置づけが2類感染症から5類感染症に変更されたことにより、今まで遠のいていた旅行や遠方への観光が再開されました。加えて、原材料の調達価格の上昇は止まらず、物流費や水道光熱費、人件費をはじめとした各種コストの大幅な上昇、施設利用者の減少、総売上高の減少、販売価格の値上げ、節約志向の拡大等、取り巻く経営環境は厳しさをさらに増しております。

当会計年度の運営、経営の取組について、前期に引き続き、有限会社果樹公園あしがくぼとしての機能を十分発揮し、来訪者に喜ばれ、居心地のよい環境とサービスの徹底に努めてまいりましたが、当期は過去最高の総売上高を計上した令和4年度に近い総売上高を計上しましたが、売上原価、原材料の調達価格の上昇により、前期より約550万円増、販売費及び一般管理費の人件費が約610万円の増、電気代の高騰により光熱水道費が約470万円の増など、営業損失約1,770万円の赤字決算となりました。

まず、1枚めくっていただき、施設利用者数を御覧ください。御覧のとおり、各施設とも令和4年度と令和5年度の比較となっております。また、利用者数のカウント方法ですが、道の駅ではPOSシステムカウント数を利用者数としております。この表の右下、利用者総数の数字が道の駅全体の利用者数でございます。令和5年度の利用者総数は51万5,141名で、前年比0.5%のマイナス、2,445人の減少となりました。減少の理由といたしましては、昨年度は猛暑が長く続き、農作物の成長が順調ではなかったことや11月末から12月末まで食堂の改修工事を利用ができなかったこと、さらには芦ヶ久保の氷柱が、暖冬により状況悪化のため、予定期間の開催ができなかったことが要因と考えられます。

1枚めくっていただきまして、主な行事概要につきましては御覧のとおりでございます。

続きまして、決算書であります。御覧ください。1枚めくっていただき、1ページ、まず貸借対照表でございますが、この表の右下、負債及び純資産の部の合計とあります。有限会社果樹公園あしがくぼの資産合計は1億2,570万2,886円でございます。このうち純資産合計はその欄の上にあります7,780万6,332円ですので、自己資本比率は61.9%となり、前年度比ポイントのマイナス10.5となっております、引き続き財務状況は良好であることを表しております。

続きまして、損益計算書でございます。欄外下に、総売上高は4億6,239万6円でございます。

一番右の欄を御覧ください。上から純売上高が2億7,374万7,713円、売上原価は8,104万6,578円、売上総利益は1億9,270万1,135円で、この売上総利益は前年度比3.1%のマイナスとなっております。また、販売費及び一般管理費は2億986万4,686円であり、前年度比8.7%のプラスとなっております。この販売費及び一般管理費の費用の中で占める割合は、まず人件費が全体の49.8%を占め、次に地代家賃が10.3%、水道光熱費が9.6%、施設管理費が5.7%の順となっております。このように売上総利益から販売費及び一般管理費を減じると1,716万3,551円の営業損失となりました。そして、営業外収益、営業外費用、税金を加減し、1,707万4,725円の当期純損失となりました。

続きまして、2枚をめくっていただきまして、5ページの株主資本等変動計算書を御覧ください。この表の上側が当期の期首残高、下が期末残高で、その間が期中の変動となります。

この表は、2枚戻っていただき、1ページの貸借対照表、純資産の部の各科目の変動を表すもので、純資産の部の各科目の金額と、2枚めくっていただき、5ページの株主資本等変動計算書の表の一番下、当期末残高の金額は一致するものでございます。株主資本の期末残高は7,780万6,332円で、前年度比18.9%マイナスとなりました。引き続き潤沢な株式資本を保有していることを表しております。

来期につきましては、収益の改善、顧客満足度の向上、職場環境の改善、3つの目標に積極的に取り組んでまいります。とりわけ喫緊の課題である収益の改善につきましては、総売上高4億8,050万円を予算計上し、農家さんや納入業者さんにご協力をお願いし、ご理解をいただき、同地域内でもとても低かった委託販売手数料の値上げを、一律3%の上乗せ分販売手数料増額及び電気料金の契約変更を行い、電気代の減額を見込んでいるなど原価の改善、経費の削減を進めていきます。これにより、営業利益は118万円の黒字計上と報告を受けております。

引き続き経済状況の急激の変化期にある昨今、居心地感を高める道の駅を目指し、経営状況の把握と適切な改善を怠らず、しっかりした経営をしていきたい旨の報告を受けておりますことを申し上げ、報告第1号の細部説明といたします。

以上でございます。

○向井芳文副議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 決算報告と経営状況説明書ということになっていただいております。2つありまして、赤字、損失の上程ということで、その要因分析というのを、どういうことなのか、ちゃんとしているでしょうけれども、いまいち利用者が少ないとか、減というだけの要因なのか、そのほかに経営の中での問題もあるのかということがあります。

当初からもかなり年数がたって、自分が知っている範囲で、従業員の数とか、そういう把握ができていません。経営説明ですので、経営概要というのですか、正規の職員が何名で、パート職員が何名で、基本的に給与体系はどうなっているか、あるいは時給がどうなっているかというようなことが資料としてあれば、僕らも内容を見て、こういうところに問題があるのではないかとということが分かると思うのです。ですから、ぜひ資料提出をしていただけたらと思います。

口頭で言える部分は言っていたいただければあれですけども、最終的には、今後のこともありますので、

現状の道の駅の経営体制についての概要を出していただけたらと思います。

赤字ということで、当然今後改善を考えなくてはいけないと思いますが、もう一度その辺をどういうふう考えているかお願いします。

○向井芳文副議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうから答弁をさせていただきます。

まず、体制等につきましては、今人員が何人いてどうというのは報告をさせていただきたいと思います。ちなみに今は、社員が7名、パートナーさんと呼んでいます方々が50名いて、うち38名が横瀬町の方になっています。これは人員的な数字です。

今回の赤字に関して要因分析はしているのかという質問に関しては、しております。令和5年度は、かなりいろんな状況が重なった年です。まず、売上げは上がっているけれども、損益がマイナスになったという状況です。売上げが上がっているということは、利用者の数、それからお客様に支持されているというところはできています。道の駅、今21期になっていますけれども、この手の施設は、一般的にはオープン当初が一番売上げが上がり、施設が老朽化し、時間がたつにつれて少しずつ落ちていくというのが一般的ではあるのですが、うちの道の駅に関しましては、氷柱ができたというところも大きくて、このところ売上げは過去最高水準を維持しています。これはいいことだと思います。しかし、損益がマイナスになっているというところが大きな問題。

令和5年度の決算に関しては、大きな要素としては3つあります。1つは、原材料費の高騰です。例えばお砂糖やらバターやら、しょうゆやら、もろもろの原材料費が上がったことによって、売上げ原価が上がったということ、これが1つ。前期比で言うと、原材料費の高騰が、売上げ原価で言うと、前年比516万円増えていて、原価率が27.6%から29.6%まで上がったというのが大きな理由です。

2つ目が人件費です。これは全国的な傾向なのですが、最低賃金の上昇に伴って人件費が上がってきていて、これが前期比と比べて590万円増えていて、2つ目。

3つ目が電気代です。水道光熱費が470万円増えているという、この3つです。加えて、令和5年度は、インボイスの導入というのがありまして、リース料が前年比で110万円増えているということ。まず、これで大体数字的には説明がつくかなと。

プラスアルファで言うと、令和5年度の特事情として、食堂の改修を実施しましたので、食堂が12月1か月間営業ができなかったということ。それと、氷柱が、過去の中でも暖冬で、お客さんが少なかったというところ。これが大きな要因になります。あとは、最近の課題というか状況として、キャッシュレス決済の増加です。キャッシュレス決済が増加していることによって、手数料が出ていってしまっているというところで、ほぼほぼ説明がつかます。

したがって、これらを踏まえて今期どうするかという計画をつくっています。1つは、農家さんや皆さんにご説明を申し上げて、販売手数料を一律3%上げを実施します。この道の駅は、結構こだわって、販売手数料を上げないできたのですが、改めて周辺の状況を見ると、著しく道の駅あしがくぼは低かったです。これは、例えば秩父の同業の道の駅だったり、祭りの湯とかと比較してみたのですが、とても低く

て、これは上げざるを得ないだろうということで結論づけまして、納入業者さん等に説明会もさせていただいて、今期3%上げるということにさせていただきました。これをやると、単純に販売手数料を上げることによって、700万円を超えるくらいの効果が損益には出てきます。これが1つです。

それと、電気料金が、役場もそうなのですけども、令和5年度がピークで、一番高く、今期はそれよりも抑えられるというのが分かってきています。そこで改善が図られるということ。あとは、それぞれの商品の見直しです。価格を最後上げる検討、それから売上原価を抑える工夫等々を一つ一つ積み上げていくなどをやっていく必要があろうかなというふうに思います。

今期、ここまでは売上げはいい状況で来ています。5月も多分過去最高ぐらいで売上げを上げていました、好調ではあります。ですので、その辺の商品の中身の見直し等々を小まめにやっていくというところをやっていきまして、何とか黒字化には持っていきたいなというふうには思っています。しかし、計画上は、118万円の黒字を数値としては上げているのですが、これはかなりハードルは高いというふうに思っています。

道の駅は、こういう業態ですと、例えば天候の影響ですとか、様々な外部要因はありますので、まだどうなるかというところはあるのですが、社員、関係者一丸となってやっていきたいなというふうに思っています。

私からは以上です。

○向井芳文副議長 再質疑ございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 ありがとうございます。要因は主に3つということで、原材料費の高騰というのは昨今の、どの業種でも、光熱費もそうですよね。人件費の上昇、これは今の時代やむを得ないと。7名の正社員とパート50名ですか、というのは、町内、この地域の雇用としては、本当にいい数字が出ていると思うのですけれども、多分発足当初は社員が三、四名だったような気がします。もろもろやって、給与もそんなに高くなって、これで多分、支配人でさえ300万円ちょっとぐらいだと思うのです。

ですから、僕が資料請求したのは、そういう……簡単に考えると、町長が言ったように、委託料のパーセンテージを上げるというのが、それが一番簡単と言えば簡単ですよね。それで700万円上がりますと。かなりの率なのですよね。ただ、経営努力をすれば、人件費を、一人一人の人件費を上げなくてはいけませんけれども、社員が適正に配置されているのかということがあります。だから、資料請求の中に、7名の職分というのですか、そういうのまでちゃんと精査しているのかどうかというのがあると思うのです。だから、もし余剰があるようだったら、1人削減すれば300万円程度は削減になると思うのです。

僕は個人的には、公務員が多過ぎるから減らせとかいうのも反対ですし、地域では、横瀬町自体の100人規模の雇用があるというのは、そういうのはあまりないわけですから、やはりその中に、削減ということではなくて、適正に働く、あるいは道の駅に外部営業があるのかどうかというのは別としても、商品の仕入れに特化した人がいたりとか、そういういろんな良質のものを、今町長が言ったように選別して、こういうのがいいよという、そういう部署があるのかどうかというのも皆目分らないです。だから、報告を受けても、数字だけ言われてもということで僕が資料請求した趣旨であります。

だから、今日どうのこうのとは言えないので、今後我々に情報提供していただければ、この1年に、若

い議員の中には、道の駅に行っていていろいろ聞いている人もいるみたいなので、僕もそういうことは怠っていたので、今後そういう方向でやりたいと思いますので、ぜひ詳細な資料請求、開示できる範囲の資料請求をお願いします。だから、平均給与でもいいですし、個々の給与ということになると問題になってしまうかもしれないので、7名の正社員の平均給与がどれぐらいだとか、パートは大体平均がこれぐらいですとか、そういう文書。それと、その7名の主な職分ですか、そういうことまで含めて資料請求したいと思うのですが、これは請求の補足なので、お答えは結構です。

以上です。

○向井芳文副議長 ではありますが、答弁のほうをもしよろしければ。

町長、お願いします。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 承りました。これからは人員に係る情報を、正社員の方の役割分担、それから給与の平均は、この数字から正社員の分と正社員以外の分を分けて人数で割るところまでかなと思うのですが、それは開示をさせていただいて、来年度以降はその形でやらせていただきたいというふうに思います。

人の話はかなり大事なところなので、少し私のほうで補足をさせていただきたいのですが、道の駅の給与水準等は、これもやはり近隣の同業他社等と比較もしながら考えています。ここから先を考えると、人を確保するというのが一番経営の課題として重くなると思っています。とりわけ、ああいう道の駅のような業態の現場で頑張ってくれる人が常に今不足しています。全国的に不足しているので、そこはよい人をしっかり横瀬町で確保していくところをかなり意識しないといけないというふうに思うのが一つと。

もう一つは、道の駅は、どこまでも利潤を追求する会社ではなくて、道の駅は地域のための会社です。地域のためにというのを掲げる会社ですので、この地域の雇用があること。道の駅があることで、この地域の農家さんが元気づけられることとか、その辺もやっていく必要があります。あの場で売上げを上げるだけではなくて、地域のことを考える体制にもする必要があるというところは気にしなければいけないところであります。

あともう一つ、赤字というところを誤解なきようにということで、あえて申し上げるのですけれども、道の駅の経費の10%を占める地代家賃、これは町に毎月180万円払ってもらっています。毎月180万円で年間2,160万円。これまで入れるのがいいかどうかもちろんあるのですけれども、心持ちとしては、今をもって町に毎年2,160万円入れてくれていて、無借金でやってきている会社だというふうに認識しています。今回ののは、営業赤字の幅としては、コロナの初年度、4月、5月営業できなかった、あの年に次いで多分大きいのですけれども、今をもって道の駅は町にお金をちゃんと入れている会社であるというところは、皆さんにもご承知おきいただければなというふうに思っています。

以上です。

○向井芳文副議長 再々質疑はございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 ちょうど自分が議員になって2年目ぐらいにあれが運営し始めた。1年目に計画して、その当時、県の補助とか、そういうのが、当時の町長がどういうやり方をしたかよく分かりませんけ

れども、特急の速さであそこができたわけです。あそこに決断するとき、今町長が前段で言った、これの存在意義が、まさにそのとおりのことを考えてやりました。

芦ヶ久保地区は、小学校も統合してなくなりますと。芦ヶ久保の当時の議員が、先輩議員がいて、こんなところに造ったってしょうがないだろうと。俺はあまり賛成できないなという、そういう人もいました。あそこは、今盛土で上がっていて、すごく景観がよくなっていますけれども、あれは一段低くて、駐車場なのだけれども、ただあの場所があるだけで、料金を箱に入れているようなものです。あれができることによって、芦ヶ久保地区の価値がすごく上がった。

それと、今、その当時、お金をかけないと、芦ヶ久保がどんどん、どんどん後退してしまうから、だからやってみないと経営的に成り立つかどうか分からないけれども、とにかく投資してやりましょうということで、先ほど小泉議員が、当時11億円ぐらいかかったよねと。県ともろもろでそういうふうな話になりましたけれども、まさに町長が言ったような地域の雇用を生んだり、地域のもので、僕もそこで利益が十分出る必要はないと思っています。だから、とんとんならいいかなということなのです。だから、むしろ利益が出たら、従業員に配分するぐらいの気持ちが必要なかなと思います。

でも、僕も10%の地代というのは、町にとってはすごくいいと思いますけれども、結局経営母体としたら足かせになっているかなとは思っています。だから、その辺を含めて今後、社長が町長になっているわけですね。もらうほうと受けるほうが一緒のわけですが、その辺は多少、今回のことがあったので、経費高騰で、ほかの要因はどうしようもないということがあれば、そういう部分をうまく利用したらいいかなと思います。だから、理念としては共有していますので、そういう観点で、私たちは設立当初からそう思っていますので、その辺はそういうことを分かっていないで質問しているわけではないので、当然そのことは含めてということであります。

現に僕も、もう二十何年前になりますけれども、あそこを飯能方面から帰ってきたときに、あのグリーン屋根があって、あの景観がすばらしいなと思いました。すごく感動しました。今ちょっとグリーンが薄くなってきているから、あれですけども。

だから、そういう面で芦ヶ久保地区の価値が、道の駅と川のコンセプトということであそこを造りましたけれども、いい方向でやっていると。たまたま今回赤字ということなのですが、改善の余地があれば、そういう見直しをする時期なのかなと思いますので、ぜひそういう観点でやっていただけたらと思います。

○向井芳文副議長 ただいまの再々質疑に対する答弁を求めます。

〔何事か言う人あり〕

○向井芳文副議長 あれば。よろしいですか。

他に質疑ございますか。

9番、若林想一郎議員。

○9番 若林想一郎議員 4ページの販売費及び一般管理費のところでお聞きしたいと思います。

まず、先日新聞の折り込みに、道の駅のパートの募集というチラシが入りました。この辺の背景等を教えてもらいたいと思います。まず1点がです。

そして、先ほど町長が、職員の内訳で、社員が7名とパートが50名と言われました。この辺の具体的な

数字を教えてくださいたいと思います。これは、男女別とかですかね、お願いをしたいと思います。

それから、販売手数料を今度は3%上げるということでしたが、他の施設との比較というか、知り合いにいろんなところへ納めている者がおりまして、横瀬はどうかとかいろいろ聞かれますので、この辺の具体的な数字を教えてくださいたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○向井芳文副議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

振興課長。

○町田勝一振興課長 それでは、質問に対してお答えをさせていただきたいと思います。

昨年も最低賃金が上昇した関係がございまして、扶養内で働きたいという人が多いような関係がありまして、賃金上がることによって、時間がどんどんできなくなっていくということがありまして、その辺でパートの募集が必要となっておりますと聞いております。

あと、男女別なのですけれども、私もそこまでの手持ちは今のところないので、後ほど資料で提出とか、そういう方法になると思います。

販売手数料の他のところでございまして、その辺も、道の駅の報告によりますと、開設以来販売手数料を変更していなかったということで、他店も調べたそうなのですけれども、その辺についても、道の駅は他店よりはすごく低いのだというお話を聞いているだけで、実際の販売手数料のパーセントは聞いておりませんので、その辺も道の駅で調べてございまして、その辺も後ほど報告というような形で、資料提出というような形でできればと思っております。

以上でございます。

○向井芳文副議長 町長。

○富田能成町長 では、私のほうから付け足しを少し。

パートの募集は、今常時やっている状況です。常に人はぎりぎりで行っているイメージですので、今ほぼほぼ、ずっと募集はしています。これが一つと。

それと、男女別なのですけれども、正確な人数はあれなのですが、9割方女性だと思っております。ほぼ9割女性だと思っております。

それと、手数料なのですが、手数料体系は、調べてみると、水準のつくり方、あとカテゴリーのつくり方が、やっぱり施設によってちょっと違ってきます。言えるのは、横瀬町は、特に横瀬町内の農業者の皆さんから出品いただく場合には、手数料が一番低い水準なのですが、これがよそよりも一番、断トツで低いです。今回上げても、多分一番低い水準かなというふうに思います。

○向井芳文副議長 再質疑ございますか。

9番、若林想一郎議員。

○9番 若林想一郎議員 なかなかパートの人が集まらない、この辺については、やはり税金の扶養の問題、これがあると思っておりますので、この辺については働きやすい環境をつくっていただきたいと思っております。資料的に先ほどの関根議員と同じですので、そこに出していただければと思っております。

あとは、横瀬町のマルシェ、あそこに出す人も、なかなか横瀬の農家の人がいないものですから大変なのです。出しても、いいものでないと残されてしまうし、それを回収に行かなくてはいけないというよう

なこともありますので、この辺の指導についてよろしくお願ひしたいと思います。

○向井芳文副議長 ただいまの再質疑に対する答弁を求めます。

振興課長。

○町田勝一振興課長 それでは、ただいまの答弁をさせていただきたいと思います。

資料につきましては、道の駅なのですけれども、直売所の関係だと思ふのですけれども、よいものから売れていくというようなのが現状だと思ふのですけれども、なるたけ農家の方も、よいものを作るような努力も非常に大切なのではないかなと思っておりますので、その辺でなるたけ売り残らないような形で直売所の職員にも話をし、配置も売りやすいような配置に順次変えていくということをしていくように指導していきたいと思ふます。

以上です。

○向井芳文副議長 再々質疑ございますか。よろしいですか。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 道の駅の関係で、ただいま2人からの質問もありました。ちょっと重複するところもありますけれども、何点かお聞かせ願ひたいと思ふます。

道の駅が開設されたのが平成16年で、もう既に20年近く経過しています。そういう中で、町が80%の出資金、その割合で、ほとんど町が主導権を握ってできる道の駅だというふうに思ふますが、そういう中で配当金の関係で、今回も2割の配当ではないかと思ふのですが、赤字決算をしながら2割配当というのはどうなのかな。赤字決算で、配当2割あるいは1割でも信じられないような形なのです。その辺についてはどういうふうに思っているのか。

それから、販売手数料を今度値上げということになりますけれども、そういう中で道の駅は地域に根差した、地域の振興策の中でつくられてきたというふうに思ふます。そういう点では、前町長のときに私なんかも関わってしまして、いい形でできたなと思ふます。それから、どんどん、どんどん施設も拡張してきました。それはそれなりによろしいのですけれども、やっぱりある程度将来的なことも含めて、施設の拡張はしていかなければいけない、そんなふうにも思っていました。これだけの限られた横瀬町の中で、魅力ある道の駅としては、やっぱりある程度のところでとどめておかなければいけないのかな、そういう気もありませんが、そういうことについては、責任者である町長のほうはどういうふうに思っているのか、その辺をお聞かせ願ひたいと思ふます。

それから、先ほども出ていますが、やはり職員の待遇関係についてはきちっと、将来に向かって働きがいのある場所でなくてはいけないかな、そう思ふますので、職員の労働条件、賃金の体系とか、ある程度役場の職員に準ずるような形で、そういうことは決めておくべきではないかなと思ふます。

そのことと同時に、道の駅が100%出資して地域商社株式会社ENg aWA、これから報告がありますが、これをつくりました。そういう中で、今までもそうですが、特産品の開発だとか、そういうことをやっぱり道の駅に担ってもらいたいという、そういう気持ちがありましたけれども、今回それをENg aWAのほうで肩代わりしてくれるというふうに思ふのですが、ただそれについては道の駅の負担がやっぱりあるのかな、そんなふうにも思ふますけれども、その辺はいかがなものでしょうか。

それから、これから地球の温暖化が進んでいきます。今までのように芦ヶ久保の氷柱も、事業展開、運



営ができなくなるかすごく心配があります。そのときに、氷柱のお客さんを含めて、駐車場をかなり広げてあります。これから先のことを考えるとその辺も負担になるか、いろいろ心配があるのですけれども、やっぱりこれから30年、50年先を見据えた中での経営をしなければいけない、そんなふうになっているのですが、その辺の長期的な展望についてお聞かせをいただきたいと思います。

以上です。

○向井芳文副議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 それでは、今質問が6件あったと思いますので、順次お答えをさせていただきたいと思えます。

まず、配当についてです。配当は、令和5年度は赤字決算なのですが、最終的には昨年の半分かな、の水準で、配当を今期町がもらうという形を考えています。これは、幾つかの要因を踏まえた上での複合的なというか、総合的な判断なのですけれども、まず内部留保がしっかりあるということ。あと、株主が町だけではなくて、芦ヶ久保の果樹組合さんですとか、農協さんですとか、少数持ち主もいらっしゃるの、そういう人たちへのというところもあります。なので、ゼロにする必要はないだろうというふうを考えまして、水準を下げたというのが配当です。だから、今期の配当の予定になります。

次が販売手数料についてなのですが、そんなことで販売手数料を3月に説明会をさせていただいて、農家さんや納入業者さん一律で上げさせていただくというお話をさせていただいて、4月からその形にしています。

一方、当の農家さん等も、今、生産に係るコストが上がっていて大変なのだというふうにも思っています。そこをカバーするために、この後補正で出させていただくのですが、道の駅に納入している方々の今回の3%上げた分を、今期は物価高騰の支援金でお出しするという形にして激変緩和を図ろうというふうに思っています。これが2つ目です。

3つ目が、施設の拡張等に関してどう考えるかなのですが、これは道の駅は、そんなことで地域のための会社であります。私たちが、町が経営している。つまり経営している町、地域にとって一番いい形。それから、道の駅をやっている、働く皆にとってもいい形。納入していただく農家さんたちにとってもいい形。そして最後は、訪れていただくお客さんにとっても一番いい形というところを考えながら、施設の拡張等は、するのであれば、考える必要があるなというふうに思っています。いずれにせよ、芦ヶ久保の豊かな自然環境の中にある施設ですので、自然環境に対する負荷をかけないというのは、一つ大きな条件になろうかなというふうに思っています。

次が職員の賃金体系についてなのですが、道の駅は当初官が主導で造ったというところもありますので、ベースは役場の職員の体系等がベースにはなっていました。しかしながら、役所の運営と、やはり売上げを上げていく事業会社の運営では違いがありますので、少し一般の事業法人の給与体系等も参考にしながら、今はそのミックスでやらせていただいています。この辺がバランスでして、役人100%でもよくないし、利潤追求100%でもよくない、道の駅なりの、さっき言った、地域も踏まえて、三方よしというのですか、踏まえた上での賃金体系にしています。

あと、ENg a WAとの開発のところなのですが、ENg a WAと、それから道の駅の加工場でやって

いる開発等は、今ではターゲットが少し異なるかなというふうにも思っています。道の駅は、既に道の駅という売場があって、ここで売上げを上げることを前提に商品開発をしています。

しかし、ENg aWAは、地域商社としてというところがあって、道の駅で売るということから、もう少し広く構えて、町の中で特産品をつくるとか、その販売チャンネルは、道の駅だけではなくて、例えばふるさと納税でもいいし、あるいはeコマースでネットで売ってもいいし、大字横瀬で売ってもいいわけですし、という部分が違うのと、あとは多分に……道の駅はとにかく売場と直結した加工開発ですね。ENg aWAのほうが、もう少し広く構えるというようなイメージでやっています。なので、ENg aWAのほうがより実証実験的なものが多いと思いますし、少量で作るものも多いと思いますが、今はその二枚立てでいいのかなというふうにも思っています。

最後が、地球温暖化等々を中長期的に見据えてということなのですが、おっしゃるとおりだと思います。芦ヶ久保の氷柱も、もうずっとやってきていますけれども、この間でもいろんな、毎年、毎年違う状況が現れているわけですが、中長期的に言うと氷は恐らくできにくくなるのであろうとも思いますし、あるいは道の駅で扱う商品も、あるいは秩父エリアでできる農産物のラインナップも変わってくる可能性もあると思いますし、その辺は柔軟に、中長期的に気候変動等があるであろうというか、なかなかいろんな状況を想定して柔軟に対応できるようにやっていきたいなというふうにも思っています。

○向井芳文副議長 再質疑ございますか。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 せっかくの道の駅の、横瀬にとっては非常にいい形での道の駅なので、ぜひこれをさらによくする方向で取り組んでいただきたい。

特にこんな小さな町の中で、年間使用料として2,000万円から頂戴するような、そういううまい話はあまりないわけだから。それから、赤字配当でも配当金が入ってくるというのは、もう既に出資金の、出した元金はとっくに取り戻しているのです、皆さん。果樹公園だって18%ですから、それ以外は1%で、本当に微々たるもので、大部分が横瀬町のためになっているかな、そんなふうにも思っています。特に地域の道の駅に関わる皆さん方に、もっともっと恩恵が行くような形でさらに取り組んでほしい、そのことを要望しておいて終わりにします。

○向井芳文副議長 答弁があれば。

町長。

○富田能成町長 承知しました。しっかり地域の皆さんにとっていい形というのを考えながらやっていきたいと思っています。

1点、お金の話が独り歩きしてしまったので、賃料のことです。賃料は、今、月180万円頂いていますが、一方で、町が道の駅の設備投資をしているのです。なので、町ががっばり2,000万円ということではないです。道の駅に係る設備の投資は町がやっています。例えば今回の食堂の内装もそうですし、何々の整備みたいなことは町がお金を出していますので、そこの行って来いでもあるというところはお承知おきいただければというふうにも思います。その中で、今それらのバランスと賃料水準としてどうかというところも踏まえてこの数字が設定されているというか、今はそうしているということでもあります。

○向井芳文副議長 再質疑はございますか。よろしいですか。

他に質疑ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文副議長 それでは、なければ質疑を終結いたします。

日程第1、報告第1号 有限会社果樹公園あしがくぼの経営状況については、報告のとおりご了承承願いたします。

---

◎報告第2号の上程、説明、質疑

○向井芳文副議長 日程第2、報告第2号 株式会社ENg a WAの経営状況についてを議題といたします。報告理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第2、報告第2号 株式会社ENg a WAの経営状況についてですが、地方自治法第243条の3第2項の規定により、令和5年度株式会社ENg a WAの経営状況説明書を作成しましたので、別紙のとおり提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご了承いただきますようよろしくお願いいたします。

○向井芳文副議長 担当課長の細部説明を求めます。

振興課長。

〔町田勝一振興課長登壇〕

○町田勝一振興課長 報告第2号、細部説明を申し上げます。

まず、提案理由に記載してあります地方自治法第243条の3第2項の規定に基づきまして、町等が出資している有限会社果樹公園あしがくぼからの出資で、株式会社ENg a WAから経営状況の報告を受けていますので、提出書類に基づき説明をいたします。

当駅前食堂及びチャレンジキッチンにおきましても、新型コロナウイルス感染の位置づけが5類感染症に移行されるなど、社会経済活動の正常化が進みました。加えて、原材料の価格上昇や水道光熱費、人件費をはじめとした各種コストの高騰など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当会計年度の経営、運営の取組については、前期に引き続き横瀬町に新たな経済循環をつくり出すことを念頭に、食と農を中心とした地域資源の活用と、それらと関連する地域コミュニティの活性化に努めました。チャレンジキッチンENg a WAでは、特ににぎわいづくりを目的とした定期的なイベントの開催に取り組んでまいりました。

まず、1枚めくっていただきまして、1. 施設利用者数一覧表を御覧ください。御覧のとおり、各施設とも令和5年度の月別の利用者となっております。また、利用者数のカウント方法ですが、ENg a WAではレジカウント数を利用者数としております。この表の右下、利用者総数の数字がENg a WA全体の利用者数でございます。令和5年度の利用者総数は1万8,602人となり、前年度比16.2%プラス、2,593人

の増加となりました。

1枚めくっていただき、行事概要につきましては御覧のとおりでございます。

当社の経営、運営の取組については、前期に引き続き、横瀬町に新たな経済循環をつくり出すことを念頭に、食と農を中心とした地域資源の活用と、それらと関連する地域コミュニティの活性化に努めてまいりました。

チャレンジキッチンENg a WAでは、町のにぎわいづくりを目的として、昨年度はマルシェイベント「よこぜde集マルシェ」を月1回開催してまいりました。ENg a WAでは、毎月のテーマに沿った料理メニューや農家の方から購入した野菜を使った「農家メシ」の提供、町内や秩父地域の飲食店や農家の方の野菜販売など、地域住民の方を巻き込んだイベントとして定着いたしました。

今年度からは、開催場所をENg a WA以外の横瀬町の7地区を移動しながら開催する試みにチャレンジすることで、これまでENg a WAに来る機会がなかった町民の方にも、ENg a WAを知り、関わっていただけるイベントづくりに取り組んでまいります。

通常営業としては、毎週土曜のみの営業から週2回、現在は金・土に営業日を増やし、飲食店経営者のメンバーが、横瀬町の食材を使ったそれぞれの得意なジャンルの料理を提供し、好評を博しました。

チャレンジキッチンENg a WAは、昨年度以上に地域の食材を積極的に使うイベントの場、町民の方とにぎわいをつくり出す場として定着しております。

駅前食堂においては、芝桜まつり開催シーズン時期に伴い、増加が見込まれる観光客に対応するため、提供メニューの絞り込みや、歩きながら片手で食べられるおにぎり、鬼まんじゅうの販売など、横瀬町の食材をふんだんに使ったお店というコンセプトを崩さず、テイクアウトを考慮したメニューを提供いたしました。

モーニング時間帯の営業は、4月で1周年を迎え、電車通勤客や町民の方にも認知が広まり、着実にファンを増やしております。また、試験的に始まった火曜日の夜営業は、月2回の開催から毎週の営業となり、町外から視察やイベントで横瀬町を訪れた方にも好評をいただいております。

商品開発においては、飲食店営業で季節ごとに変化する新商品に加え、数量を多く生産し長期保存が可能な商品として、昨年度から引き続き「よこぜのフルーツスパイスジャム」、「よこぜのごろごろフルーツグラノーラ」の開発・販売を継続しております。他にも、町内の農園から引き継いだブドウ園で栽培した巨峰「まごぶどう」を原材料に使った、温泉道場とのコラボ商品「ふろまあじゅ」の販売に努めました。今後は、「まごぶどう」や大量に収穫が見込まれるユズを使ったジュースの開発・販売を検討しており、販路拡大を目指してまいります。

農作業支援においては、昨年度に引き続き、大豆畑の会や町内の農園などの農作業の補助を行い、農業従事者の知恵と苦勞を学びました。活動を通じて栽培した作物を活用し、商品開発を行うとともに、耕作放棄地となる畑を事前に知ることもでき、畑を利活用する選択肢を持つことができたのが大きな収穫となりました。また、ENg a WAが主体となって事業を進めている町内の農園のブドウ畑、樹液組合から継承したメープル採取事業を主軸に捉えて、体験型ふるさと納税の企画などの展開を引き続き目指してまいります。

ふるさと納税運営受託事業においては、昨年度に引き続き、合計4サイトで運用を行っております。上

半期は、寄附金額が全体的に伸び悩み、新規返礼品の開発を積極的に行いました。E N g a W Aも「まごぶどう（巨峰）」や農産物定期便などの返礼品を新規に開始しましたが、前会計年度と比較して大幅に低下する形で推移いたしました。

下半期においては、返礼品の「寄附金額に対して経費（返礼品代、送料、梱包料、ポータルサイト利用料等）が50%以下にならない」というルールの実行が開始する2023年10月前の駆け込み需要で、9月寄附金額が前年度比で147%上昇したものの、ルール施行後の影響で、11月から12月のふるさと納税の寄附金額が伸びる期間に、前年度を大幅に下回る結果となり、当会計年度におけるふるさと納税額は、目標値であった5,000万円に対して3,061万円（前会計年度5,105万円）、目標と比較してマイナス39%、前会計年度のふるさと納税額と比較してマイナス40%減少となりました。

今後は、昨年度から引き続き、新規返礼品としての体験型ツアーの開発や既存返礼品のページ改善などの企画を進め、ふるさと納税寄附金額の増加を目指してまいります。

また、地域と連携として、E N g a W Aでは横瀬町のファンを増やすことを目指したA r e a 898、A r e a 899、L A C横瀬、ナゼラボ、タテラボなどの近隣施設と積極的に交流を行っており、施設利用者を農作業やイベントに積極的に誘致することで、町内や町内外の方との交流を促進いたしました。その結果、定期的にE N g a W Aのイベントや農作業に参加してくれる方が徐々に増えております。

続きまして、決算報告書であります。1枚めくっていただきまして、1ページを御覧ください。まず、貸借対照表でございますが、この表の右下、負債及び純資産の部の合計とあります。株式会社E N g a W Aの資産合計は1,915万6,918円でございます。このうち純資産合計は、その欄の上にあります835万6,933円ですので、自己資本比率は43.6%となっておりますが、少なくとも30%以上は確保することがよいとされております。

続きまして、損益計算書でございます。一番右の欄を御覧ください。上から純売上高が5,621万1,123円、その内訳といたしましては、左側を御覧ください。駅前食堂・チャレンジキッチンE N g a W A売上高は1,486万2,965円、その下のその他売上金は4,134万8,151円で、地域おこし協力隊受入業務費、ふるさと納税支援業務委託費、町からの委託費、自販機売上げ手数料などがございます。売上原価は625万4,711円、売上総利益は4,995万6,412円となっております。また、販売費及び一般管理費は4,983万7,211円となっております。

1枚めくっていただき、3ページの販売費及び一般管理費の費用の中で占める割合は、まず人件費が全体の57.6%を占め、次に支払委託料が7%、租税公課が6.4%、水道光熱費が5.9%の順となっております。

1枚戻っていただき、2ページ、このように売上総利益から販売費及び一般管理費を減じると11万9,200円の営業利益となりました。そして、営業外収益、営業外費用、税金を加減し、23万3,525円の当期純利益となりました。

続きまして、1枚めくっていただき、4ページの株主資本等変動計算書をご確認ください。この表の上側が当期の期首残高、下が期末残高で、その間が期中の変動となります。この表は、1枚戻っていただき、1ページの貸借対照表の右下にある純資産の部の各科目の変動を表すもので、純資産の部の各科目の金額と、1枚めくっていただき、4ページの株主資本等変動計算書表の一番下の当期末残高の金額は一致するものです。株主資本期末残高は835万6,933円となりました。

1枚めくっていただき、5ページの個別注記表ですが、当期末株式数が500株と分かります。その下、1株当たりの純資産額は1万6,713円となります。1株当たりの当期純利益は467円となります。

次ページは監査報告となります。業績は、前会計年度より改善傾向にあると考えております。

最後になりますが、来期におきましては、当年度の経営を改め、精査や検討を行い、地域活性化起業人を含めながら経営診断等を行いながら、健全な経営にすることができるよう、社員一丸となり取り組んでいきたい旨の報告をいただいております。

報告第2号の細部説明といたします。

以上でございます。

〔何事か言う人あり〕

○向井芳文副議長 暫時休憩といたします。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時25分

○向井芳文副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、ただいまENg a WAの経営状況についての説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 概要は一応分かりましたけれども、地域協力隊員の方が8名だか10名だかやっていますよね。令和5年度行事概要だけでは、その隊員の方がどういうふうな活動をしているのかよく分からないのです。今課長のお話ですと、耕作放棄地の改善だとか果樹園の改善だとか、そういうことをしていますということなので、その実働日数だとか、そういう項目を設けて書いていただいたほうが。ただこれはイベント開催だけですよね。だから、行事及び活動にして、概要でいいので、書いてもらえたら分かりがいいです。それと延べ人数とか。

大分人気があるとか、大分好評ですとかと言われても、それは一部の人に聞けば、けなしはしないです。だから、聞かれれば、好意的に普通の人だったら答えます。だから、そういう文言を数値化して、何人ぐらいの方が参加して、大方好評だったとかというのだったら分かるけれども、参加した人がどれぐらいの規模なのかということも分からないわけですから、そういう答弁の仕方だと、ケチをつけているわけではなくて、客観性がないので、その辺の文言をもうちょっと考えていただけたらと思いますので。

それと、去年も聞いたと思うのですが、2ページの損益計算書は、こういう費目で書かなくてはいけないのだと思うのですが、今回は説明の中に、その他の売上高というので4,000万円近く計上されていて、一つは地域協力隊の委託費、一つはふるさと納税の返礼品の開発の受託費というのですか、それと自動販売機で、これの内訳の金額を書いていただけたらと。教えていただきたいと思います。

食堂、売店の売上げというのですけれども、この1,400万円の売上げの中から要するに固定費を出すわけですよね。そうなのかどうかということです。だから、そうなると、この売上げで、公的な機関がやっ

ているのだから、もうけなくてもいいとはいえ、その辺はどうお考えなのかということです。ないよりはあったほうがいいことは確かなので、公益性もありますから、その辺のバランスはどうなのかなということを知りたいと思います。

それと、私の私見なので、ちょっと聞いていただきたいのですが、ふるさと納税の返礼品の開発というのはすごく大変だと思うのです。僕も北海道の札幌の隣の町、何町というのは忘れてしまったのですが、1次産業がすごく豊富で、返礼品は開発しなくてもふんだんにあるのです、乳製品から肉から、トウモロコシからメロンから。それを地場の産業としてやっていますから、それを売るだけで地場へ潤いがあります。当然2次産業で加工業もありますから、本当に地場の産業に即した返礼品を出しているのです、要するに開発経費なんてほとんどかからないのです。それを見たときに感じたのは、ああ、横瀬町にはないなと。だから、では横瀬町では何かなと思ったときに、イチゴとブドウぐらいしか思いつきませんでした。でも、イチゴとブドウというのは、山梨にもあるし、栃木にもあるし、どこにもありますよね。だから、横瀬町のイチゴを特段食べたいとか、返礼したいということは、あまり特徴がないような気がします。

僕は、ふるさと納税についてちょっと懐疑的なのですが、本来は、例えば僕の子供がここで生まれ育って、横瀬町の税金で教育を受けて、それでよそへ行って成功したと。それを本当に感謝して、年に5万円なら5万円納入してくれて、本当は礼状とちょっとしたもので十分なのに、そういうイメージで初めは思っていました。だから、本来はそういう趣旨だったのではないと思うのです。それが、返礼品目当てで、カタログ商法みたいな形でやっていると。

僕は、ちょっと同窓の会があって、そこにテレビで宣伝している中間業者に勤めていた若い子がいるのです。もう辞めましたというのだけでも、そのふるさと納税の話をししたら、僕はそこにいたのです。すごくもうかるのですと言うのです。だから、中間業者がほとんど、規則では50%云々というけれども、実際その中間に入っている、要するに東京にある会社が一番利益率が高い。だから、開発してまでやる必要があるのかというのが一つです。

それと、返礼品を開発していくということについて、よく最近のはやりで言うとサステナブルと言いますよね。持続可能性があるのかということなのです。それと、「ふるまあじゅ」といったかな。ネットに出ていました。横瀬町の産品で「ふるまあじゅ」。どこで作っているのかなと思ったら、ときがわなのですよね。そうすると、ときがわの工場は潤う。生産物上がるけれども。だから、2次産業があつたり、1次産業がちゃんとここにないと、地域の利益にはならないと僕は考えています。

だから、その辺を、あえて協力隊を呼んで、休耕地だとか放棄地だとか、そういうのはいいと思うのだけれども、そこを担わせるのがいいかというのは、ちょっと疑問に感じています。

そこに、今回の会計的に、前回は言いましたけれども、これを売上げに計算上入れないとこの報告がでないような。だから、もうちょっと欄を変えて、違う項目でちゃんと分かるように入れないと、どうなのかなと。前回は思いましたけれども、今回も、説明があつたからいいのですが、書類だけばつと見たときに、報告書として見たときに分からないと思います。だから、見直せというのもあるけれども。

もう一つは、いまだに僕はそばに住んでいます、地区で。それで、僕は散歩したりするのだけれども、開いている確率がすごく少ないのです。そうすると、町民があそこを歩いて、これは何をやっているのか

など、いつも。

だから、もともとあれは、店舗もあってという目的で造りましたよね。そうではなかったのかな。僕の勘違いなのかな。そうなると、半分ぐらい開けておかないと、何やっているか分からないよねと。休憩所でもいいと思うのです。だから、あそこに8人いるとしたら、当番制であそこにいる人をつくるとか。そうではないと、住民が理解しないと僕は思います。いまだに、何もしていないよねと、いつしてるのと、近所の人が僕に言います。だから、それも説明責任が議員だからあるけれども、答えようがないのです。やっていますよとは言うけれども、具体的に……ということなのです。

あれも多分コロナ資金で造っているはずなのです。コロナのときの地域何とか金というので造っているのだから、やっぱり地域に根差して貢献していなかったら存続意義がない。ENg aWAも、もちろんそういう意味で地域商社としてつくっているし、定款も何でもできるような定款になっていますよね。だから、できれば、業務としてあそこを何日か開けたらどうだということを、開いているのでしょうかけれども、はっきり営業しているようなものを考えてもらえたらなと思います。

それで、開発商品をいろいろ聞くけれども、聞けば分かります。前回は課長にカタログ持ってきてもらったけれども、一般の人はよく知らないです。何作っているのか分からない。

だから、さっき町長が、道の駅と商品開発とは違うと言うけれども、商品というのは本来、まして売る場合には、いろいろあるけれども、標準的に売るものを考えて特化していくという考え方をしないと、いろんなところに置けないです。だから、道の駅で売れないものが、よそで売れるかとか、その逆もあります。だから、商品開発して試験的に売るのは、売店だったり道の駅というのは、一番お金がかからなくていいのではないかなと思うので、その辺を別分けではなくて、売るということ、一般の人になじむようにするというのも、もちろんそうなのでしょうけれども、目標でちゃんと開発しないと、ネットで売るだけとか、何とかで売るだけといっても、やっぱり汎用性がないものは売れないし、周知しないものは、そのマニアみたいな人にしか売れないから、量産体制に入らないです。量産体制に今の状態ではできないと思います。

だから、もうちょっと基本的にENg aWAのコンセプトというか、経営の在り方というのを根本からもう一回考え直してもらって、分かりやすく人を使うということが大事だと思うので、ぜひそういうふうを考えてもらったらいいのではないかなと思いますけれども、その辺を町長や副町長はどういうふうにお考えでしょうか。

○向井芳文副議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

副町長。

○井上雅国副町長 私のほうから、ふるさと納税の開発の件について、ちょっとふだん考えていることを踏まえてお答えしたいと思いますけれども、恐らくふるさと納税の制度の中で、町が開発をしていくということについては、今はまだ横瀬の町内で目を向けられていなかったり、実はこういうことがあるのではないかとといったものをまた再発見していくとか、それがもしかしたら、実はこんな価値があるのではないかとこのをみんなで考えるというきっかけづくりをしているのかなというふうには思います。今あるもので高く売れるといたしますか、目立つものを出していく、これはもちろん優先してやることなのかもしれないけれども、みんなが参加しながら、開発をしていくというか見出していくというか、工夫をしてみる



というか、そこを巻き起こしにしているのが、今のENg aWAのふるさと納税の開発という部分だというふうに思っていますので、一定の地域商社としての価値があるのだらうというふうに思っています。

開発については以上でございます。

○向井芳文副議長 振興課長。

○町田勝一振興課長 私のほうからは行事概要について、活動実績が入っていないということで言われていますけれども、一応活動はブドウ畑とか、あとは大豆畑とか、あとメープル、樹液の採取とかの活動をやっておりますので、その辺を行事概要に入れて後ほど提出するというような形にさせていただければと思います。

あと一点ですけれども、損益計算書のその他の売上げでございますけれども、内訳といたしまして、協力隊受入れ費が約3,000万円です。ふるさと納税委託費が約100万円、町からの委託費というので、地域活性化企業人の関係ですけれども、540万円、自動販売機の関係ですけれども、21万円、その他の売上げですけれども、これが協力隊インターン制度、3か月以内のお試し期間の方の委託費とか、あとは外にイベントに行ったりした売上げ等約400万円です。そんな関係で4,130万円程度になりますので。

私のほうからは以上でございます。

○向井芳文副議長 町長。

○富田能成町長 それでは、私のほうから最後に幾つか。

まず、資料、確かにこの損益計算書では、なかなか内訳は分かりづらいと思いますので、内訳が分かるように来期以降はしていきたいなというのと。あと、活動内容です。イベントだけではなくて、活動も分かるように、報告できるようにしたいというふうに思います。これが一つと。

それと、今期もENg aWAに関しては何とか、黒字決算といえば黒字決算になりましたと。しかし、これで十分かと言われるとそうではないです。議員ご指摘のとおりで、まだ地域に経済循環をつくるという部分が弱いかんと思っていて、そこの強化は必要かなというふうに思っています。

そんな中で、まずふるさと納税なのですけれども、私も同じようなことを思います。当初のふるさと納税の想定した形から、今は少しずれた運営になっていて、返礼品の競争になってしまっていて、そこには一定の中間業者も存在していて、利潤がそこで取れているという部分がある。これは、自分もそのとおりだと認識しています。

しかし、さいは投げられているというところもあり、横瀬町からふるさと納税で出ていく分があるのだとすると、やっぱりその収入を確保しないと、私としてはいけない立場ですので、これは頑張るしかないです。

あと、ご指摘のとおりで、しかしこの町には1次産品のバリエーションがそんなにあるわけではありません。とりわけ量がないです。ブドウとイチゴは、一定量は必ずふるさと納税ではけるわけですけれども、それ以外に、売ればこれだけありますがないのです。ですので、物で勝負していく当町のふるさと納税はかなり限界がありますので、一工夫した、量はないけれども、誰かの目を引くだったりという6次産品みたいなものとか、あとは事です。横瀬町に来ていただくと、クーポンになっていて、それが返礼品になっているみたいな「事」を掘り起こしていかないと、きついかんと思っています。

あとは、昨今ですと、むしろ企業版ふるさと納税が、横瀬町の場合にはいろんな仕掛けようがあるかな

と思っ​て​いま​し​て、そ​ち​ら​は​伸​び​る​余​地​が​あ​る​か​な​と​い​う​ふ​う​に​思​っ​て​い​ま​す。

あ​と​は、E N g a W A の 住 民 周 知 だ​す。と​り​わ​け​キ​ッ​チ​ン E N g a W A が、確​か​に​時​間​的​に​や​っ​て​い​ない​こ​と​が​多​い​と​い​う​の​は、そ​う​か​な​と​い​う​ふ​う​に​思​い​ま​す。も​と​も​と​あ​そ​こ​は​開​発​拠​点​で​あ​る​の​で、必​ず​し​も​あ​そ​こ​で、お​店​の​営​業​と​し​て​毎​日​や​る​と​い​う​想​定​で​は​も​と​も​と​な​い​と​い​え​ば​な​い​の​で​す​け​れ​ど​も、し​か​し​な​が​ら​あ​あ​い​う​ス​ペ​ー​ス​づ​く​り​が​あ​る​わ​け​だ​す​の​で、し​っ​か​り​や​れ​る​と​き​は​や​る​と​い​う​こ​と​と、住​民​の​皆​さ​ん​に​知​っ​て​い​た​だ​く​工​夫​を​続​け​て​い​こ​う​か​な​と​い​う​ふ​う​に​思​い​ま​す。

E N g a W A が 目 指 し て い る の は、3 つ の エ ン が 輪 を つ くら ず。応 援 の 援 と、縁 を 結 ぶ の 縁 と、そ し て お 金 の 円 の 輪 を つ くら ず。最 初 の 2 つ は ま あ ま あ で き て き た か な と い う ふ う に 思 っ て い て、一 方、経 済 循 環 を つ くら ず は ま だ ま だ 弱 い の で、頑 張 ら な く て は な と い う ところ だ す。一 方、公 益 的 な 部 分 が あ る と い う の も そ う な の で す が、私 と し て は E N g a W A の 大 切 な 役 割 と し て は 人 材 育 成 の 場 だ と 思 っ て い ます。と​り​わ​け​若​い​人​た​ち​が​来​て、初​め​て​こ​の​地​に​来​て​く​れ​て、何​が​し​か​飲​食​店​の​経​験​が​あ​っ​た​り​と​か、一​部​農​家​を​や​っ​た​経​験​が​あ​る​人​が​い​る​の​で​す​け​れ​ど​も、そ​う​い​う​人​た​ち​が​地​域​の​資​源​を​も​う​一​回​見​詰​め​て、自​分​で​自​分​事​で​考​え​て​み​る​と​か、や​り​出​し​て​み​る​と​い​う​こ​と​に​大​き​な​意​味​が​あ​り​ま​す。

で​す​の​で、休​耕​地​を​復​活​さ​せ​た​り​と​か、ブ​ド​ウ​園​を​請​け​負​っ​て、そ​こ​で​ブ​ド​ウ​の​収​穫​を​す​る​と​い​う​の​は、そ​れ​な​り​に​大​変​で​は​あ​る​の​で​す​け​れ​ど​も、か​つ​す​ぐ​に​お​金​に​な​る​か​と​い​う​と、そ​う​で​は​な​い​の​で​す​が、確​実​に​そ​の​人​た​ち​の​経​験​値​と​し​て​は​積​ま​れ​る​わ​け​で、そ​の​先​に​い​ろ​ん​な​可​能​性​が​広​が​る​の​か​な​と​い​う​ふ​う​に​思​っ​て​い​ま​す。地​域​商​社​だ​す​の​で、定​款​に​も​い​ろ​ん​な​こ​と​が​書​い​て​あ​っ​て、い​ろ​ん​な​こ​と​が​で​き​る​状​況。そ​の​中​で、こ​れ​は​ど​ん​な​人​が​関​わ​っ​て​く​れ​る​か​と​決​ま​っ​て​い​る​会​社​で​は​な​い​の​で、そ​の​と​き​の​メ​ン​バ​ー​の​組​み​合​わ​せ​に​よ​っ​て​柔​軟​に、や​る​方​向​を​変​え​て​い​く​と​か​と​い​う​こ​と​は​必​要​な​の​だ​ら​う​な​と​い​う​ふ​う​に​思​っ​て​い​ま​す。

い​ず​れ​に​せ​よ、ま​だ​立​ち​上​が​っ​た​ば​か​り​の​会​社​だ​す​の​で、し​っ​か​り E N g a W A が​も​っ​と​住​民​の​皆​さ​ん​に​周​知​を​さ​れ​る​よ​う​に​だ​し、も​っ​と​し​っ​か​り​経​済​循​環​も​つ​く​れ​る​よ​う​に​と​い​う​こ​と​は​頑​張​っ​て​や​っ​て​い​き​た​い​な​と​い​う​ふ​う​に​思​っ​て​い​ま​す。

○向井芳文副議長 質疑ございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 説明はよく分かりました。それで、実は今日初めて聞くことが多かった。だから、町長の言う対話ということですが、議会との対話も絶やさないう、そういう概念とか、こういう目的だということをはっきり言っていただければ、そういう面をしんしゃくして評価したいと思います。いずれにしても僕は、マルシェとかいろいろ、その都度やっていることは評価するのですが、あの場所自体を何かというので、誰とは言いませんけれども、関根さんどう思いますか言われたときに、実は僕が越してきたときに、今の農協、あそこですよ。898ですよ。月1か月2ぐらいに朝市をやったのです。だから、朝市ですと、年寄りが早く起きているので、歩いて来られる範囲の人が来る可能性があります。その頃は農家も結構あったので、持ってきてくれる人がいまして、川東のほうの方なのですから、そこでコミュニケーションを取りながら知り合いになったりとかということがありました。

だから、せっかくベンチがあったり、いろいろイベントができるような施設があるわけですから、年齢層関わり合いなく、イベントをやりますよと来られる人はまだいいのです。自分の足で来られたり。だけ

れども、そうではない人もいるし、近所の年寄りもいるし、だからうちの周りで困っているというのは、あそこに農協の売場がなくなってしまったことが一番困っている人が多いのです。

だから、サロンもあって、サロンの人たちも朝は散歩する人もいるし。だから逆に言うと、やってますよというアピールをするのだったら、各年齢層に訴えるような、あるいは家庭菜園をやっている人がいます。その家庭菜園のものを僕はいっぱいもらったりします。そういうのを低価格で出してもらおうとか、そうすると町民丸抱えで、参加していただけることもあるから、月に1回とか、そういうこともどうですかねとは言ったけれども、返ってくるのは、出す人がいないのですよねと。出す人も工夫するということなのですけれども、僕もジャガイモ作っていますけれども、そういうことがあれば。ちょっと出すとなくなってしまうかもしれませんが。そういう方もいると思うのです。だから、工夫がもうちょっと。

やっぱり町長が言うように人材発掘、よそから来た人の研修場所としての受皿。将来に関係人口だとか、そういうことでここに興味を持ってもらうということはいいいことだと思うのです。でも、僕は、関係人口とか交流人口というのは、総務省の……要するに学者のごまかしの言い方でそういうことをくっつけているので、興味ある人は来ますよね。だから、町長がやっている興味を植え付けるという部分は僕も賛成、動機づけは賛成なのですけれども、いかんせんそれを地域還元にどういうふうにするかといった場合には、地域の住んでいる人が、ああ、あれは何をやっているという認識があって、そこに来てもらって、実はそこに来ている朝市の人が協力隊だったり。

だから、極端に言えば、サロンのやり手がいらないというけれども、サロンを月に1回でも2回でもやって、協力隊の人に協力してもらおうとか、そういう協力隊が参加すれば、ああ、何やっているのだと、個人的なお付き合いも出るから分かります。中郷の場合は協力してもらっている人がいるらしいのですけれども、そういう町民との関わり合いを持つ仕組みもつくらないと、いつまでたっても理解されないとか、知らないとかという層がいます。

だから、一人でも多く知るようになれば、それが伝播していくということになるので、朝市は一例ですけれども、これがいいかどうかは皆さんで精査して、全員参加型のものを、せっかくENg a WAがあって、3つの輪とって、縁をつくるというのでENg a WAだと思うのですけれども、僕のちっちゃい頃の縁側というのは、大体ひなたぼっこなのです。猫がいたりして、寝っ転がって、昔は縁側がありましたから、家に。農家は特にあって。だから、そういうほんのりした雰囲気のものづくりなのではないかなと思うので、よく考えていただけたらなと思うので、これはそういう点も加味していただけるかどうか。

○向井芳文副議長 ただいまの再質疑に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 関わり合いを持つことはすごく大事です。それを広げる努力をするということも、そのとおりだなというふうに思います。そして、ほんのりした雰囲気づくり、ENg a WAと名のついていますので、そこも意識していきたいなというふうに思います。

今年度はそれら、同じ発想だと思っているのですけれども、地区に出ていくというのを初めてやるのです。今まではあその場所だけでやっていたのを、7地区に出て、新しい人たちとの接点をつくるというのをやるという話もENg a WAチームでしてしまして、こういうのは大事にしたいなというふうに思います。

ということは、ご指摘いただいたところは、問題意識としてはしっかり受け止めて、一人でも多くの住民の皆さんに知っていただけるよう、親しんでいただけるよう努力してまいりたいと思います。

○向井芳文副議長 再々質疑ございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 耕作放棄地を再生したり、果樹の放棄されたものをやったりというのがありますよね。その協力隊は3年の期限がありますよね。その先、その方たちがそれに関われるような方策を考えたおかないと、せっかくそこがもし成り立てば、もったいなと思うのです。

生坂村に行ったら、結構地域協力隊の以前に、そういう、来た方に、かなり高額なお金を、それで全部は賄えないにしても、そういう補助金を要するに移住のために出しているのです。だから、3年やって、ここはいいな、これである程度定着できるな、この仕事をといたときに、町のシステムの中に、そういう受皿のシステムを先々考えたおかないと、せっかくここに来た人のその後が、保障までいなくても、人材育成したものがもったいなと思うので、これは要望ですので、そういう観点も含めて執行部で考えていただけたらと思います。それへの協力はやぶさかではありません。

○向井芳文副議長 答弁は、あれば。

〔「いいです」と言う人あり〕

○向井芳文副議長 よろしいですか。答弁のほうは大丈夫ですか。ありがとうございます。

他に質疑ございますか。

9番、若林想一郎議員。

○9番 若林想一郎議員 主な行事予定の中に、令和5年度行事概要の中に自社製品販売というのがあります。これは何を売っているのかどうか。そして、どのぐらいの金額になっているのかどうか。もしそれが我々議員にも見せられるものであれば、見せていただいて、いいものであれば、それを私たちが買って広めることもできるということで、遠慮なくこういうものを出していただきたいと思います。

それから、2ページの損益計算書です。当期純利益が23万3,525円、あそこの駅前食堂とENg a WAで利益が出ているのだと。町民の方皆さんが心配してしまして、あれで利益が出るのかねというような話をいろいろ聞きましたが、決算上、書面上利益が出ていますよと、こういう説明をこれからはしていきたいと思っております。ずっと黒字が続くようお願いを申し上げます。

それから、3ページの給料、手当、臨時雇い人費、これは関根議員の質問と重複しますが、やはりデータで出していただければと思います。何人がいつまで勤務してどうだとか、そういうのをデータでお願いできればと思います。

それから、租税公課6.4%、319万6,250円ありますが、これについて具体的にどういうものかということの説明していただきたいと思います。

○向井芳文副議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

振興課長。

○町田勝一振興課長 それでは、ご質問にお答えさせていただきます。

行事概要の自社製品販売なのですけれども、この数量及び金額については当方で報告を受けていない範囲なので、その辺は後ほど資料にてにさせていただきます。

それと、販売費及び一般管理費の給料、手当、臨時雇い人費につきましても、臨時の方は7人おられるのですけれども、その辺の金額とか何日働いたとか、そういうデータはここにありませんので、後ほど文書で報告をさせていただきたいと思います。

その下の租税公課なのですけれども、この税は、私どもは、この税の内容までは報告を受けておりませんので、併せて文書にて報告させていただきたいと思います。

以上です。

○向井芳文副議長 それでは、ここで本休憩とさせていただきます。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時29分

○向井芳文副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

振興課長の答弁を求めます。

振興課長。

○町田勝一振興課長 先ほどの9番議員さんご質問に再度答弁させていただきます。

行事概要の内容でございますけれども、主に売っているものというのが、駅前食堂で売っているものですが、スパイスジャムが201個で15万3,965円、グラノーラ320個、22万1,900円、クラフトコーラ、プラムですけれども、281個、12万6,450円等が主なものでございます。先ほどの自社製品販売、外での売上げについては、今日はデータをつくれなものですから、後日の提出ということでお願いしたいと思います。

続きまして、3ページの臨時雇い人費、パートさんですけれども、先ほど7名と報告したのですけれども、8名に訂正をさせていただきたいと思います。時給が1,030円、多い方が287日、少ない方が130日、平均活動日数は248日でございます。

その下の租税公課でございますけれども、主に消費税でございます。その他といたしまして、収入印紙代等が含まれてございます。

以上でございます。

○向井芳文副議長 失礼いたしました。ただいま報告第2号の審議中でございます。

それでは、再質疑ございますか。よろしいですか。

他に質疑ございますか。

1番、森沢望美議員。

○1番 森沢望美議員 では、お伺いいたします。

現在ENg aWAの状況に、地域おこし協力隊の活動費が欠かせない状況とはなっておるのですけれども、やはり国の施策でございますので、今後持続可能かどうかをお聞きしたい点が1点ございます。

それにつきまして、駅前食堂に関して、今回の場合はチャレンジキッチンENg aWAと一緒にやっての計算になっておりますが、例えば駅前食堂では、現在の状況でパートさんの給与を賄えたりですか、

そういった利益等は見込めている状況なのでしょうか、分かりましたら教えてください。

○向井芳文副議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

振興課長。

○町田勝一振興課長 ただいまのご質問に対して答弁させていただきたいと思います。

駅前食堂の総売り上げが1,478万円余りですけれども、主に臨時のパートさんに働いていただいて、臨時のパートさんのお金が723万9,000円余りでございますので、半分程度の経費で活動していただいておりますので、特に今すぐ問題ではないと思います。

以上でございます。

○向井芳文副議長 町長。

○富田能成町長 それでは、私のほうから2点です。

最初の地域おこし協力隊の制度がどうかということなのですが、今現在の国の方針でいきますと、地域おこし協力隊はまだ拡大させるという方針になっていまして、1万人を目指すというところを掲げています。ということなのですが、議員おっしゃるとおりで、先行きどうかと言われると、中長期的にどうかは何とも言えない状況です。今のENg aWAの経営自体が、地域おこし協力隊なしでいける状況かという、まだそこまではいっていないというふうに認識をしています。

それと、駅前食堂なのですけれども、売上げも2年目にちゃんと伸ばすことができ、オペレーション自体はまずまずだと思っています。しかし、まずサイズ感です。あのサイズ感で飲食店単独で利益を出すというのは、なかなか難しいかなという面もあります。一方、駅前食堂は、観光案内所の機能も兼ねていますので、もちろん売上げを上げる場所としても重要なのですが、横瀬の玄関口として観光案内もしてもらっているという、公的機能も併せて持っている場所として捉えて、総合的な価値を上げていくところをやっていきたいなというふうに思っています。

○向井芳文副議長 再質疑ございますか。よろしいですか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文副議長 よろしいですか。

なければ質疑を終結いたします。

日程第2、報告第2号 株式会社ENg aWAの経営状況については、報告のとおりご了承願います。



◎報告第3号の上程、説明、質疑

○向井芳文副議長 日程第3、報告第3号 令和5年度横瀬町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

報告理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第3、報告第3号 令和5年度横瀬町一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和5年度横瀬町一般会計繰越明許費繰越計算書を調製したため、別紙のとおり報告するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご了承いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○向井芳文副議長 担当課長の細部説明を求めます。

まち経営課長。

〔大畑忠雄まち経営課長登壇〕

○大畑忠雄まち経営課長 報告第3号 令和5年度横瀬町一般会計繰越明許費繰越計算書についての細部説明を申し上げます。

報告第3号の別紙、繰越計算書を御覧ください。ここに記載してございます事業につきましては、令和5年度予算において予算計上しておりましたが、年度内に事業を終わらせることができなかつたと見込まれたことから、本年3月議会定例会におきまして、令和5年度横瀬町一般会計補正予算（第6号）におきまして、令和5年度の事業予算繰越明許費として議決をいただいたものでございます。

各事業についてご説明を申し上げます。第2款総務費の住民基本台帳システム運用事業とその下の戸籍情報システム運用事業でございますが、法令等の改正に伴い、必要な機能の整備に係る進捗状況により繰越しをしたものでございます。

第3款民生費の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業（追加分）でございますが、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の低所得者世帯への支援事業に係る進捗状況により、繰越しをしたものでございます。

なお、事業の進捗状況により、繰越額が変更となっております。

第4款衛生費の秩父広域市町村圏組合上水道管理運営事業でございますが、生活基盤耐震化事業の進捗状況により、繰越しをしたものでございます。

第5款農林水産業費の地域振興拠点施設管理事業でございますが、道の駅果樹公園あしがくぼの浄化槽制御盤の改修に係る進捗状況により繰越しをいたしました。

同じく農林水産業費の農地一般事務費でございますが、農業振興地域整備計画の改定に係る進捗状況により繰越しをしたものでございます。

第7款土木費の社会資本整備総合交付金町道整備事業でございますが、町道改良事業の進捗状況により繰越しをしたものでございます。

以上で報告第3号の細部説明を終わりにします。

○向井芳文副議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文副議長 なければ質疑を終結いたします。

日程第3、報告第3号 令和5年度横瀬町一般会計繰越明許費繰越計算書については、報告のとおりご了承願います。



◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○向井芳文副議長 日程第4、議案第26号 横瀬町褒賞条例の一部を改正する条例を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。  
町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第4、議案第26号 横瀬町褒賞条例の一部を改正する条例についてありますが、自治功労者の対象者を改正したいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○向井芳文副議長 担当課長の細部説明を求めます。  
まち経営課長。

〔大畑忠雄まち経営課長登壇〕

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、議案第26号の細部説明を申し上げます。

今回の褒賞条例の一部改正は、これまでの議会におきましてご審議をいただく中で、いただいていた議員皆様方からのご意見等を踏まえ、改正したいものでございます。

今回の主な改正点は、まず1つ目として、対象者から町一般職員と学校職員を除いた点でございます。これは、町一般職員、学校職員ともに、給料をもらい、公務の仕事をしている以上、職務を遂行することは当然であるという理由からでございます。

もう一つの改正点でございますが、本条例の制定が昭和30年であり、条例中の表現が難しい表現が多いことから、平易な表現に改めた点でございます。大きくは以上の2点でございます。

お手元に配付させていただいている資料、新旧対照表を御覧いただきながら説明をお聞きいただければと思います。

まず、1ページ目です。第1条では、対象者の表現を改めました。

第2条第1項では、学校の教職員を削除し、2ページ目の第4条第1項では、現行条例の第3号、学校職員と第4号、町一般職員を削除するとともに、顕彰の対象者は、これまで事実上現職者を対象としておりませんでしたので、改正後の条例では、ただし書として、現職者を除く旨、明文化いたしました。

第3号と第4号を削除した関係で、第2項の在職年数の計算において、現行条例の第1号から第3号までの学校職員と町一般職員の記載を、改正後の条例では削除しております。

3ページの第6条では、現行条例の第3号と第4号をまとめさせていただき、改正後の条例に第3号として整理をさせていただきました。

このほか、条例中の字句を平易な表現に改めるなど、全体的に整理をさせていただいております。

なお、附則において、施行日を公布の日としております。

以上、説明とさせていただきます。

○向井芳文副議長 説明を終わります。



質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文副議長 なければ質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文副議長 討論を終結いたします。

採決いたします。

日程第4、議案第26号 横瀬町褒賞条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○向井芳文副議長 起立総員です。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。



◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○向井芳文副議長 日程第5、議案第27号 横瀬町こども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第5、議案第27号 横瀬町こども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例についてであります。こども医療費受給資格者の要件に関し、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願います。

○向井芳文副議長 担当課長の細部説明を求めます。

健康子育て課長。

〔守屋則子健康子育て課長登壇〕

○守屋則子健康子育て課長 議案第27号の細部説明をさせていただきます。

なお、新旧対照表を配付させていただいておりますので、参考に御覧いただければと思います。

まず最初に、この条例の改正でございますが、こども医療費の受給資格者となる保護者について、外国に居住する保護者の児童の監護の取扱いを明確にするため、条例の一部を改正したいものでございます。

次に、条例の改正の内容についてでございますが、第2条第2号については、保護者の定義に、日本国内に住所を有する規定を加えるものでございます。

第3条第2項は、支給の対象とならない保護者についての規定でございます。

第6号として、他の都道府県または市町村が実施する「こども、重度心身障害者又はひとり親家庭等に

対する医療費の支給を現に受けている者」を追加するものでございます。親の住所要件を基礎として認定される福祉医療制度との重複認定を防ぐための規定でございます。

第4条第1項、次の第5条第2項においては、「町」を「町長」に改める字句の整理でございます。

附則は、条例の施行日を公布の日と規定するものでございます。

以上、細部説明を終わります。

○向井芳文副議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文副議長 なければ質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文副議長 討論を終結いたします。

採決いたします。

日程第5、議案第27号 横瀬町こども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○向井芳文副議長 起立総員です。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。



◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○向井芳文副議長 日程第6、議案第28号 横瀬町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第6、議案第28号 横瀬町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてであります。ひとり親家庭等医療費の受給者等の要件に関し、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○向井芳文副議長 担当課長の細部説明を求めます。

健康子育て課長。

〔守屋則子健康子育て課長登壇〕

○守屋則子健康子育て課長 議案第28号の細部説明をさせていただきます。

新旧対照表を配付させていただいておりますので、御覧いただければと思います。

この条例の改正でございますが、先ほどのこども医療費支給に関する条例の一部改正と同様に、受給者の定義及び外国に居住する対象者の児童監護の取扱いを明確にするため、条例の一部を改正したいものでございます。

条例の改正の内容についてでございますが、第2条の用語の定義において、第6号として、受給者証を交付される対象者を受給者とする規定を加えるものでございます。

第3条第3項においては、「日本国内に住所を有しない者」を支給の対象としない規定を第6号として1号加えるものでございます。

第4条第1項は、第2条で受給者の定義を追加したことによる字句の整理でございます。

新旧対照表2ページ目、裏面になります。第5条第2項は、「対象者でない」と「受給者証を交付しないことを」に改めるものでございます。対象者と受給者を明確にする規定になります。

第6条第1項は、第2条に受給者の定義を追加したことによる字句の整理でございます。

第7条第2項は、「町」を「町長」に改める字句の整理でございます。

附則は、条例の施行日を公布の日と規定するものでございます。

以上で細部説明を終わります。

○向井芳文副議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文副議長 なければ質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文副議長 討論を終結いたします。

採決いたします。

日程第6、議案第28号 横瀬町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○向井芳文副議長 起立総員です。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。



◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○向井芳文副議長 日程第7、議案第29号 横瀬町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第7、議案第29号 横瀬町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明しますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○向井芳文副議長 担当課長の細部説明を求めます。

福祉介護課長。

〔平沼朋子福祉介護課長登壇〕

○平沼朋子福祉介護課長 議案第29号の細部説明をさせていただきます。

お配りしております議案新旧対照表と本日お配りした資料2を併せて御覧ください。

まず、改正の趣旨でございます。令和6年度の介護報酬改正に併せ、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が令和6年1月25日に公布されたことに伴い、改正するものでございます。

なお、介護サービスに係る基準については、3年に1度介護報酬改正と併せて改正されるものでございます。

次に、改正内容でございます。資料2に沿って説明させていただきます。

第4条は、従業員の員数に係る基準の改正でございます。指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援の指定を受ける場合の人員配置について、指定居宅介護支援事業所ごとに1以上の人員の介護支援専門員を置かなければならないという規定を第2項として追加するものでございます。

第5条は、管理職に係る要件及び兼務範囲の規定を追加するものでございます。追加の内容は、第3項として、常勤かつ主任介護支援専門員の管理者を置かなければならない。

第4項として、管理上支障がない場合等を除き、専従でなければならない旨を追加するものでございます。

第6条は、内容及び手続の説明及び同意に係る規定について、指定介護予防支援の提供先を明確にするものでございます。

第3項は、字句の定義を加えるものでございます。

第12条は、利用料の受領に係る規定を追加するものでございます。通常の実施地域以外の地域において指定介護予防支援を行う場合、利用者等に対し説明を行い、同意を得た上で、交通費の支払いを利用者から受けることができるとするものです。

第23条は、掲示に係る規定の追加でございます。略称規定の追加と重要事項について、ウェブサイトへの掲載の義務について追加するものでございます。

第30条は、記録の整備に係る規定の追加でございます。身体的拘束等を行う場合の記録を義務づけるものでございます。その他関連条文の改正に伴う号ずれ及び字句の整理を行うものでございます。

第32条は、指定介護予防支援の具体的取扱い方針に係る規定の追加でございます。身体的拘束等の禁止

及び緊急やむを得ず行う場合の記録の義務づけ及び指定介護予防サービス事業者等との連携によるモニタリングを、少なくとも3か月に1回利用者の居宅を訪問して行うこと。また、3か月を1期間として、2期間に1回利用者宅を訪問し面談するときは、利用者の居宅を訪問しない時期において、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことを可能とする規定を追加するものでございます。

その他関連条文の改正に伴い、号ずれ及び字句の整理を行うものでございます。

附則は、施行期日を定めるものでございます。なお、改正後の規定については、令和6年4月1日から適用する旨定めるものでございます。

以上、議案第29号の細部説明を終わります。

○向井芳文副議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文副議長 なければ質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文副議長 討論を終結いたします。

採決いたします。

日程第7、議案第29号 横瀬町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○向井芳文副議長 起立総員です。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。



◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○向井芳文副議長 日程第8、議案第30号 横瀬町指定地域密着型サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第8、議案第30号 横瀬町指定地域密着型サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

の一部を改正に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明しますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○向井芳文副議長 担当課長の細部説明を求めます。

福祉介護課長。

〔平沼朋子福祉介護課長登壇〕

○平沼朋子福祉介護課長 議案第30号の細部説明をさせていただきます。

お配りしております議案新旧対照表と資料2を併せて御覧ください。

まず、改正の趣旨でございます。令和6年度の介護報酬改正に併せ、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、改正するものでございます。

次に、改正内容でございます。本条例は、地域密着型サービスの種類ごとの人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものでございます。

内容が非常に細かくなっておりますので、改正の要旨のみ説明させていただきます。それでは、資料2に沿って説明させていただきます。改正概要中、条例番号の次にある括弧内の記載については、対象となるサービスの種類となりますので、説明は省かせていただきます。

では、第8条から第193条についてでございますが、サービスの種類ごとの従業員の員数に係る規定の改正となります。

第8条については、関連条文の改正による字句の整理等でございます。

第84条、第153条、第193条については、従業員の兼務できる施設から、「指定介護療養型医療施設」を除くものでございます。

第132条は、指定地域密着型特定施設における看護職員及び看護職員の常勤換算方法を改めるものでございます。

続いて、第9条から第194条については、管理者に係る兼務範囲の規定を改正するものでございます。管理者の兼務範囲について、同一敷地内の他の事業所等でなくても差し支えない旨を明確にしたものです。

続いて、第11条については、内容及び手続の説明及び同意に係る字句の改正を行うものでございます。

続いて、第26条から第199条については、各サービスの具体的取扱い方針に係る規定を追加するものでございます。身体的拘束の禁止及び緊急やむを得ず行う場合の記録の義務づけと、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催及び指針の整備並びに研修の実施について明記するものでございます。

次のページになります。第36条については、掲示に係る規定を追加するもので、重要事項について、掲示と併せてウェブサイトへの掲載を義務づけるものでございます。

続いて、第44条から第81条については、記録の整備に係る改正で、身体的拘束等を行う場合の記録を義務づけるものでございます。

第49条については、訪問介護員等の員数に係る規定を改正するもので、当該事業所から「指定介護療養型医療施設」を削るものでございます。

第61条の20の3から第204条までは、各サービスにおける準用規定に係る条、項ずれの改正でございます。

第67条については、利用定員等に係る関連法令に合わせ健康保険法に係る事項を削るものでございます。

続いて、第108条の2については、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る規定を追加するものでございます。介護現場の業務の効率化、介護サービスの質の向上、その他生産性の向上に資する取組の促進を図り、継続的に業務改善に取り組む環境を整備するための委員会の設置を義務づけるものでございます。

続いて、第127条から第174条については、協力医療機関等に係る規定の追加でございます。協力医療機関を定めるに当たっての要件は、利用者の急変時等に医師または看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。新興感染症発生時等に迅速に対応できる体制構築のため、第2種協定指定医療機関との対応の取決めに努めることとなります。

第154条は、設備基準に係る法令番号の追加でございます。

第167条の2については、緊急時等の対応に係る規定に、協力医療機関等との協力・緊急時等における対応方法の見直しについての規定を追加するものでございます。

第169条については、字句の整理をするものでございます。

第189条の勤務体制の確保について、管理者の研修受講の努力義務に関する規定を追加するものでございます。

その他関連法令に合わせ、字句の整理をするものでございます。

附則は、施行期日を定めるものでございます。なお、改正後の規定については、令和6年4月1日から適用する旨定めるものでございます。

以上、議案第30号の細部説明を終わります。

○向井芳文副議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文副議長 なければ質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文副議長 討論を終結いたします。

採決いたします。

日程第8、議案第30号 横瀬町指定地域密着型サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○向井芳文副議長 起立総員です。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。



◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○向井芳文副議長 日程第9、議案第31号 横瀬町指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第9、議案第31号 横瀬町指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明しますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○向井芳文副議長 担当課長の細部説明を求めます。

福祉介護課長。

〔平沼朋子福祉介護課長登壇〕

○平沼朋子福祉介護課長 議案第31号の細部説明をさせていただきます。

お配りしております議案新旧対照表と資料2を併せて御覧ください。

まず、改正の趣旨でございます。令和6年度の介護報酬改正に併せ、居宅介護サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、改正するものでございます。

次に、改正内容でございます。本条例は、地域密着型サービスの介護予防事業者の種別ごとの人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものでございます。

内容が非常に細かくなっておりますので、改正の要旨のみ説明させていただきます。それでは、資料2に沿って説明させていただきます。改正の概要中、条例番号の次にある括弧内の記載については、対象となるサービスの種類となりますので、説明は省かせていただきます。

では、第7条から第80条についてでございます。管理者に係る兼務範囲について、同一敷地内の他の事業所ではなくても差し支えない旨を明確化するものでございます。

第10条、施設の定義に係る改正については、関連法令の改正に伴い改めるものでございます。

第12条は、内容及び手続の説明等に係る字句の改正でございます。「磁気ディスク、シー・ディー・ロム」を「電磁的記録媒体」に改めるものでございます。

第33条は、掲示に係る規定でございますが、重要事項について、ウェブサイトへの掲載を義務づけるものでございます。

第41条から第86条については、記録整備に係る規定の追加及び字句の改正でございます。第41条につい



ては、身体的拘束等を行う場合の記録の義務づけに関する規定を追加、第65条、第86条については、関係法令の改正に伴う字句の整備となります。

第43条については、指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱い方針に係る規定の追加でございます。身体的拘束等の禁止及び緊急やむを得ず行う場合の記録を義務づける規定を加えるものでございます。

第45条、従業員の員数等に係る規定の改正については、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が併設している場合に従事できる施設から「指定介護療養型医療施設」を削るものでございます。

第54条については、身体的拘束等の禁止に係る規定の追加でございますが、身体的拘束等の適正化を図るための委員会の設置、身体的拘束等の適正化のための指針の整備、介護職員、その他従事者に対し研修の定期的な開催についての規定を加えるものでございます。

第64条の2では、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置として、介護現場の業務の効率化、介護予防サービスの質の向上、その他生産性の向上に資する取組の促進を図り、継続的に業務改善に取り組む環境を整備するための委員会の設置を義務づける規定を加えるものでございます。

続いて、第84条、協力医療機関等に係る規定については、協力医療機関との連携体制の構築及び要件の追加でございます。協力医療機関を定めるに当たっての要件は、利用者の急変時等に医師または看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。新興感染症発生時等に迅速に対応できる体制構築のため、第2種協定指定医療機関との対応の取決めに努めることとしています。

附則は、施行期日を定めるもので、改正後の規定については、令和6年4月1日から適用する旨定めるものでございます。

以上、議案第31号の細部説明を終わります。

○向井芳文副議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文副議長 なければ質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文副議長 討論を終結いたします。

採決いたします。

日程第9、議案第31号 横瀬町指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○向井芳文副議長 起立総員です。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。



◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○向井芳文副議長 日程第10、議案第32号 横瀬町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第10、議案第32号 横瀬町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明しますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○向井芳文副議長 担当課長の細部説明を求めます。

福祉介護課長。

〔平沼朋子福祉介護課長登壇〕

○平沼朋子福祉介護課長 議案第32号の細部説明をさせていただきます。

お配りしております議案新旧対照表と資料2を併せて御覧ください。

まず、改正の趣旨でございます。令和6年度の介護報酬改正に併せ、居宅介護サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、改正するものでございます。

次に、改正内容でございます。それでは、資料2に沿って説明させていただきます。

第3条については、略称規定の追加でございます。

第4条は、従業員の員数に係る基準の改正でございます。ケアマネジャー1人当たりの取扱い件数について、居宅介護支援事業所ごとに1以上の員数の常勤のケアマネジャーを置くことが必要となる人員基準を見直すものでございます。

第5条は、管理者の兼務範囲について、同一敷地内の他の事業所等でなくても差し支えない旨を明確化するものでございます。

第6条は、内容及び手続の説明及び同意に係る規定について見直しを行うものでございます。前6か月間に作成した居宅サービス計画における訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護の各サービスの利用割合及び各サービスの同一事業者によって提供された者の割合について、利用者に説明し、理解を得ることを努力義務とするものです。

第15条は、指定居宅介護支援の具体的取扱い方針に係る規定を追加するものでございます。身体的拘束等禁止及び緊急やむを得ず行う場合の記録の義務づけ、指定居宅介護サービス事業者等との連携によるモ

ニタリングの実施についての規定を追加するものでございます。

第24条は、掲示に係る規定を加えるもので、重要事項についてウェブサイトへの掲載を義務づけるものでございます。

第31条は、記録の整備に係る規定に、身体的拘束を行う場合の記録の義務づけを加えるものでございます。

第33条、附則の改正については、改正に伴う号ずれによるものでございます。

附則は、施行期日を定めるもので、改正後の規定については、令和6年4月1日から適用する旨定めるものでございます。

以上、議案第32号の細部説明を終わります。

○向井芳文副議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文副議長 なければ質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文副議長 討論を終結いたします。

採決いたします。

日程第10、議案第32号 横瀬町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○向井芳文副議長 起立総員です。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。



◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○向井芳文副議長 日程第11、議案第33号 令和6年度横瀬町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第11、議案第33号 令和6年度横瀬町一般会計補正予算（第1号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算について行うものです。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,085万6,000円を追加し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ44億1,085万6,000円とするものであります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明しますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○向井芳文副議長 前例に倣い、休憩をして各担当課長の細部説明を求めます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時20分

再開 午後 2時32分

○向井芳文副議長 再開いたします。

説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑は、歳入歳出全般にわたり行います。質疑の際はページ数をお示しください。質疑ございますか。

5番、黒澤克久議員。

○5番 黒澤克久議員 すみません、1点だけ。

先ほど7ページ、歳入の部分で、企業版ふるさと納税の寄附金ということで、プロスポーツということをおっしゃっていましたが、スポーツの内容と、この対象者はどういう規模を考えているのか説明ください。

○向井芳文副議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○大畑忠雄まち経営課長 この企業版ふるさと納税でご寄附をいただく企業さんのご希望でいきますと、具体的にはプロ野球チームの独立リーグに加盟しているチームを活用するという話になっておりまして、選手の方もそうですし、そこに所属しているトレーナーであるとか、そういう方もいらっしゃると思いますので、そういった方々の人材を活用して、この150万円を使って事業をしてほしいという申出でございました。以上です。

○向井芳文副議長 再質疑ございますか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文副議長 なければ質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文副議長 討論を終結いたします。

採決いたします。

日程第11、議案第33号 令和6年度横瀬町一般会計補正予算（第1号）は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○向井芳文副議長 起立総員です。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。



◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○向井芳文副議長 日程第12、議案第34号 令和6年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第12、議案第34号 令和6年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正を行うものです。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ108万5,000円を追加し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ9億1,908万4,000円とするものであります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○向井芳文副議長 前例に倣い休憩して担当課長の細部説明を求めます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時35分

再開 午後 2時36分

○向井芳文副議長 再開いたします。

説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑は、歳入歳出全般にわたり行います。質疑の際はページ数をお示しください。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文副議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文副議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第12、議案第34号 令和6年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○向井芳文副議長 起立総員です。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。



◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○向井芳文副議長 日程第13、議案第35号 埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第13、議案第35号 埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてであります。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律による高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、埼玉県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて協議するため、地方自治法第291条の11の規定により、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明しますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○向井芳文副議長 担当課長の細部説明を求めます。

町民課長。

〔平沼宏一町民課長登壇〕

○平沼宏一町民課長 それでは、議案第35号の細部説明をさせていただきます。

事前にお配りした新旧対照表を御覧ください。今回の改正は、別表第1の市町村の処理する事務につきまして、「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改めるものでございます。

改正の理由につきましては、令和6年12月2日から被保険者証、いわゆる紙の保険証が廃止され、以後マイナンバーカードによる被保険者資格の確認を行う、いわゆるマイナ保険証が基本となり、併せて今回の廃止に伴い、長期間保険料を滞納している滞納者に交付している資格証明書についても廃止されます。マイナ保険証をお持ちでない方には、従来と同様のカード型の資格確認書が新たに交付されるようになるため、表記を改めるものでございます。

また、後期高齢者医療制度の運営は、現在埼玉県後期高齢者医療広域連合で行っているため、本議会において規約変更の議決をしていただく必要があるため、このたび上程いたしました。

以上で議案の細部説明を終わります。

○向井芳文副議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 ただいまの規約の変更ですけれども、広域連合が保険者になって、全国47都道府県で行っているわけですが、後期高齢者医療制度ができたのが、たしか平成20年4月からということになっていますが、今現在収納関係とか、町でも広域連合に対して一定程度の事務等を扱っていると思うのです。

そういう中におきまして、先日所管の課長から資料を頂いたのですけれども、マイナ保険証の登録が横

瀬町の場合に、まだ非常に少ないのです。今年の6月1日現在で、被保険者数が1,456人のうち4月の15日現在の数値が638人という、そういう資料を頂きました。ということは50%に満たない人しか保険証の登録をしていない。そういう中で、今度国のほうの方針に従って進めていくということなのですが、事務的にこれから非常に大変ではないかなと思いますが、どんな影響が出るか、担当課長では、今後どんなような取組をしなければいけないのか、その辺のことをお聞かせ願いたいと思います。

○向井芳文副議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

町民課長。

○平沼宏一町民課長 それでは、ご質問にお答えいたします。

確かに4月15日現在で638人という、マイナ保険証を持っている方です。被保険者は1,456人ということで、43.8%、まだ低率のわけです。これにつきましては、極力広報PRをして、これを増やしていくということをするということと、どうしてもマイナ保険証に切替えがスムーズにいかない方もいると思いますので、その場合には、先ほどお話しした資格確認書という紙の、従来と同様のようなものが出ます。今年につきましては、まだ紙の保険証と併用期間になります。ですので、そこところが、今年1年が、ある意味移行の、マイナ保険証と従来の保険証の併用期間ということになりますので、その期間を活用しながら、マイナ保険証のほうに切り替えていくことを促進させていくということになると思います。

事務のほうとすれば、確かにちょっと煩雑になるところもありますが、やはり社会全体の流れが、マイナ保険証一本化ということが国全体で決まっておりますので、その辺をできるだけスムーズに移行できるように準備のほうをしていきたいと思います。

以上です。

○向井芳文副議長 再質疑はございますか。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 この中で対象になっているのは私だけだと思うのです。

私たちの年代の人に何人か聞いたことがあるのです。そうしたら、何でそこまでやらなくてはいけないのか、そういう声が強いです。資格確認書になると期間が5年になるとか。今までの保険証だと1年ですね。1年だとちゃんと保管できているかもしれないし、5年の期間になると、今度紛失もあるだろうし、高齢者で認知症が進むのですから、非常に大変だと思うのです。私自身もその辺よく分かっているので、これからそういった高齢者に対して、もうちょっと困らないような、利用しやすいような形でないと。それと、なおかつまだマイナンバーカードにしていない人が結構います。

その取組はあると思うのですが、広域連合は各市町村にやれやれと押しつけて、それを集約するだけで運営しているから楽なのだけれども、各市町村の担当課長は大変だと思うのです。なおかつそこに暮らしている高齢者は、非常にこれから大変な思いをしなくてはいけない。やはりその辺のところを何とかうまく説明していかないと、大変だなという気がするのですが、これからどんなふうに取り組むのか、そういう方法があればちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○向井芳文副議長 ただいまの再質疑に対する答弁を求めます。

町民課長。

○平沼宏一町民課長 ご質問にお答えします。

確かに高齢の方、大体マイナンバーカードとは何でしょうということからあると思うのですが、やはりマイナンバーカードによる保険証になると、医療機関の医療情報等の共有とか、今までなかなかうまくいかなかったようなところができるようになるというメリットもありますので、保険証という物ということでは、確かに取扱いが難しいと思いますけれども、そういうところを被保険者の方にPR、機会を見つけてその辺を周知をしていきたいと思っております。

以上です。

○向井芳文副議長 再々質疑ございますか。よろしいですか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文副議長 なければ質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文副議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第13、議案第35号 埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○向井芳文副議長 起立多数です。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時48分

再開 午後 2時49分

○向井芳文副議長 再開いたします。

---

◇

◎議案第36号の上程、説明、質疑、採決

○向井芳文副議長 日程第14、議案第36号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第14、議案第36号 人権擁護委員候補者の推薦についてであります。人権擁護委員、大野容子氏の任期は、令和6年9月30日で満了となるため、後任として平沼成美氏を法務



大臣に推薦することについて同意を得たいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、この案を提出するものであります。なお、任期は3年でございます。

平沼さんについて申し上げます。平沼さんは、横瀬町第6区にお住まいで、昭和37年6月24日生まれの61歳でございます。経歴でございますが、専門学校を卒業後、昭和58年4月に秩父市役所の職員となりました。秩父市役所では、荒川総合支所市民福祉課や市民部市民課勤務を経て、令和2年4月からは市民部市民課長を務めて、令和3年3月に退職をされております。人権擁護委員として適任と思いますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○向井芳文副議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文副議長 質疑なしと認めます。

人事案件ですので、討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○向井芳文副議長 異議なしと認めます。

採決いたします。

日程第14、議案第36号 人権擁護委員候補者の推薦については、これを原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○向井芳文副議長 異議なしと認めます。

よって、議案第36号は原案のとおり同意されました。



◎請願第1号の上程、説明、質疑、委員会付託

○向井芳文副議長 日程第15、請願第1号 「現行の健康保険証の存続を求める意見書」を国へ提出することを求める請願を議題といたします。

紹介議員の説明を求めます。

12番、若林清平議員。

〔12番 若林清平議員登壇〕

○12番 若林清平議員 ただいま上程いただきました請願第1号の紹介議員として発言をさせていただきます。

この請願第1号は、「現行の健康保険証の存続を求める意見書」を国に提出することを求める請願でございます。

請願者につきましては、お手元に配付をしてあると思いますが、今現在マイナンバーカードに保険証を一体化させる、そういう取組が始まっていて、昨年6月に国のほうで決められました。

そういう中でこの請願が出てきておりますが、要点につきましては、やはりいろいろとまだトラブルが

あったり、マイナンバーカードの普及が完全でない。ましていろんな場面で問題が起こっている。そんなふうなこともありまして、ぜひ今までどおりの保険証の発行を併せてお願いしたいという内容でございます。請願の趣旨につきましては、そういうことで、そのことにつきまして、国、国会のほうへ意見書を上げてもらいたいという内容でございます。ぜひ皆さん方のご賛同をいただきまして、意見書が届けられますようお願いしたいと思います。

なお、横瀬町の状況を見ますと、先ほどの後期高齢者医療の関係につきましては、先ほど質問等で申し上げたとおりですけれども、国民健康保険は横瀬町が保険者になって進めている医療保険でございます。そういう中におきましても、5割ちょっとの割合しかない。まして被保険者数が1,808人、これは今年の4月30日現在の数値ですけれども、そういう中におきましてマイナ保険証の登録者数が1,059人、58.6%という実態にもあります。

ぜひしばらくの間、マイナ保険証は今でも使えますけれども、今までの保険証も引き続き必要な方には発行していただくことを続けながら、やはり理解を深めた上で移行すべきだというふうに思っていますので、ぜひ皆さん方のご賛同をいただきたいと思えます。

長い案文なので、省略しますが、既に皆さん方のお手元に届いていると思えますので、ぜひよろしくお願いいたします。

以上で紹介議員としての発言を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

「現行の健康保険証の存続を求める意見書」を国へ提出することを求める請願

#### 【請願趣旨】

2024年秋に現行の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードの一体化（マイナ保険証化）をすすめる法律が昨年6月2日に成立、今年12月に保険証廃止が決まっています。しかしながら、埼玉県保険医協会の会員調査では、マイナ保険証を利用することによるトラブルを経験している開業医は多く、直近調査では、政府が「総点検」で一定の収束の方向性を示していた昨年10月以降に限定しても58%の開業医がトラブルを経験しています。健康保険証の廃止について「賛成」したのはわずか3%で、「保険証は残すべき」が89%、「廃止は延期すべき」が8%で、合わせて97%が保険証の廃止を望んでいないことが示されています。厚労省の発表によればシステムが本格稼働した昨年度の4月度のマイナ保険証の利用率は6.3%でしたが、12月度は4.29%です。町立小鹿野中央病院では2023年4月～2024年3月のマイナ保険証の平均利用率は2.19%、秩父市ではマイナンバーカード保有率は79%ですが、2023年12月の秩父市立病院でのマイナ保険証の利用率はわずか0.3%です。マイナ保険証は不安もなくメリットを感じていれば利用率は増えていくはずですが、マイナンバーカードを利用した特殊詐欺事件や相次ぐ情報漏洩の報道にマイナ保険証に対する信頼は高まらずむしろ下がり続けています。また、国家公務員の利用率も平均4.36%で国民の利用率と相違なく極めて低い状況です。

障がいのある方、寝たきりの方や認知症の方などの社会的弱者の方々にとっては、マイナンバーカードの取得や更新手続き、病院に受診などは非常に困難で問題は山積みです。医療DX推進にあたり、新しい技術の導入時期にあっては様々なトラブルやエラーが生じることはやむを得ず、それらに上手に対応して良きシステムに発展させていくことが必要ですが、こうした社会的弱者の方々を取り残されてしまうことはあってはならないことです。政府はマイナ保険証を持たない国民全員に「当面は」「資格確認書」を発

行し、マイナ保険証を持つ国民全員には「資格情報のお知らせ」を発行することにしていきます。

いずれの券面とも現在の健康保険証と評価内容は同様であり、わざわざ異なる券や証書を発行することに合理性はみえません。これらが発行する保険者にとっては、今年の12月までに発行体制を整えることが困難になっています。現行の保険証が存続すれば、国民や患者や医療機関にもわかりやすく、保険者にも新たな人手や予算も必要となりません。

国は、2023年度補正予算でマイナ保険証推進に係る予算として887億円を予算計上し、医療機関に対し利用率の目標設定、利用実績に応じた評価を行い、利用率増加に応じた補助金を交付するなどの推進策に、217億の予算を計上しました。現行の保険証を残せば不要な支出です。現行の健康保険証の廃止は、本来任意のはずのマイナンバーカードの取得を事実上義務化させることになり、国民から選択の自由を奪うものです。マイナンバーカードを健康保険証として使うかどうかは国民の任意とするべきです。

よって、今年12月の健康保険証廃止を中止し、現行の健康保険証の存続を強く求めるものです。

【請願事項】

「現行の健康保険証の存続を求める意見書」を国に提出すること

【請願者】秩父社会保障推進協議会 代表 千島正行

(事務局) 〒368-0016 秩父市阿保町1-11 (秩父生協病院内) 電話23-8124

○向井芳文副議長 紹介議員の説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文副議長 質疑なしと認めます。

本請願の取扱いについてご意見を伺います。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 紹介議員がいますので、慣例に従って所管委員会に付託がよいと思いますが。

○向井芳文副議長 ここでお諮りいたします。

ただいま10番、関根修議員より発言がありましたように、この請願第1号については、これを所管の委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○向井芳文副議長 異議なしと認めます。

よって、請願第1号は総務文教厚生常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。



◎閉会中の継続審査の申出

○向井芳文副議長 ここで、お諮りいたします。

各常任委員会委員長より地方自治法第109条第2項の規定に基づく所管事務調査を、また議会運営委員会委員長より地方自治法第109条第3項に規定する調査を、会議規則第72条の規定により、それぞれ閉会

中の継続審査としたい旨の申出がありました。そのように取り計らいをしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○向井芳文副議長 異議なしと認めます。

よって、そのように取り計らいます。

---

○向井芳文副議長 ここで、字句の整理についてお諮りいたします。

会議規則第44条の規定により、会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○向井芳文副議長 異議なしと認めます。

よって、そのように整理いたします。

---



◎閉会の宣告

○向井芳文副議長 以上で本定例会の会議に付された事件は全て議了いたしました。

これで会議を閉じます。

令和6年第4回横瀬町議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

閉会 午後 2時58分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 新 井 鼓 次 郎

副 議 長 向 井 芳 文

署 名 議 員 森 沢 望 美

署 名 議 員 関 貴 志

署 名 議 員 町 田 多